

多久市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

成年後見制度利用促進基本計画

令和4年度～令和8年度

生涯安心

～人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくり～



令和4年3月

多久市・多久市社会福祉協議会

多久市地域福祉計画 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の目的	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画期間	6
5. 計画の策定体制	6
第2章 地域共生社会の実現に向けて	7
1. 必要とされる背景	9
2. 実現に向けた体制整備	10
3. 実現の方向性	10
4. 実現に向けた目標	11
第3章 多久市の地域福祉をめぐる現状	13
1. 人口の現状	13
2. 世帯の現状	14
3. 子どもの現状	14
4. 高齢者の現状	16
5. 障害者の現状	18
6. 生活困窮者の現状	19
第4章 計画の基本的な考え方	21
1. 計画の基本理念	21
2. 計画の基本目標	21
3. 計画の体系	22
第5章 計画の取り組み	24
基本目標1 子育て応援のまちづくり	24
基本目標2 人にやさしい健康・福祉のまちづくり	27
基本目標3 安全な生活環境づくり	39
基本目標4 みんなで取り組む参画と協働のまちづくり	40
第6章 成年後見制度利用促進基本計画	41
1. 計画策定の趣旨	41
2. 計画策定の目的	41
3. 成年後見制度について	41

4. 日常生活自立支援事業	42
5. 成年後見制度利用が想定される高齢者・障害者の現状	43
6. 成年後見制度の利用促進	45
第7章 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）の取り組み	48
1. 地域福祉とは	48
2. 社会福祉協議会とは	49
3. 多久市社会福祉協議会とは	50
4. 地域福祉活動計画の基本理念	51
5. 計画の基本目標	51
6. 計画の展開(取り組みの体系)	53
7. 地域福祉活動計画の目標と施策	55
8. 地域福祉活動計画(平成 29 年度～令和 3 年度)の目標・実績	79
第8章 協働による推進	83
1. さまざまな主体の連携	83
2. 市民一人ひとりができること	84
3. 市民団体が取り組むこと	85
4. 福祉事業者・関係団体がすすめること	86
5. 行政などがすすめること	88
第9章 計画の進行管理	91
1. 計画の進行管理方法	91
2. 計画(平成 29 年度～令和 3 年度)の目標・実績	92
3. 市民の評価	94
4. 計画(令和 4 年度～令和 8 年度)の現状値・目標値	95
資料編	
1. 多久市地域福祉計画・地域福祉活動計画作成に伴うアンケート集計表	96
2. 多久市地域福祉計画策定委員会条例	106
3. 多久市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	107
4. 多久市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	108
5. 多久市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュール	109
6. 用語解説	110

多久から発信



- 多久市第5次総合計画では、SDGs（Sustainable Development Goals）の理念「誰一人取り残さない」社会の実現に沿って、SDGsを原動力とした地方創生に取り組んでいます。この考え方を踏まえ、地域福祉においても持続可能な地域づくりを推進しなければなりません。
- SDGsは、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として採択されたもので、令和12年をゴールとし、「持続可能な地域」をつくり上げることと、「誰も取り残さないこと」を重要視しています。このことは、地域福祉計画の理念である地域共生社会のめざすところに通じます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



発刊にあたって

近年、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、地域での課題が「複雑化」する一方、少子高齢・人口減少という地域の活力や持続可能性を脅かす課題が出てきています。

こういった課題を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けた改正社会福祉法等により、それぞれの地域において、地域生活課題に対応する包括的な支援体制の整備が目指されています。

多久市におきましても、地域福祉計画の策定ガイドライン等にもとづき、計画の策定・改定に着手し、包括的な支援体制の整備に向けて、地域力強化と多機関協働などを「面」として展開する仕組みづくりや推進体制（庁内連携の体制等）の構築を図ってまいります。

現行の「多久市地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成29年度～令和3年度）」の目標・実績の評価をするとともに、住民アンケートにより、市民の皆さまのご意見を伺いし、「多久市地域福祉計画・地域福祉活動計画・成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度～令和8年度）」を策定いたしました。

本計画は、「第5次多久市総合計画」や、SDGs（Sustainable Development Goals）の理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）に沿って、既存の福祉計画の概要を踏まえ、安心して暮らすことのできる協働のまちづくりをめざし、『生涯安心一人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくり』の基本理念のもと策定しました。これらの考え方を踏まえ、地域福祉においても持続可能な開発のためのまちづくりを推進してまいります。

計画策定に際して、貴重なご意見やご提言をいただきました「多久市地域福祉計画策定委員」の皆様、また、アンケート調査にご協力いただきました多くの市民の皆様にご心から御礼を申し上げます。

結びに、本計画に対しまして、市民の皆様のご理解とご協力を心からお願いして、ご挨拶とさせていただきます。

令和4年3月

多久市長 横尾俊彦

発刊にあたって

市民の皆様には、日頃から多久市社会福祉協議会の運営並びに事業の推進につきましては、多大なるご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、地域福祉活動計画(令和4年度から令和8年度)を策定いたしました。

多久市社会福祉協議会は、昭和32年4月、市民有志の発意により在宅サービスを図るための組織として設立され、昭和43年9月には、社会福祉法人の認可を受け、地域福祉活動を積極的に推進しています。『一人一人が互いに尊重しあい、支えあって地域で安心して暮らせる心豊かなまちづくり』を基本理念として今日に至るまで地域福祉の向上推進のため地域住民のニーズに沿った地域福祉活動に向けて努力してまいりました。

しかしながら、近年の少子高齢化や核家族化が急速に進む中、地域社会の変化、価値観の多様化などで、地域住民とのふれあいや隣近所との関わりも少なくなり、地域でのコミュニティー機能は低下してきており、地域社会でのつながりが希薄になってきました。

「福祉」という言葉は、「ふだんの 暮らしの しあわせ」と言われています。

「福」、「祉」どちらの文字も「幸せ」という意味を持っており、2つの文字が組み合わされることで「幸せ」「豊かさ」を意味する言葉となります。

「ふだんの 暮らしの しあわせを実現させる営み」を享受するためには、地域共生社会の実現が必要です。

そのためには、地域住民が自ら地域づくりに参加し、お互いが福祉の担い手であり、受け手であるという考えのもとに、主体となる地域住民、自治会、民生委員児童委員、社会福祉施設、社会福祉法人、商工業、医療機関、学校、NPO・ボランティア団体、行政機関など、多くの方々の関わりが、なお一層必要であり重要な役割を担う支援者となっていただき、共に支え合う地域福祉づくりを目指し、日々新たな気持ちで取り組んでまいります。

最後に活動計画にあたって、新型コロナウイルス禍において、住民アンケートにご協力頂いた市民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました地域福祉活動計画策定委員の皆様にお礼を申し上げますとともに、今後とも多久市社会福祉協議会へのご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

社会福祉法人多久市社会福祉協議会

会 長 藤 田 和 彦

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「地域福祉計画」は、地域福祉を推進するために目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に構想、提示するものです。

社会福祉法においては、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない」旨が定められています。（法第4条第2項）

地域福祉計画では、「地域共生社会」の実現に向けて、多様で複合的な「地域生活課題」などを踏まえながら、「目指す地域の姿」を明確にしたうえで、その実現に向けた地域福祉を推進するための目標を設定し、体制・組織、仕組みや資源の整備を定め、計画的に進めることを目指します。

地域福祉の推進のためには、「地域住民等」が、地域の実情について十分に理解したうえで、限られた資源を有効活用しつつ、その地域における福祉の水準をどのように設定していくかについて、幅広い合意が形成される必要があります。そのためには、その地域における福祉全体を俯瞰する道具が必要であり、この道具こそが地域福祉計画であるといえます。

□社会福祉法抜粋

社会福祉法 第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

社会福祉法 第4条第2項（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

前回策定の「地域福祉計画・地域福祉活動計画」（計画期間：平成29年度～令和3年度）は、策定にあたり、新たな取組みとして、平成25年12月13日施行の生活困窮者自立支援法に基づき、多久市社会福祉協議会や関係する機関と協力して、地域における生活困窮者を把握し、その人に適切なサービスを行い、自立に向けた支援を行うことを示しました。

今回、「地域共生社会」の実現に向けた改革の一環として、「社会福祉法」が、平成29年5月に改正され、平成30年4月に施行されました。このことを踏まえ、平成29年12月12日に示された地域福祉計画の策定ガイドラインに基づき、前回策定の「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直しをするとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が、平成28年5月13日に施行されたことに基づき、一体的に「多久市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

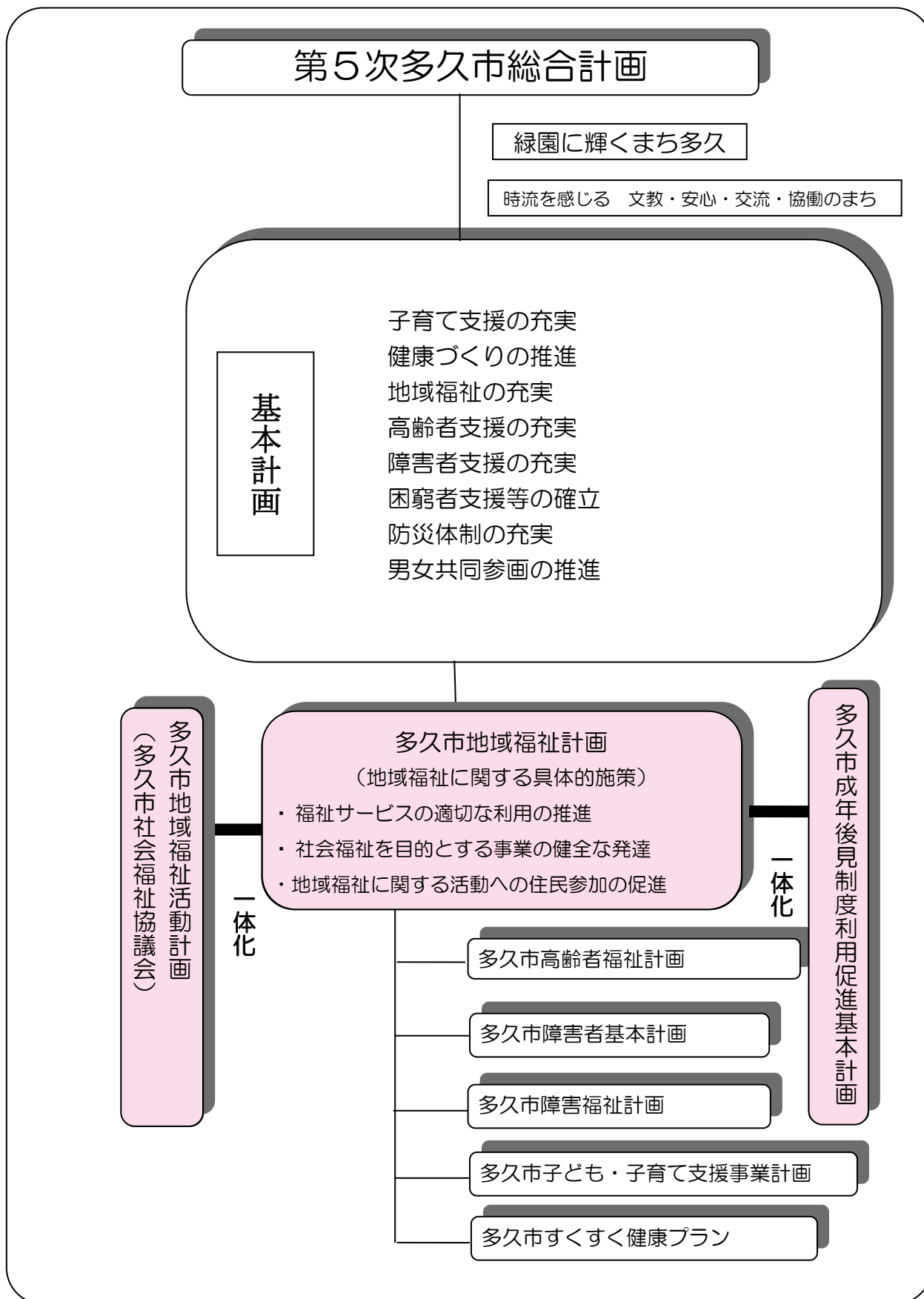
【社会福祉法改正のポイント】

- 地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されました。（法第4条第3項）
- 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」を定め、その責務を具体化し、公的責任を明確にするため「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されました。（法第6条第2項、法第106条の3）
- 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことが努力義務とされました。（法第106条の2）
- 地域福祉（支援）計画の策定が「努力義務」とされました。（法第107条第1項）
- 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。（法第107条第1項）
- 定期的に、その策定した地域福祉（支援）計画について、「調査、分析及び評価を行うように努める」ことが明記され、PDCA サイクルを踏まえた進行管理の必要性が示されました。（法第107条第3項）

2. 計画策定の目的

本計画は、「地域共生社会」の実現に向けた、多様で複合的な「地域生活課題」を「我が事」として捉える地域づくり、地域住民や専門職・機関、社会福祉協議会、社会福祉法人、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人、民間福祉事業者等の連携・協働による地域生活課題等の解決に向けた「包括的な支援体制の整備」を目指し、その指針と施策を示す計画です。

3. 計画の位置づけ



■「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域の助けあいによる福祉（地域福祉）」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、「困ったときに助けあう関係づくり」、「お互いを認めあい、支え合いながらともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」を作る計画です。

そのため、本市の長期計画である「第5次多久市総合計画」を上位計画とし、「高齢者福祉計画」、「障害者基本計画」、「障害福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「すくすく健康プラン」とは密接なかかわりを持つため、整合性を図るとともに、他の分野計画の「上位計画」と位置づけます。

□社会福祉法抜粋

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条第1項の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

□社会福祉法抜粋

社会福祉法第109条第1項（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

■「成年後見制度利用促進基本計画」とは

「成年後見制度利用促進基本計画」とは、成年後見制度利用促進法第14条に基づき、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるようにするとともに、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的計画と位置づけ、認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守ることに取り組む計画です。

□成年後見制度利用促進法抜粋

成年後見制度利用促進法第14条（市町村の講ずる措置）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から8年度までの5年間とします。なお、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画名	年 度											
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
多久市地域福祉計画 ・ 地域福祉活動計画 ・ 成年後見制度利用 促進基本計画												
第5次多久市総合計画 (前期)												
多久市高齢者福祉計画												
多久市障害者基本計画												
多久市障害福祉計画												
多久市子ども・子育て支援事業計画												
第2次多久市すくすく健康プラン												

5. 計画の策定体制

(1) 委員会の設置

①策定委員会

「学識経験者」、「囑託員」、「民生委員・児童委員」、「社会福祉事業にたずさわる者」、「地域福祉活動に関わる者」、「児童・保育に関わる者」などから構成し、幅広い関係者の意見を計画に反映する体制を取りました。

②検討委員会

住民のさまざまな生活分野にわたるため、保健福祉分野を中心に関連する課の参加により、検討委員会を組織し、計画策定の検討を行いました。

(2) 国・県との連携

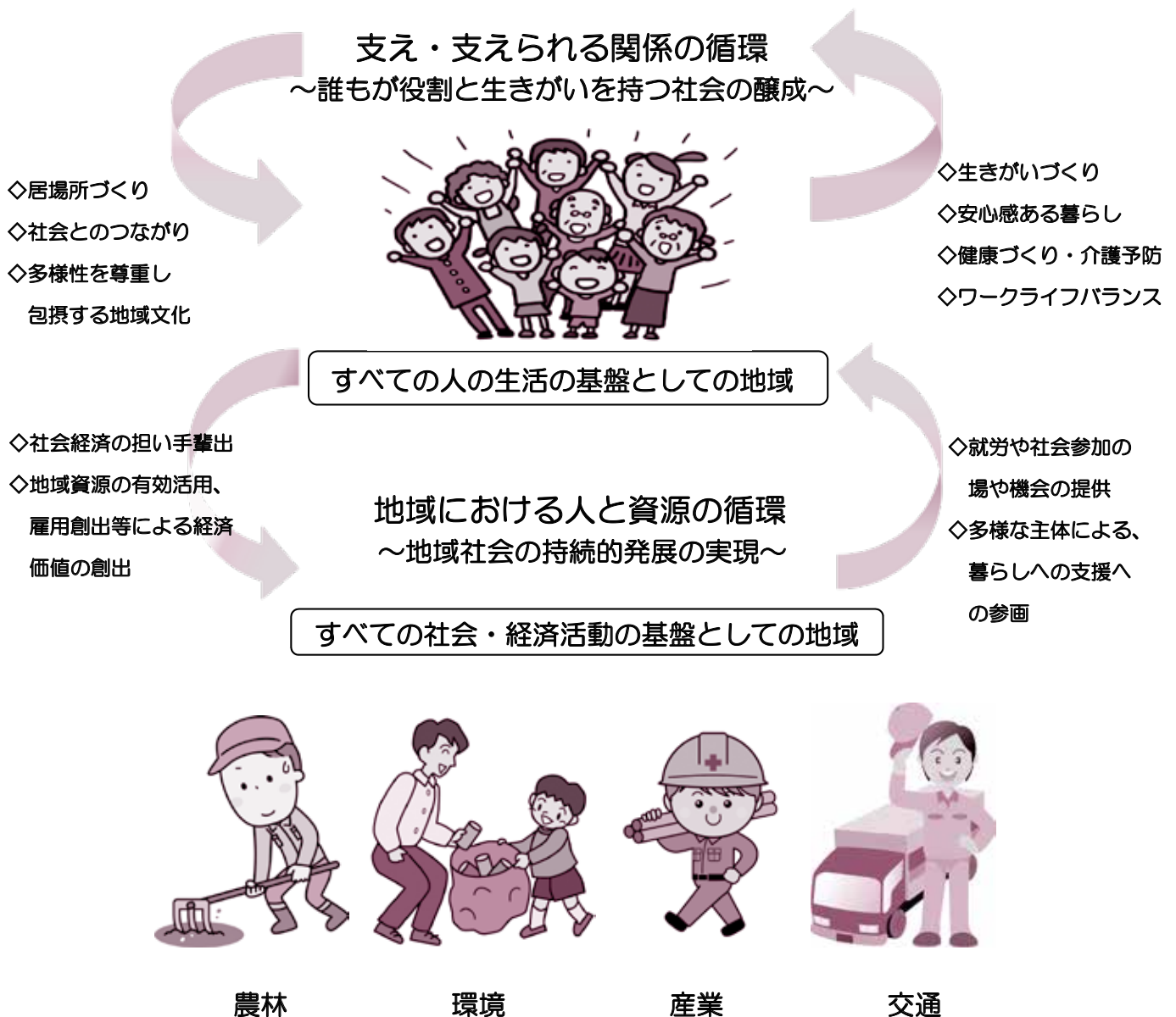
計画策定に当たっては、国や県の示す考え方や方向性等と適宜、整合性を確保しながら策定しました。

第2章 地域共生社会の実現に向けて

第2章 地域共生社会の実現に向けて

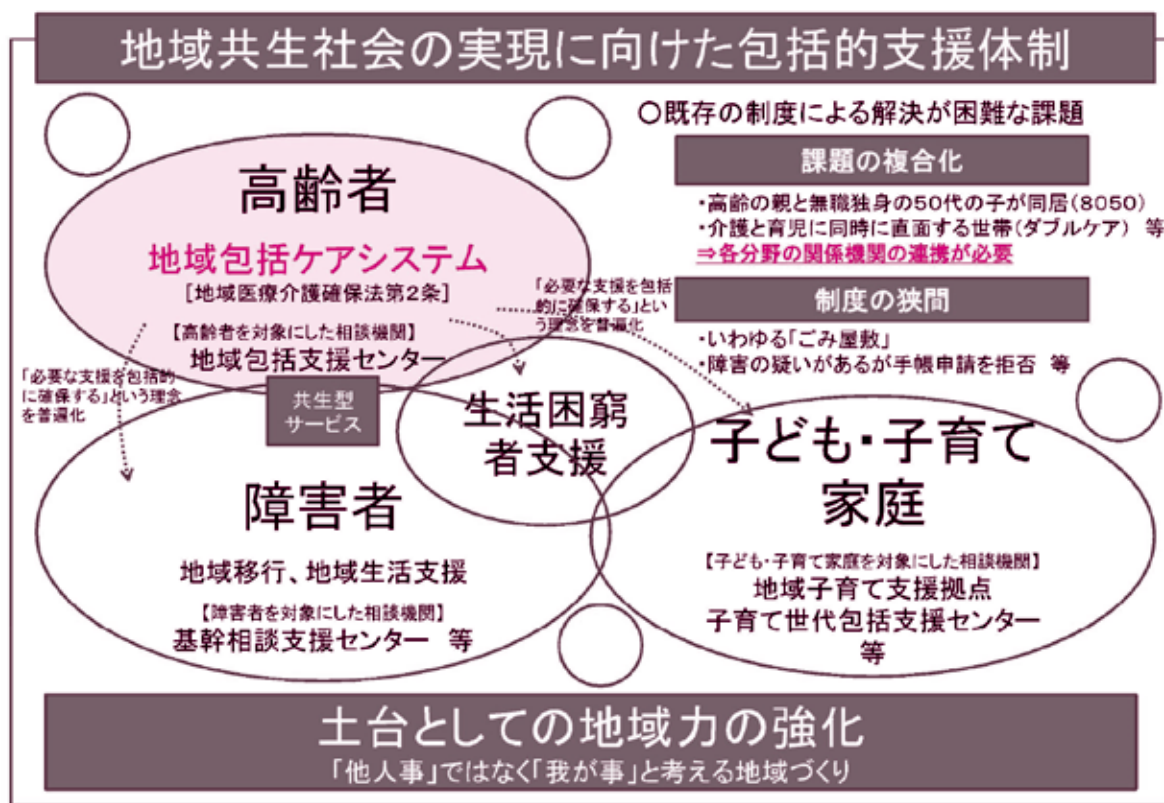
■制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『一体となって』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

【地域共生社会のイメージ】



※厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料を基に作成

■地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制について



※厚生労働省ホームページ「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」から引用。



1. 必要とされる背景

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

例えば、高齢の親と無職独身や障害がある50代の子が同居することによる問題（8050問題）や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

一方、少子高齢化・人口減少という国及び地域が抱えている大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であるといえます。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

これらの社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

そこで、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。また、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

2. 実現に向けた体制整備

暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備等を進めていくことが必要です。

子どもからお年寄りまで、障害の有無に関係なく、全ての住民が共に支え合い、助け合う地域づくりを推進し、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の協働によるネットワークを充実させるとともに、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」が実現するまちを目指します。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

「地域共生社会」の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、「公的支援」と「地域づくり」の仕組み、双方の転換を目指すものです。

3. 実現の方向性

「地域共生社会」の実現に向けて、3つの「地域づくり」の取り組みの方向性が示されました。

- (1) 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり
- (2) 「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり
- (3) 「一人の課題から」、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり

4. 実現に向けた目標

- (1) 「地域共生社会」の実現に向けた、より身近な地域で地域生活課題を「我が事」として捉える地域づくり、地域住民や専門職・機関、社会福祉協議会、社会福祉法人、企業等の連携・協働による地域生活課題等の解決に向けた仕組みづくりなど「包括的な支援体制の整備」を目指します。
- (2) 社会的孤立や複合的な課題を抱える個人と家族（世帯）に着目した支援体制（セーフティネット等）の構築を目指します。
- (3) より身近な地域で地域生活課題を受け止め、解決に結びつけるため、生活圏域の階層化と保健福祉サービスの重層化や総合化（包括化）に向けた取組を目指します。
- (4) 「地域福祉計画」による地域福祉の推進をまちづくりや人口減少などの地域の課題解決につなげることを目指します。
- (5) 包括的な支援体制の整備や地域福祉を推進するための具体的な事業・活動の展開にあたっては、既存施策や既存の地域の社会資源を有効活用しつつ、地域生活課題の状況等に応じて新たな仕組みづくりや社会資源の開発を図る視点で取り組むように努めます。



■「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

従来、福祉は一般的に社会的に立場の弱い人を、行政が支援するものと思われてきましたし、実際そうでもありました。しかし、今日の多様化する住民の福祉のニーズに対し、行政の施策のみでは十分に対応できなくなっています。

「社会保障制度改革国民会議報告書」（平成25年8月6日）は、我が国の社会保障制度について、「自助」を基本としながら、生活上のリスクには、「共助」が「自助」を支え、「自助」や「共助」で対応できない状況には、「公助」が補完する仕組みと位置付けています。あわせて、「家族・親族、地域の人々等との助けあいを『互助』と位置付け、人生と生活の質を豊かにする『互助』の重要性を確認し、これらの取り組みを積極的に進めるべきである。」としています。

そこで、地域のさまざまな福祉ニーズに対し、住民、団体、事業所、市が協働して、それぞれの役割を担い「地域の助けあいによる福祉」が実現できるような地域づくりが求められています。

じじょ 自助	・個人や家族による支え合い・助けあい (自分でできることは自分です)
ごじょ 互助	・身近な人間関係のなかでの自発的な支え合い・助けあい (隣近所や友人・知人とお互いに支え合い・助けあう)
きょうじょ 共助	・地域活動や地域ボランティア、社会福祉法人などによる支え合い・助けあい (「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域全体で支え合い・助けあう)
こうじょ 公助	・公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連施策に基づくサービス提供 (行政でなければできないことは、行政が公的サービスとして行う)

第3章 多久市の地域福祉をめぐる現状

第3章 多久市の地域福祉をめぐる現状

1. 人口の現状

本市の人口は、令和3年4月現在の住民基本台帳によれば18,661人で、平成24年よりも2,709人減少しています。

平成24年から令和3年までの年齢階層別人口を見ると、14歳までの年少人口比は、12.8%から11.3%に減少し、又15歳から64歳までの生産年齢人口比も、59.5%から52.1%に減少しています。その一方で、65歳以上の高齢者人口比は、27.7%から36.6%に増加し、少子高齢化が人口推移からも明らかです。

また、第5次多久市総合計画の総人口の見込みでは、令和7年の総人口は、16,621人になると推計されています。この推計では、65歳以上の高齢者人口は6,732人となり、本市の総人口に占める割合は40.5%になると予測され、高齢化がますます進むことが見込まれています。

■人口推移と構成比

(人)



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

2. 世帯の現状

世帯数の変化を見ると、平成24年では7,825世帯でしたが、令和3年を見てみると、7,886世帯となり、61世帯増加しています。また、一世帯あたりの構成人員数を見ると、平成24年は2.73人でしたが、令和3年には2.37人となり、核家族化の傾向が、本市でも進行しているのがよくわかります。

■世帯の推移

単位:上段=世帯 下段=人

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
世帯数	7,825	7,853	7,831	7,781	7,787	7,836	7,842	7,866	7,852	7,886
一世帯あたりの人数	2.73	2.69	2.65	2.62	2.58	2.53	2.48	2.44	2.41	2.37

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

3. 子どもの現状

①出生数/合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率(ベイズ推定値)[※]は、平成5~9年では1.65人、平成25~29年は1.52人と0.13人の減、出生数を見ると、平成24年度は151人でしたが、令和2年度は85人となり、66人の減で少子化の傾向が進んでいることがわかります。

■合計特殊出生率

	平成5~9年	平成10~14年	平成15~19年	平成20~24年	平成25~29年
多久市	1.65	1.66	1.44	1.50	1.52
佐賀県	1.60	1.52	1.40	1.50	1.54

※合計特殊出生率(ベイズ推定値)

出産可能な女性を15歳から49歳までと規定し、年齢別の出生率を合計した指標。一人の女性が一生に産む子どもの数の平均値を示したもの。

資料:佐賀中部保健福祉事務所管内保健・福祉・衛生情報

■出生数の推移

単位:人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
出生数	151	132	136	117	135	99	115	106	85

資料:住民基本台帳

②保育所入所児童・学童保育の推移

保育所入所児童数・児童生徒数は年々減少しています。

放課後児童クラブ（なかよしクラブ）については、平成26年度までは小学1年生から3年生までが対象でしたが、平成27年度からは、小学6年生まで対象を拡大し、また、開所時間も延長しました。このことにより、利用者数は、増加となっています。

保育所入所児童は、平成24年には642人でしたが、令和3年では529人となり113人の減となっています。また放課後児童クラブ（なかよしクラブ）は、平成24年では251人でしたが、令和3年では292人となり41人の増となっています。

令和3年現在の前期課程児童数は922人、後期課程生徒数は465人と、平成25年に比べ、前期課程児童数が117人、後期課程生徒数が155人も少なくなっています。

今後も少子化により、児童生徒数は減少傾向が続くと予測されます。

■保育所・学童保育利用者数の推移

単位:人

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
保育所	642	648	627	589	606	622	609	575	536	529
放課後児童クラブ (なかよしクラブ)	251	204	218	265	295	319	330	337	323	292

資料:市福祉課・学校教育課(各年4月1日現在)

■児童・生徒数の推移

(前期課程)

単位:人

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
東原庫舎東部校	223	226	237	234	226	217	217	207	192
東原庫舎西溪校	204	203	188	175	182	186	183	176	170
東原庫舎中央校	612	575	548	548	535	529	549	541	560
合 計	1,039	1,004	973	957	943	932	949	924	922

(後期課程)

	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
東原庫舎東部校	146	134	129	111	105	101	99	103	118
東原庫舎西溪校	121	114	110	116	104	91	77	83	84
東原庫舎中央校	353	328	298	296	286	262	260	255	263
合 計	620	576	537	523	495	454	436	441	465

資料:市学校教育課(各年5月1日現在)

4. 高齢者の現状

本市の高齢人口は、平成24年で5,921人、高齢化率は27.7%でしたが、令和3年には、6,819人、高齢化率は36.6%となっています。このことを見ると、高齢者人口、高齢化率は、年々増加しており、総人口に占める高齢者の割合が増加していることがわかります。

■高齢者人口

単位：上段＝人 下段＝%

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
高齢人口	5,921	6,039	6,169	6,238	6,394	6,534	6,643	6,738	6,759	6,819
高齢化率	27.7	28.5	29.7	30.6	31.9	33.0	34.1	35.0	35.8	36.6

資料：市住民基本台帳(各年4月1日現在)

■高齢者世帯の推移

各年の上段は世帯数、下段は全体に占める割合

	一般世帯	65歳以上の世帯員のいる世帯	
		65歳以上の世帯員のいる世帯	65歳以上の高齢単身世帯
令和2年	6,738	4,118	1,053
		61.1%	15.6%
平成27年	6,817	3,933	863
		57.7%	12.7%
平成22年	7,080	3,812	760
		53.8%	10.7%

資料：国勢調査(各年10月1日現在)



介護保険制度における第1号被保険者数[※]及び要介護（支援）認定者の推移をみると、高齢者人口は増加しているが、介護予防事業等の普及により、認定者数は平成29年の1,324人から令和3年の1,226人と5年間で98人減少しています。要介護3・4・5が減少しており、認定率も19.8%から17.6%に2.2%減少しています。

※第1号被保険者数とは65歳以上の人の数です



■高齢者人口及び要介護（支援）認定者数の推移

単位：人

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
高齢者人口	6,534	6,643	6,738	6,759	6,819
前期高齢者 (65歳～74歳)	3,137	3,276	3,374	3,418	3,529
後期高齢者 (75歳以上)	3,397	3,367	3,364	3,341	3,290
要介護（支援）認定者数	1,324	1,310	1,285	1,236	1,226
要支援1・2	450	460	464	446	451
要介護1	297	315	312	299	301
要介護2	173	150	159	162	166
要介護3	182	168	163	144	142
要介護4	119	127	115	109	100
要介護5	103	90	72	76	66
認定率	19.8%	19.1%	18.3%	17.9%	17.6%

資料：市地域包括支援課（各年4月1日現在）

5. 障害者の現状

①身体障害者

本市における身体障害者数の推移は、平成24年では1,300人で、うち重度身体障害者は、532人、令和3年では、1,141人となり、うち重度身体障害者は、454人となっています。また、本市の総人口に占める身体障害者手帳所持者の割合をみると、平成24年は、6.08%であったが、令和3年には6.11%となり、総人口に占める割合は増加しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

単位:人

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
1級、2級	532	531	539	528	532	511	500	481	466	454
3級～6級	768	774	776	785	776	773	746	710	696	687
合計	1,300	1,305	1,315	1,313	1,308	1,284	1,246	1,191	1,162	1,141
割合(%)	6.08	6.17	6.33	6.45	6.52	6.48	6.40	6.2	6.15	6.11

資料:市福祉課(各年4月1日現在)

②知的障害者

本市における知的障害者数の推移は、平成24年では251人で、うち重度知的障害者は、86人でしたが、令和3年では、281人となり、うち重度知的障害者は、77人となり、総人口に対する割合をみると、平成24年では、1.17%でありましたが、令和3年には1.51%となり、総人口に占める割合も増加しています。

■療育手帳所持者数の推移

単位:人

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
A(重度)	86	87	87	88	81	82	84	82	81	77
B(その他)	165	175	185	181	171	181	185	189	195	204
合計	251	262	272	269	252	263	269	271	276	281
割合(%)	1.17	1.24	1.31	1.32	1.26	1.33	1.38	1.41	1.46	1.51

資料:市福祉課(各年4月1日現在)

③精神障害者

精神保健福祉手帳所持者は、平成24年が127人、令和3年では193人となっています。また、本市の総人口に占める精神保健福祉手帳所持者の割合をみると、平成24年では、0.59%でありましたが、令和3年には1.03%となり、総人口に占める割合も増加しています。

■精神保健福祉手帳所持者数の推移

単位:人

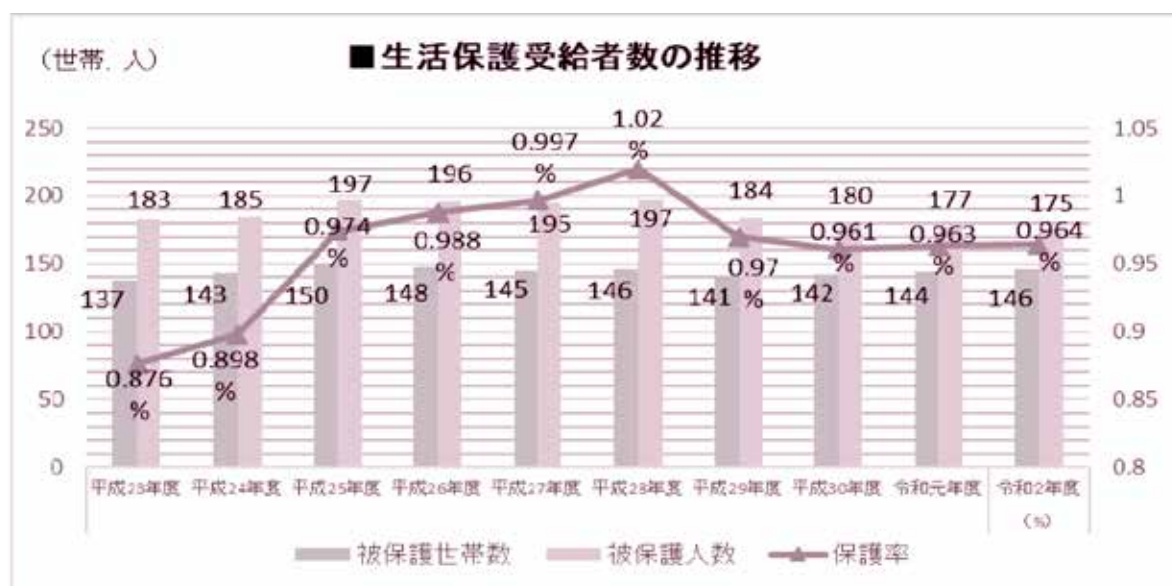
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
1級	7	8	10	13	13	11	14	19	15	16
2級	95	97	104	99	102	107	106	114	108	114
3級	25	31	33	35	37	40	38	51	72	63
合計	127	136	147	147	152	158	158	184	195	193
割合(%)	0.59	0.64	0.71	0.72	0.76	0.80	0.81	0.96	1.03	1.03

資料:市福祉課(各年4月1日現在)

6. 生活困窮者の現状

①生活保護受給者

生活保護受給者は、被保護世帯数、被保護人員数とも平成28年を頂点に、その後はほぼ横ばい状態となっています。保護率は、平成23年度に0.876%だったものが、令和2年度には0.964%と0.088%高くなっています。



資料:市福祉課

■生活保護受給者数の推移

単位:上段=世帯・中段=人

	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
被保護世帯数	137	143	150	148	145	146	141	142	144	146
被保護人員数	183	185	197	196	195	197	184	180	177	175
保護率(%)	0.876	0.898	0.974	0.988	0.997	1.020	0.970	0.961	0.963	0.964

被保護世帯の世帯類型の推移をみると、高齢者世帯が、平成23年度には39.4%だったものが、令和2年度には56.2%と、16.8%高くなっています。他の世帯類型と比較して、高齢者世帯は著しい増加傾向となっています。



■被保護世帯の世帯類型の推移

単位:世帯

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
高齢者世帯	64	60	72	72	81	82
ひとり親世帯	4	5	8	7	6	6
障害者世帯	18	19	19	23	17	19
傷病者世帯	36	43	25	25	23	24
その他世帯	23	19	17	15	17	15

資料:市福祉課

第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本市では、市の基本計画である総合計画にもとづき、総合的な施策の展開が行われています。また、福祉・健康部門においても、高齢者・障害者・児童・母子を対象として、各計画が策定されています。

多久市地域福祉計画は、第5次総合計画や、SDGs（Sustainable Development Goals）の理念「誰一人取り残されることのない」社会の実現に沿って、既存の計画や理念を踏まえ、安心して暮らすことのできる協働のまちづくりをめざし、次の基本理念と推進の柱の下に策定をします。

【基本理念】

生涯安心—

人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくり

2. 計画の基本目標

【基本目標1】子育て応援のまちづくり

- ・地域・行政・社会一体となった子育て支援に取り組むまちづくり

【基本目標2】人にやさしい健康・福祉のまちづくり

- ・誰もが健康で長生きし、生涯現役で活動できるまちづくり
- ・「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の協働によるネットワークの充実
- ・高齢者が生きがいを持って自立し、健康的に生活できる社会の実現
- ・障害の有無に関係なく、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり
- ・すべての市民が自立した生活を送れるまちづくり

【基本目標3】安全な生活環境づくり

- ・自主防災組織と連携した、継続的な避難支援体制の確立

【基本目標4】みんなで取り組む参画と協働のまちづくり

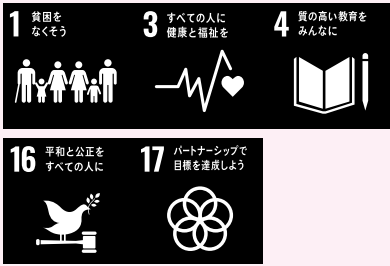
- ・DV（家庭内暴力）の根絶と男女がともに輝く社会環境づくり

3. 計画の体系

【基本目標1】子育て応援のまちづくり

【基本方針】

(1)子育て支援の充実



【基本施策】

- ①子育て支援拠点の充実
- ②保育サービスの充実
- ③子育てにかかる費用の軽減
- ④要保護児童対策の充実
- ⑤ひとり親世帯への支援の推進
- ⑥相談・健診・医療体制の充実
- ⑦家庭・学校・地域の連携

【基本目標2】人にやさしい健康・福祉のまちづくり

【基本方針】

(1)健康づくりの推進



【基本施策】

- ①健康づくりに関する情報の提供及び啓発
- ②要観察者等を対象とした事後指導の充実
- ③健康づくり推進体制の整備と活用の推進

(2)地域福祉の充実



- ①地域福祉の仕組みづくり
- ②福祉サービスの利用情報の提供
- ③相談体制の確保
- ④各種団体との連携強化
- ⑤地域活動の拠点づくり
- ⑥民生委員・児童委員の地域活動支援の推進
- ⑦社会福祉協議会への支援
- ⑧福祉意識の高揚と福祉ボランティアの育成
- ⑨生涯学習の啓発と学習機会の充実






(3)高齢者支援の充実



- ①健康づくりの推進
- ②介護保険制度及びサービスの推進
- ③生きがいと交流の場づくりの推進
- ④保健・医療・福祉連携による地域ケア体制の継続
- ⑤権利擁護及び認知症予防対策の推進
- ⑥安心・安全のシステムづくり
- ⑦養護老人ホームへの入所管理
- ⑧高齢者の就労支援

【基本方針】

(4)障害者支援の充実

1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 
8 働きがいも経済成長も 	10 人や国の不平等をなくそう 	

【基本施策】

- ①訪問系サービスの充実
- ②日中活動サービスの充実
- ③グループホーム等の充実と施設入所・入院からの地域生活移行の促進
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤地域生活支援事業の推進
- ⑥小城・多久障害者相談支援センターの周知
- ⑦障害児（者）の虐待防止、差別解消
- ⑧発達上の支援が必要な子どもへの療育訓練と家族支援

(5)困窮者支援等の確立

1 貧困をなくそう 	8 働きがいも経済成長も 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
---	--	--

- ①低所得者福祉の推進
- ②生活困窮者への支援

【基本目標3】安全な生活環境づくり

【基本方針】

(1)防災体制の充実

11 住み続けられるまちづくりを 	13 気候変動に具体的な対策を 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
---	--	---

【基本施策】

- ①緊急連絡体制・支援体制の整備
- ②避難行動要支援者の支援

【基本目標4】みんなで取り組む参画と協働のまちづくり

【基本方針】

(1)男女共同参画の推進

11 住み続けられるまちづくりを 	13 気候変動に具体的な対策を 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
---	--	---

【基本施策】

- ①女性の社会参画の推進及び啓発
- ②DV（家庭内暴力）を許さない取り組み

第5章 計画の取り組み

第5章 計画の取り組み

【基本目標1】子育て応援のまちづくり



(1) 子育て支援の充実

《地域・行政・社会一体となった子育て支援に取り組むまちづくり》

【基本方針】

子育て家庭に対する支援として、子育てに関する情報提供・相談体制の充実を図るとともに、「地域子育て支援センター」事業の推進や、子育てサークルの支援を行い、地域における子育て支援のネットワーク形成を促進します。

【基本施策】

① 保育サービスの充実

- 快適で安心した環境で保育サービスができるよう、保育の質の向上や保育体制の強化に取り組めます。
- 共働き家庭が増加していることなどを踏まえ多様な働き方に対応した保育ができるよう、延長保育・休日保育・障害児保育や一時的に保育ができない場合に利用できる一時預かり保育を継続して実施します。
- 病児・病後児保育については、病院等に付設された施設で保育する事業で、現在、市内での事業実施に至っていないこともあり、利用ニーズに対応するため、近隣市町にある5施設と協定締結しています。5施設と継続して協定を結ぶとともに更なる利便性の向上について関連機関と協議検討します。

② 子育て支援拠点の充実

- 「多久市児童センター」を平成29年4月1日に開所し、児童遊園には就学前の子ども対象の遊具と小学生以上対象の遊具をそれぞれ設置し、子どもたちがそれぞれに安心・安全に楽しめるようにしており、継続して事業を行っていきます。
- 「地域子育て支援センター」で、子育て相談や助言、各種行事の開催、地域の子育てサークルの育成、子育て情報の発信等を実施し、「ファミリー・サポート・センター」では、児童の預かりなどの援助を受けたい会員と、援助を行いたい会員とを結びつけるボランティア活動の支援を行います。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実

- 授業終了後や長期休暇中に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図っていきます。今後も継続して実施し、職業生活と家庭生活との両立を支援します。

④子育てにかかる費用の軽減

- 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、0歳から義務教育学校後期課程修了前までの子どもについて負担を軽減します。

⑤要保護児童対策の充実

- 身体や精神に障害のある児童の父もしくは母、または養育者に手当を支給するとともに、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

⑥ひとり親世帯への支援の推進

- ひとり親世帯が抱える問題や心配事に対し、引き続き支援員を配置し支援します
- ひとり親世帯の自立支援を図るために、母子父子自立支援員が、県やハローワークと連携して、就職・転職のサポートなど、個々の状況にあった支援を行います。

⑦相談・健診・医療体制の充実

- 妊娠期の健康相談や保健指導を通じ、子育ての不安や、正しい知識を得て、出産・育児ができるように、相談体制や健診体制の充実を図ります。
- 佐賀市休日夜間こども診療所や、休日歯科診療所の救急医療体制の情報を発信し、子育ての安心を図ります。
- 多久市児童センターにおいて、平成29年4月から利用者支援事業を行っています。子どもや、その保護者の身近な場所で教育・保育・保健その他の子育ての情報の提供及び必要に応じ、相談・助言を行うとともに、関係機関との連携・調整等を行います。

⑧家庭・学校・地域の連携

- 地域ぐるみで子育てを行っていくには、家庭や地域の教育力の向上が必要です。家庭・学校・地域が連携して、教育力の向上のため学習機会の充実に努めます。

【役割分担】**<市民・個人>**

- 家庭の養育力の向上を図ります。
- 保護者が愛情と責任を持って子育てを行います。
- 子育て中の不安や負担が軽減できるよう、早期相談ができる機会を活用します。
- 虐待や虐待と思われることは、他人事と思わず、通告できる市民になります。

<自治会・地域>

- 子どもと子育てを地域社会全体で見守ります。
- 気軽に相談できる体制を継続します。
- 義務教育学校や高校と連携し、思春期のいのち、性に関する教育を推進します。

<企業・NPO 団体>

- 従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくります。
- 出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくります。



【基本目標2】人にやさしい健康・福祉のまちづくり



(1) 健康づくりの推進

《誰もが健康で長生きし、生涯現役で活動できるまちづくり》

【基本方針】

「すべての市民がともに支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」を実現し、生活習慣病を予防し、社会生活を営むために必要な機能を維持・向上することによって、市民の健康づくりを推進します。

【基本施策】

① 健康づくりに関する情報の提供及び啓発

- 乳幼児期から高齢期まで、あらゆる世代の健診（検診）等で得た情報から解決すべき健康課題をあらいだし、医療や教育、商工など市民と直接関わる機関で方策を話し合い、地域と協働して解決を図るとともに、市民をはじめ関係機関へ情報を提供します。

② 要観察者等を対象とした事後指導の充実

- 健診（検診）の血液検査データと生活習慣を結び付け、健診（検診）結果から見出された健康課題の解決のために、要観察者（要フォロー対象者）の生活習慣の改善に向けて「ほっとかない」「重症化させない」を目標として個別に受診勧奨や保健指導を実施します。

③ 健康づくり推進体制の整備と活用の推進

- 「保健対策推進協議会」や「食育推進協議会」等で検討した「多久市すくすく健康プラン」「多久市データヘルス計画」を関係機関、関係団体での取り組みに活かすなど、地域に密着した健康づくりを推進します。

【役割分担】**<市民・個人>**

- 自分の健康を維持するため健診（検診）など受けます。
- 体を動かすなど、日々の運動に努めます。
- 栄養バランスの取れた食事をします。
- かかりつけの医者を持ちます。
- 健康情報の収集に努め、生活に役立てます。

<自治会・地域>

- 地域活動の充実に努めます。
- 地域における健康づくりを行います。

<企業・NPO 団体>

- 事業所での健康診査、労働環境の向上に努めます。
- 安全で質の高い医療を提供します。
- 医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。





(2) 地域福祉の充実

《「自助」「互助」「共助」「公助」の協働によるネットワークの充実》

【基本方針】

全ての市民が共に支え合い、助け合う地域づくりを推進し、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の協働によるネットワークを充実させるとともに、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」が実現するまちを目指します。

【基本施策】

① 地域福祉の仕組みづくり

- 「地域共生社会」の実現に向けて、支援を必要とする市民が抱える「地域生活課題」及び「包括的支援体制の整備」について関係機関で協議を進めます。
- 多様な福祉ニーズに対応するため、地域におけるさまざまな団体、福祉施設などと連携を行い、協力して活動ができるような仕組みづくりを行い、支援を必要としている方が、ネットワークから外れないような仕組みづくりを進めます。

② 福祉サービスの利用情報の提供

- 市報や社協だより、「多久のよかところ連携マップ」、ホームページ、CATV（ケーブルテレビ）、班回覧などを用いて、福祉に関する情報提供を行うとともに、地域の通いの場など、より身近な場所での情報提供の機会を増やします。また、支援を必要としている方に直接伝わるように、民生委員・児童委員、市民活動団体、福祉事業者、医療機関などにも、福祉情報を積極的に提供していきます。

③ 相談体制の確保

- 市民の誰もが気軽に相談できるように、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業者、医療機関などと結んでいる「つながりネットワーク」をより活用する相談体制の充実を努めます。また、専門的な相談にも応じることができるように、「小城・多久障害者相談支援センター」の機能の充実を進めます。さらに、福祉関係だけでなく、行政が持つ各種の相談情報を適切に提供して、安心して暮らせる相談体制を構築します。

④ 各種団体との連携強化

- 福祉施策を実行するためには、市民や地域の理解や協力が必要です。市民、自治会、自主防災組織、各団体、関係機関などと協働して問題の解決にあたるように情報提供を行い連携の強化を図ります。

⑤ 地域活動の拠点づくり

- 市民だれもが気軽に社会活動に参加できるように、中央公民館、各町公民館や市の施設などを活用し、市民が主体的に活動できる拠点づくりを支援します。

⑥ 民生委員・児童委員の地域活動支援の推進

- 民生委員・児童委員連絡協議会の開催時に、市が実施する福祉関連事業などの情報提供や、県などが主催する各種研修会への参加の推進を通じて、民生委員・児童委員が地域活動を行うためのスキルアップの支援を行います。

⑦ 社会福祉協議会への支援

- 社会福祉協議会が取り組む長寿社会振興事業、生活困窮者自立支援事業、シルバー人材センター事業などの社会福祉関連事業に関して支援、助言、情報提供を行います。

⑧ 福祉意識の高揚と福祉ボランティアの育成

- ボランティア・ネットワークの充実・拡大を支援するとともに、ボランティア情報の提供体制の確立や福祉ボランティアの育成・登録の拡充等を進めます。

⑨ 生涯学習の啓発と学習機会の充実

- 市民の生涯学習の意欲を高めるため、情報提供や普及啓発に努めます。
- 「たく市民大学ゆい工房」の支援や、公民館での各種講座の開催などを通じ、生涯にわたって意欲や興味に応じ、いつでも、どこでも、学ぶことのできる生涯学習体制の充実に努めます。また、各種サークル活動団体への支援を行います。

【役割分担】

＜市民・個人＞

- 地域の福祉・ボランティア活動に積極的に参加します。
- 高齢者・障害者を理解・尊重し、社会参加を支援します。
- 要介護者・障害者及びその家族は、相談により不安や悩み事を解消します。

＜自治会・地域＞

- 地域の高齢者、障害者に対する支援活動を主体的に行います。
- ボランティアの育成や活動支援を行います。
- 要介護者や障害者及びその家族が不安や悩みごとを相談できる体制をつくります。

＜企業・NPO 団体＞

- ボランティア活動に参加します。





(3) 高齢者支援の充実

《高齢者が生きがいを持って自立し、健康的に生活できる社会の実現》

【基本方針】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の暮らしを支える「支え合い」の地域づくりをすすめます。

また、要支援・要介護状態になることや要介護状態の悪化を予防し、高齢者自身が健康づくりや介護予防の取り組みに積極的に参加できる環境づくりを推進するとともに、地域における活動などに参加できる環境づくりを推進します。

【基本施策】

① 健康づくりの推進

- 後期高齢者健診や特定健診の結果から、自分の健康は自分で守るという意識のもとに、必要な生活習慣の改善に取り組めるよう保健指導を充実します。

② 介護保険制度及びサービスの推進

- 介護保険の適切な運用のために佐賀中部広域連合と連携して必要なサービスを給付します。
- 市民の身近な相談窓口や高齢者福祉の総合的なマネジメントを担う「地域包括支援センター」を中心として、生活機能が低下し、介護が必要となる恐れのある高齢者を把握し健康寿命を延ばすことを支援します。

③ 生きがいと交流の場づくりの推進

- 老人クラブ活動や好齢大学院など高齢者の生涯学習活動への支援を行うとともに、介護予防サポーターを養成し、地域の活動等を支援します。

④ 保健・医療・福祉連携による地域ケア体制の継続

- 高齢者の自立支援や包括的・継続的なケアマネジメント実施のための「地域ケア会議」、在宅医療介護連携のための「ちくたくネット会議」等を毎月開催し、関係機関との連携を強化するとともに、生活支援コーディネーターを配置し、それぞれの生活上の課題を見出し、解決に向けた活動に取り組みます。

⑤ 権利擁護及び認知症予防対策の推進

- 高齢者の生活の安全・安心を確保するために、虐待を防ぎ、生活を守るための対策や、成年後見制度などの権利擁護事業の周知・啓発に取り組みます。認知症予防としては、児童生徒から高齢者までの認知症サポーターの養成に取り組み、認知症に対する正しい理解を普及し、認知症地域支援推進員を配置し、相談活動を行い認知症初期集中支援チーム（えくぼオレンジチーム）を設置することで、認知症の方の早期発見・早期介入を目指します。また、多久市は「みんなで見守り見守られ」を合言葉にオレンジコーディネーターを配置し、地域での支え合いを推進します。

⑥ 安心・安全のシステムづくり

- 地域の高齢者の安心・安全を守るために、緊急通報システムの設置、地域住民グループ等による支援（愛の一声運動など）、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が活動している緊急時要援護者見守り支援事業「まもりん」などを推進します。

⑦ 養護老人ホームへの入所支援

- 65歳以上の方で、生活環境や経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な方には、養護老人ホームへの入所を促し、安心して元気に暮らし続けられるよう支援します。

⑧ 高齢者の就労支援

- 高齢になっても、地域で自立した健康的な生活を送るために、これまでに培った高齢者の豊かな経験や、深い知識・技能を活かして働くことのできる、「多久市シルバー人材センター」の事業をより充実させ、いきいきとした生活を送れるように、就労・雇用の機会の拡大を支援します。
- 第8期佐賀中部広域連合介護保険事業計画では、役割がある形での高齢者の社会参加を促進するため、新たに就労活動をコーディネートする「就労的活動支援コーディネーター」の配置を検討されており、市でも配置の検討を進める必要があります。

【役割分担】**<市民・個人>**

- 自分の健康は自分で守るという観点から、健診（検診）を活用します。
- 日頃から血圧測定・体重測定や毎日の食生活や運動習慣、治療の自己中断をせず、内服の継続など自主的な健康管理に取り組みます。
- 介護予防教室、通いの場等に積極的に参加します。

<自治会・地域>

- 高齢者の社会参加（地域活動）を支援します。
- 地域の福祉の担い手として、活躍します。
- ひとり暮らしの高齢者等に対する見守り支援（社会福祉協議会・シルバー人材センター・NPO 法人等）を地域との連携、行政との協働で、支援していきます。

<企業・NPO 団体>

- 認知症サポーター養成講座を受講し、サポーターのいる事業所として表示します。
- 通常の業務において、見守り支援業務を行います。
- 介護予防教室など、地域の活動に協力します。





(4) 障害者支援の充実

《障害の有無に関係なく、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり》

【基本方針】

障害の有無に関わらず、すべての人が安心して住みなれた地域で、地域社会の一員として、自分らしい生活が自らの意思で選択できるような社会の実現を目指します。

そのためには、障害のある方の個人の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活が保障され、社会の一員として社会・経済・文化等あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられること、障害を理由に差別することや権利を侵害することなく、市民一人ひとりが障害及び障害のある方について正しい認識を持つことが大切です。

【基本施策】

① 訪問系サービスの充実

- 居宅介護、重度訪問介護については、月利用者数がほぼ横ばいで、同行援護についても一定のニーズがある状況です。国の方針でもある施設入所・入院から地域生活への移行も視野に入れ、障害のある方へのサービスの周知や利用の促進が図れるように、相談窓口での十分な説明と年1回の地域資源マップの更新を継続的に行います。

② 日中活動サービスの充実

- 本人の希望に応じて、慣れ親しんだ地域で、日中活動系サービスを利用できるように、ゆとりある活動を行う生活介護や就労を支援するサービス等の事業を継続しながら、今後の課題でもある、障害のある方の高齢化の課題について、介護保険事業の関係機関と連携を図りながら、適切なサービスの提供に努めます。

③ グループホーム等の充実と施設入所・入院からの地域生活移行の促進

- 地域生活への移行の推進にあたり、障害のある方の地域における住まいの場として、グループホームが大きな役割を担っています。その中で障害のある方の中には単身での生活をしたいというニーズがあるため、グループホームのサテライト型住居の設置・活用など様々な支援に取り組みます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

- 障害のある方が可能な限り一般企業で就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるよう、障害福祉施設からの就労拡大をはじめとして障害のある方の就職、職場定着、離職時フォローの支援などを進め、令和元年からスタートした就労系サービスの就労支援と定着支援の周知を行っていきます。

⑤ 地域生活支援事業の推進

- 自治体が実施主体となる地域生活支援事業は、地域の特性に応じ、柔軟な支援サービスの形態をとることが可能であるため、障害者及び障害児が、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な課題を把握し、適切なサービス事業を行っていきます。

⑥ 小城・多久障害者相談支援センターの周知

- 小城・多久両市で設けている小城保健福祉センター「桜楽館」内にある「小城・多久障害者相談支援センター」の周知のため、市報、行政放送、市ホームページ等を積極的に活用します。

⑦ 障害児（者）の虐待防止、差別解消

- 県が展開する「障害者月間（11～12月）」を重点的に、市報、行政放送、市ホームページ等で啓発活動を行っていきます。また、「多久市人権フェスタ」の開催時に、障害者の方が通う事業所のチラシと産物を配布し、障害者への理解啓発を行います。

⑧ 発達上の支援が必要な子どもへの療育訓練と家族支援

- 発達上の支援が必要な子どもに対し、早期に療育訓練を行う場として、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスなどの事業を行っていきます。

【役割分担】**<市民・個人>**

- 障害者世帯は、可能な限り積極的に社会参加に取り組みます。
- 障害者は、可能な限り自立と社会参加を行います。
- 障害者を理解、尊重して社会参加に関しての手助け、支援を行います。

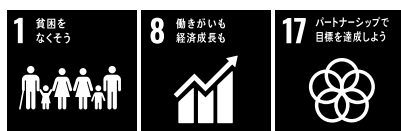
<自治会・地域>

- 障害者が参加できる地域活動の機会をつくります。
- 障害者が安心して生活できる環境をつくります。

<企業・NPO 団体>

- 障害者雇用の促進や安定を図るための取組等を進めるとともに、社会資源の整備に協力します。
- 障害を理由とする不当な差別的取り扱いを防止し、障害者の状態に応じた合理的な配慮（合理的な配慮とは、障害があることによって生じる困りごとの解消や軽減に向けて、社会全体で必要な対応をしていこうという考え方であり、その実際的な行動）に努めます。





(5) 困窮者支援等の確立

《すべての市民が自立した生活を送れるまちづくり》

【基本方針】

生活保護制度を必要とする世帯だけでなく、経済状況に不安を抱えているすべての市民が安心し、自立した生活を送ることができるまちを目指します。

【基本施策】

① 低所得者福祉の推進

- 生活保護世帯及び低所得者の経済的自立と生活意欲の向上を促すため、福祉事務所、「生活困窮者自立支援センター」等の相談窓口を中心に連携を強化し、相談体制の更なる充実を行います。

② 生活困窮者への支援

- 仕事や生活などでお困りの方に対する生活困窮者支援事業（自立相談支援事業、家計改善支援事業等）と生活困窮者就業準備支援事業の一体的な実施により、専門の支援員が解決に向けた多様な支援を行うとともに、定期的に支援調整会議に参画し、本市（福祉事務所、税務課、健康増進課、地域包括支援課等）、社会福祉協議会、救護施設等の関係機関と連携し、情報共有を図り、問題解決に向け協議します。

【役割分担】

<市民・個人>

- 生活が困窮しているまたは困窮状態に陥る不安を感じている方、そのような方々を心配し見守っていただいている方々がおられる時は、市または社会福祉協議会の担当窓口にご相談いただき、生活保護制度や生活困窮者支援制度についてアドバイスや状況に応じた具体的な支援策の援助を受けます。
- ハローワーク等による職業相談、企業説明会、資格取得講座などを積極的に活用し、早期就労につなげます。

<自治会・地域>

- 民生委員・児童委員は行政と連携し低所得世帯の相談を受け、助言・支援を行います。

【基本目標3】安全な生活環境づくり



(1) 防災体制の充実

《自主防災組織と連携した、継続的な避難支援体制の確立》

【基本方針】

市民、地域、行政がそれぞれの役割を認識して主体的に行動ができる、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」が有効に機能した災害に強いまちを目指します。

【基本施策】

① 緊急連絡体制・支援体制の整備

- 最近の大規模災害などを背景に、市民の防災・防犯意識が高まっています。自主防災組織や防犯組織の役割の重要性を広報し、市民による組織づくりを支援します。また、ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置を設置し、緊急事態に備えます。

② 避難行動要支援者の支援

- 避難行動要支援者について、自主防災組織と連携し、継続的な避難支援体制を確立します。対象者ごとに個別避難計画を作成することにより、緊急時対応力を高めるとともに、避難施設として要支援者の受け入れ可能な福祉施設等のネットワークを充実させます。

【役割分担】

<市民・個人>

- 災害発生時に、各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。
- 避難路・避難場所を確認します。
- 地域で助け合うことを基本に災害に対応します。

<自治会・地域>

- 地域の避難行動要支援者の把握・避難計画の作成を行います。
- 自主防災組織の活動を強化します。

<企業・NPO 団体>

- 地域への貢献の役割を認識し、防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めます。
- 災害時には、ライフラインの確保等に全面的に協力します。

【基本目標4】 みんなで取り組む参画と協働のまちづくり



(1) 男女共同参画の推進

《DV（家庭内暴力）の根絶と男女がともに輝く社会環境づくり》

【基本方針】

男女共同参画の視点に立った意識を醸成し、審議会等への女性の積極的登用や男女が互いに支え合い、多様な生き方を選択できる環境づくり、DV（家庭内暴力）の根絶など、男女がともに輝く社会環境づくりを進めます。

【基本施策】

① 女性の社会参画の推進及び啓発

- 男女共同参画推進市民委員会で、調査・研究を行い、街頭での啓発や各町で開催するイベント企画による政策の総合的な推進を図り、男女共同参画ネットワークによるフォーラムの開催等によって、女性の社会参画意識の一層の向上や性別による役割分担意識の改革と地域社会活動への参加を促進します。
- 職域、学校、地域、家庭等あらゆる分野で、いろいろな立場から、互いに責任を担い、協力することにより、男女共同参画社会が形成されるよう努めます。

② DV（家庭内暴力）を許さない取り組み

- DV（家庭内暴力）根絶に向けた啓発、相談等支援の充実を図ります。

【役割分担】

<市民・個人>

- 職場、学校、地域、家庭等で男女共同参画の推進に努めます。
- 家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行います。
- お互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重します。

<自治会・地域>

- 性別役割分担に基づく慣習等を見直し、地域における男女共同参画を推進します。
- 男女共同参画に関する各種の活動を実践します。

<企業・NPO 団体>

- 事業所内での男女共同参画の啓発を実践します。
- 雇用における男女の均等な機会と待遇を確保します。
- 女性が能力を発揮できる職場環境をつくります。

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画策定の趣旨

成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取り組みが不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が規定されており（第14条市町村の講ずる措置）、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。

このため、「多久市高齢者福祉計画」や「多久市障害者基本計画」、「多久市障害福祉計画」との整合、連携を図り、今回策定する「多久市地域福祉計画」と一体的に「多久市成年後見制度利用促進基本計画」（以降「市町村計画」）を策定します。

2. 計画策定の目的

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができることを目的とし、必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目標とします。

市町村計画を策定することは、「権利擁護支援の地域連携ネットワークについての目指すべき姿」を、庁内外に対して明らかにすることといえます。権利擁護支援については、各福祉法の所管、権利擁護業務の所管、さらに地域住民、介護・福祉サービスの事業者、法律・福祉職などの専門職団体等、関係者・関係機関は多岐にわたります。的確にニーズを把握し、計画の見直し年度までに達成する具体的な目標を設定することで、多岐にわたる施策の整合を図り、着実かつ効果的に推進することができます。

3. 成年後見制度について

成年後見制度は、本人の権利擁護を担う一つの制度になります。認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するものです。今後、認知症や一人暮らし高齢者の増加が見込まれる中、必要性が高まっていくものと思われます。

本市の成年後見制度利用については、高齢者、障害者の方などが成年後見制度利用支援事業を活用し、成年後見人の件数は22件、保佐人の件数は5件、補助人の件数は1件となっています。

■成年後見制度利用件数

単位：件

成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人	合計
22	5	1	0	28

資料：佐賀家庭裁判所統計（令和2年11月2日現在）

成年後見人

ふだんの買い物もひとりではできない、判断能力が欠けている人に代わって契約など法律行為を行う人。

保佐人

ふだんの買い物はできても、重要な法律行為はできない、判断能力が著しく不十分な人に代わって裁判所が定める行為について代理する人。

補助人

重要な法律行為をひとりで行うのはできるかもしれないが不安で、判断能力が不十分な人に代わって裁判所が定める行為について代理する人。

任意後見人

誰を任意後見人として選ぶのか、何を依頼するのかを、前もって本人が決めた人。

4. 日常生活自立支援事業

本市では、多久市社会福祉協議会が平成18年度から、佐賀県社会福祉協議会及び担当地区の民生委員・児童委員と連携し、生活安定と自立更生に向けた支援を実施しています。

日常生活自立支援事業			
事業概要	権利擁護の推進を図るため、判断能力が十分でない高齢者や障害者が、安心して生活できるように福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的金銭管理等を生活支援員が援助します。		
現状と課題	福祉関係団体や民生委員・児童委員等の関係機関に適切な制度の理解を促し、周知活動を継続して実施していきます。また、相談内容が複雑化してきているため、各関係機関との連携を図っていく必要があります。		
今後の取組みの方向性	複雑化してきている困難ケース等については、個別ケースの事例検討会を開催する等、支援員の資質の向上や適切な支援の方法について検討を行います。また、広報を充実しながら、密に、関係機関と情報共有し連携の強化に努めていきます。		
取組みの達成目標	指標	令和2年	令和6年
	契約者数	12人	16人

資料：社会福祉協議会（各年4月1日現在）

5. 成年後見制度利用が想定される高齢者・障害者の現状

(1) 高齢者の現状

本市の高齢者人口は、平成24年で5,921人、高齢化率は27.7%でしたが、令和3年では、6,819人、高齢化率は36.6%となっています。このことを見ると、高齢者人口は、年々増加しており、総人口に占める高齢者の割合が増加していることがわかります。

■高齢者人口の推移

単位:人

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
高齢者人口	5,921	6,039	6,169	6,238	6,394	6,534	6,643	6,738	6,759	6,819
高齢化率(%)	27.7	28.5	29.7	30.6	31.9	33.0	34.1	35.0	35.8	36.6

資料:市福祉課(各年4月1日現在)

(2) 障害者の現状

知的障害者

本市における知的障害者数の推移は、平成24年では251人で、うち重度知的障害者は、86人でしたが、令和3年では、281人となり、うち重度知的障害者は、77人となり、総人口に対する割合をみると、平成24年では、1.17%でありましたが、令和3年には1.51%となり、総人口に占める割合も増加しています。

単位:人

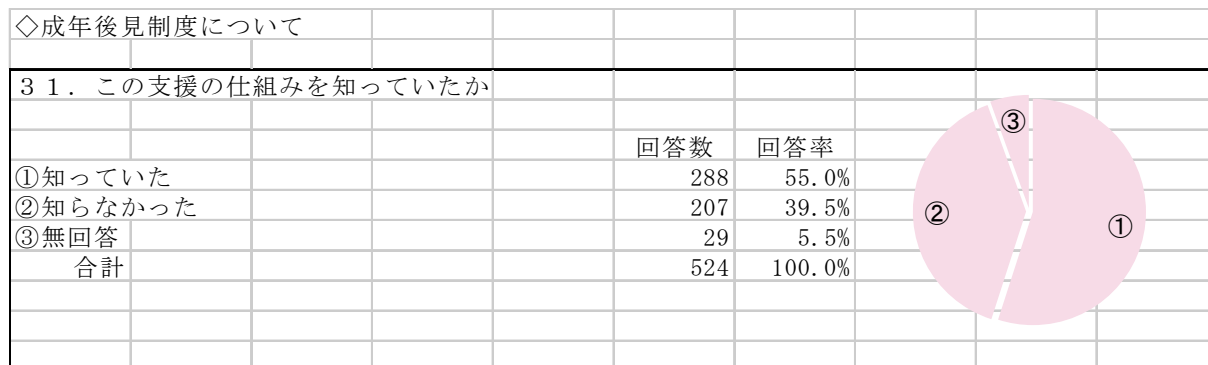
■療育手帳所持者数の推移

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
A(重度)	86	87	87	88	81	82	84	82	81	77
B(その他)	165	175	185	181	171	181	185	189	195	204
合計	251	262	272	269	252	263	269	271	276	281
割合(%)	1.17	1.24	1.31	1.32	1.26	1.33	1.38	1.41	1.46	1.51

資料:市福祉課(各年4月1日現在)

(3) 成年後見制度の現状

成年後見制度についてのアンケート調査によると、「知っている」288人で55.0%、「知らない」207人で39.5%となっています。



成年後見制度を利用したいと思う333人、63.5%、利用したくない147人、28.1%となっています。



資料：令和3年度地域福祉・地域福祉活動計画アンケート調査

6. 成年後見制度の利用促進

(1) 成年後見への取組み

高齢者、障害者の状況や成年後見に関する国の動向などを踏まえ、本市においても、成年後見を必要とする人が適切に利用できるよう、国の成年後見制度利用促進基本計画を考慮して、地域連携ネットワークと中核機関の整備を進めます。

(2) 地域連携ネットワークの構築

地域において権利擁護が必要な人を把握し、相談に応じ、成年後見制度の利用に結び付けるために、地域における福祉・医療・地域の関係者や法律の専門家・行政などが連携して対応する必要があります。

そのためには、関連部署や関係機関が連携した体制づくりに取り組むとともに、身近な相談機関である地域包括支援センター等との情報交換や情報の共有化を図る機会を設け、既存の支援の仕組みを活用したネットワークの構築を進めます。

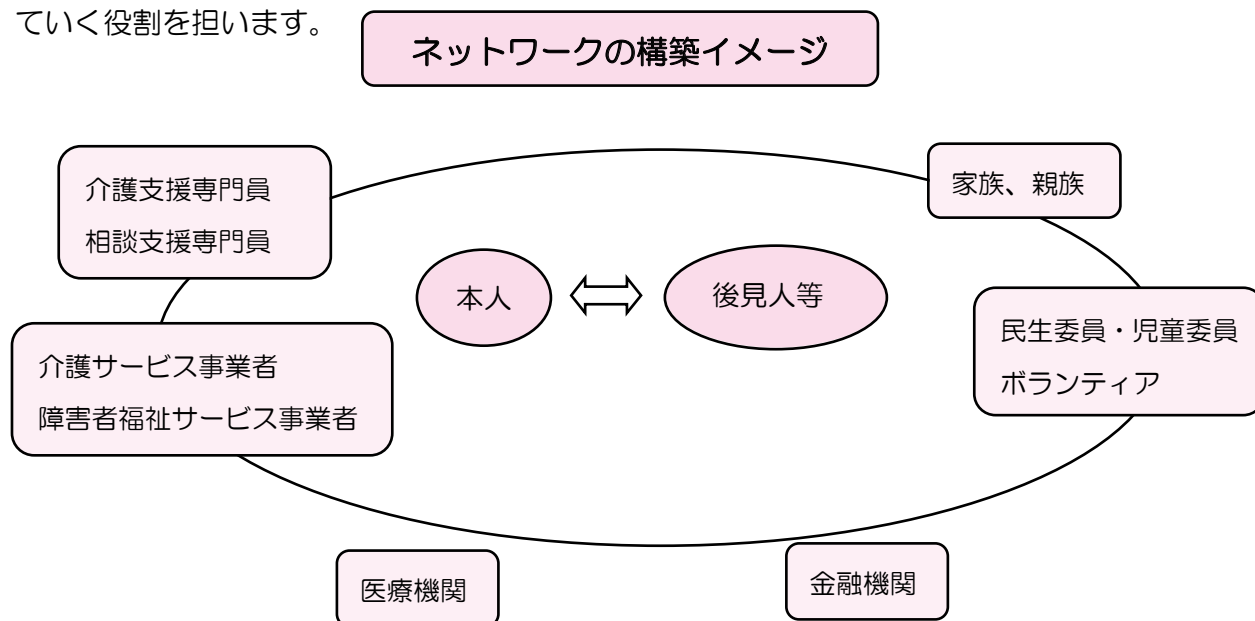
また、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に対応できるよう、法律・福祉の専門職団体や関係機関が支援できる体制を整えていきます。

【市の取組】

支援体制や地域連携ネットワークの中核となる機関に求められる機能について、社会福祉協議会や専門職団体とともに検討します。

【社会福祉協議会の役割】

社会福祉協議会は、住民同士の見守りを促し、専門職・関係機関などがそれぞれの役割を果たすことができるよう、相互のつながりや社会資源を活用しながら、市とともにけん引していく役割を担います。



(3) 中核機関について

中核機関とは、地域連携ネットワークの運営の中心となり、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能を有し、成年後見制度の総合相談窓口となる機関です。国の成年後見利用促進基本計画では、令和3年度末までに市町村又は市町村の委託などにより設置することが努力義務となっています。

①広報機能

成年後見制度の利用を推進するためには、市民の制度に対する理解が深まり、メリットが実感できる必要があります。このため、制度の内容について広報誌への掲載や、相談窓口等へパンフレットやリーフレット等を設置し、成年後見制度の周知と理解が図られるよう本市と多久市社会福祉協議会が協力して情報提供に取り組み、普及啓発に努めます。

【市の取組】

社会福祉協議会と連携して、多様な方法を活用した成年後見制度等の周知・広報活動を実施します。

【社会福祉協議会の役割】

社会福祉協議会は、多様な方法を活用した周知啓発により、制度への理解を高め、すそ野を広げていく役割を担います。

権利擁護にかかる相談対応を通して、適切な支援に結び付けるほか、幅広いニーズに応えるため、制度以外の様々な権利擁護事業を展開します。

②相談機能

市民からの一般的な成年後見に関する相談、成年後見手続きや詳細な制度・仕組みに関する相談については、障害者相談支援事業所、生活困窮窓口、地域包括支援センターなどの相談支援機関を通じ、本市と日常生活自立支援事業を実施している多久市社会福祉協議会が中心となり対応します。

成年後見制度の利用に関する相談ができる体制づくりに取り組み、既存の支援機関や協議会、地域ケア会議等の機能を活用しながら早期の段階からの相談・支援体制を整えます。

③成年後見制度利用促進機能

成年後見人等候補者選定については、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた、検討・専門的判断が必要となります。支援の方針や適切な候補者などの検討、申立てにあたっての準備・役割分担等を検討していくため、有識者で構成する成年後見運営委員会（仮称）が設置できるよう多久市社会福祉協議会や専門職団体と協議を進めます。

市民後見人の養成については、現在「市民後見人養成講座」を実施している佐賀県社会福祉士会と連携し、市民後見人を養成していくとともに、市民後見人が研修の成果を生かせるためにも、多久市社会福祉協議会が法人として後見人を受任すること（法人後見の受任）についても、早急に実施できるよう取り組みます。

④後見人支援機能

必要に応じ関係機関と連携しながら、ケース会議を開催するなど、既存の支援の仕組みを活用しながら、見守り体制を構築し、後見人支援に取り組みます。

⑤設置時期

中核機関の設置時期については、令和4年度設置に向けて取り組みます。



第7章 地域福祉活動計画

(社会福祉協議会)の取り組み

第7章 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）の取り組み

1. 地域福祉とは

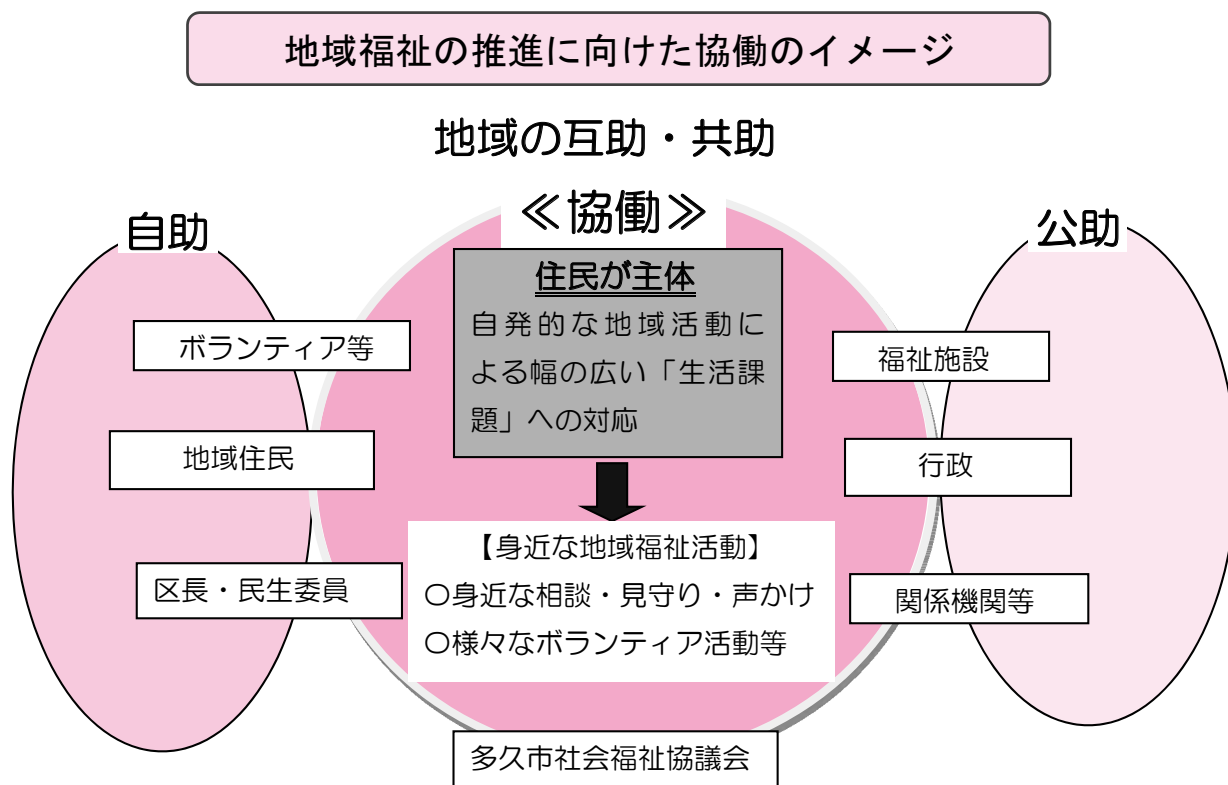
「福祉」という言葉は、『ふだんの 暮らしの しあわせ』と言われることがあります。

福祉の構成する『福』、『祉』、どちらの文字も「幸せ」という意味を持っており、2つの文字が組み合わされることで「幸せ」「豊かさ」を意味する言葉となります。

また、福祉とは『ふだんの 暮らしの しあわせを実現させる営み』であるといわれることがあります。しかしながら、何を幸せと思うのかは、人によって様々な感じ方があり、誰もが「自分の幸せ」を願っています。「他の人の幸せ」を大切にすることは自分のことだけでなく、周りの人を大切に思う『福祉の心』に繋がっていると言えるでしょう。つまり、「福祉」とは、「人を幸せにすること」や「よりよく生きること」という意味があるのです。

「地域福祉」とは、住み慣れた地域社会の中で、住民一人ひとりが年齢や障害の有無にかかわらず、家族や友人と共に生きがいをもって健康で明るく幸せな生活を送るために、地域住民が自ら地域づくりに主体的に参加し、お互いが福祉の担い手であり、受け手であるという考えのもとに、主体となる地域住民・行政・社会福祉協議会がお互いに協力し、支えあいながら、誰もが安心して暮らしていくことのできる福祉のまちづくりを推進していくという考え方になります。

住民を主体に、様々な地域福祉の担い手と福祉関係団体、行政等が協働して地域福祉の推進に向けた取り組みを進めていくことにより、地域の中での共助の仕組みが作られていきます。



2. 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、一般的に「社協」と略されて呼ばれており、地域福祉の推進を目的として、「誰もが安心して暮らすことのできる地域」を目指す民間の非営利団体で、社会福祉法第109条に定められ「地域福祉の推進を図る団体」として位置づけられ、全国の市区町村に設置されています。

また、社会福祉協議会では、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、福祉施設、行政、保健、医療、教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「地域共生社会の実現」をめざし、さまざまな福祉事業を行っています。

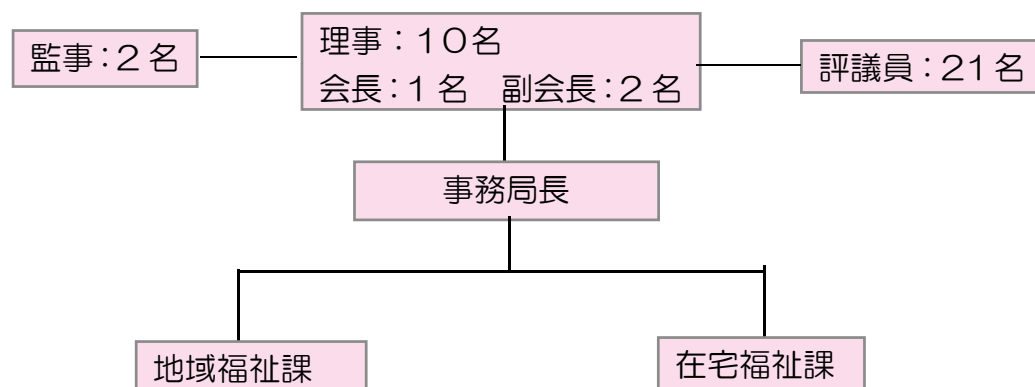


3. 多久市社会福祉協議会とは

多久市社会福祉協議会は、昭和32年4月に在宅サービスを図るための組織として設立され、昭和43年9月には社会福祉法人の認可を受け、地域福祉活動を積極的に推進しています。『一人一人が互いに尊重しあい、支えあって地域で安心して暮らせる心豊かなまちづくり』を基本理念として掲げ、ボランティア活動や住民参加型福祉活動、介護保険事業、生活困窮者自立支援事業、市からの委託事業等、幅広い事業を展開しています。

具体的な事業の展開にあたっては、社会福祉協議会事務局内に次の体制を設け、様々な分野の活動を実施しています。

【多久市社会福祉協議会の組織体制】



- 多久市生活自立支援センター
- 多久市権利擁護相談支援センター
- シルバー人材センター
- 小城・多久障害者相談支援センター職員出向
- 居宅介護支援事業所
- 訪問介護事業所
- 多久市地域包括支援センター職員出向

関係団体事務局

- 多久市民生委員児童委員連絡協議会
- 日本赤十字社佐賀県支部多久市地区
- 多久市社会福祉関係団体連絡協議会
- 佐賀県共同募金会多久市支会
- 多久市ボランティア連絡協議会
- 多久市地域貢献推進協議会

4. 地域福祉活動計画の基本理念

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。そのため、社会福祉協議会では、住民主体の理念に基づき、平成29年度から令和3年度を計画期間とする「多久市地域福祉活動計画」を策定しました。

前計画の策定以降、国は社会情勢への変化などを踏まえて、福祉に関する法制度の見直しを行っており、平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定の創設などが行われました。

多久市が策定する基本理念と仕組みを掲げた「多久市地域福祉計画」と、活動・行動を具体化するために多久市社会福祉協議会が策定する「多久市地域福祉活動計画」を一体的に策定し、前回の計画を踏まえ、「地域共生社会の実現」に向け、本活動計画の基本理念を次のとおり定めました。

基本理念

一人一人が互いに尊重しあい、支えあって
地域で安心して暮らせる心豊かなまちづくり

5. 計画の基本目標

「基本理念」の内容を実現するための本計画の基本目標を、次の4つとし、取り組みの方向性を明らかにし、その着実な推進を図ります。

基本目標1 福祉コミュニティを支える人づくり

基本目標2 支えあい助けあいの仕組みづくり

基本目標3 安心して暮らすための生活支援の環境づくり

基本目標4 住民との協働による社協づくり

基本目標1 「福祉コミュニティを支える人づくり」

少子高齢化・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現するためには、地域福祉活動の担い手の育成も重要なことです。具体的な取り組みとして、市民の福祉意識や自分の住む地域への関心を深め、主体的な福祉活動への参加につなげるための福祉教育を学ぶ機会の創設や、地域で生活する様々な人たちが集い、地域のつながりを深める自主的なサロン活動や住民主体のボランティア・市民活動団体の育成・支援に努め、地域における福祉活動の充実を図ります。

また、既存の福祉制度では解決できない問題や複合的な課題に対応していくために、市内各法人間が連携・協働し、より一層、地域の福祉力を高め、地域課題の解決力強化や体制づくりを推進していきます。

基本目標2 「支えあい助けあいの仕組みづくり」

多様化、複雑化する課題の解決に向けて対応するため、わかりやすい情報提供に努めるとともに、気軽に相談できる相談支援体制づくりや施設の枠を超えた相談窓口間の連携を促進し、適切な支援につなげていくことが重要です。具体的な取り組みとしては、生活困窮者等の早期把握や見守りのため、地域にネットワークを構築すること、また、当事者本人の経済的自立の助長や権利を擁護するサービスを実践していきます。支援を必要とする人を漏らさず、確実に支援につなぐ切れ目のない相談支援体制づくり、地域のネットワークの構築により相談しやすい風通しの良い地域づくりを目指していきます。


基本目標3 「安心して暮らすための生活支援の環境づくり」




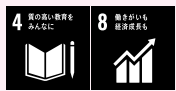
地域住民が福祉サービスを必要となった際に、自宅で安心していきいきと暮らせるよう支援するためには、地域住民の福祉ニーズに対応した福祉サービスを適切に提供することが重要です。具体的には、既存の福祉サービスの充実や生活支援の強化を図り、安心して暮らすための生活支援を推進していきます。また、各関係機関と地域を巻き込んだ災害時支援体制の充実や「災害ボランティアセンター」の体制強化などにより、災害時にも強いまちづくりを目指していきます。

基本目標4 「住民との協働による社協づくり」

社会福祉協議会はこれまで地域の様々な課題に対し、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア・NPO 団体などと連携・協働して地域福祉の推進を図ってきました。これからも、地域福祉推進及び自主財源の確保など財政基盤の強化を図りながら、福祉活動のさらなる発展のため、地域住民や各種団体の支援を行うことが重要です。具体的には、社協広報誌の充実や自主財源確保のための取り組みにより財政基盤を強化します。また、積極的に地域に出向き、地域住民のさまざまな声に応えられるよう職員の資質向上や組織内の連携強化により効果的な事業運営を図り、信頼される社協づくりに努めます。

6. 計画の展開（取り組みの体系）


基本理念		
一人一人が互いに尊重しあい、支えあって 地域で安心して暮らせる心豊かなまちづくり		
基本目標	重点目標	取組目標
1「福祉コミュニティを支える人づくり」	1 福祉教育の推進 	福祉を身近なものとして感じ、理解できるよう働きかけます。
	2 地域活動の担い手の育成 	<p>当事者意識で参加できる募金寄付活動を推進していきます。</p> <p>地域における出会いとつながりの場をつくりま</p> <p>す。</p> <p>社会福祉法人の連携・協働による地域福祉活動を強化していきます。</p>
2「支えあい助けあいの仕組みづくり」	1 包括的な支援体制の整備 	<p>生活困窮に陥っても、可能な限り自立した生活を続けられるよう支援します。</p> <p>高齢者や障害を持つ人が、地域の中で安心して暮らせるように、一人ひとりの権利と尊厳を守ります。</p>
	2 地域福祉活動の活性化 	<p>身近な地域での見守り、助けあいの活性化を図り、見守りのネットワークを強化していきます。</p> <p>住民による地域づくりの活動を促進していきます。</p>
3「安心して暮らすための生活支援の環境づくり」	1 安心して暮らすことのできる福祉サービスの提供 	住み慣れたまちで安心して暮らすことのできる福祉サービスを提供していきます。
	2 災害時の支援体制の強化 	大規模災害の発生時に、災害ボランティアセンターを運営し、被災者支援を行います。
	3 高齢者等の生きがい支援の強化 	シルバー人材センターの活動の充実を図り、心身の健康づくりを推進していきます。

4「住民との協働による社協づくり」	1	福祉サービスの適切な情報提供 	わかりやすい情報提供や SNS 等を活用した広報活動の充実を行います。
	2	住民・地域づくり座談会による地域づくりの推進 	地域生活課題や将来のことについて、住民と話し合い、自助、互助、共助、公助のもと解決に向けて行動できる地域づくりを推進していきます。
	3	健全な社協運営の充実 	安定的な自主財源確保のための取り組みにより財政基盤を強化します。
	4	地域から信頼される社協職員の育成 	目指すべき職員像を実現するために、職員力を高める研修の充実に努めます。



7. 地域福祉活動計画の目標と施策

基本目標1 「福祉コミュニティを支える人づくり」

重点目標1		福祉教育の推進
取組目標		福祉を身近なものとして感じ、理解できるよう働きかけます。
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ●学校・社会福祉協議会・地域がつながる福祉教育の展開を目指し、地域福祉の担い手を育む福祉教育の実践を推進していくことが求められています。 ●平成30年度、令和元年度に「佐賀県社会福祉協議会」の地域福祉活性化メニュー事業の助成を受け、福祉教育実践モデル事業として福祉教育の推進に努めました。令和元年度からは、「多久市地域貢献推進協議会」、ボランティアグループ、民生委員・児童委員等、地域ぐるみで取り組む『ふくしの種まきプロジェクト』にて、福祉教育の定着化に取り組むことができました。 ●新型コロナウイルス感染症により、先行きが不透明な状況が続いていることから、事業継続に向けた取り組みが必要であります。 		
今後の取り組みの方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ●将来における地域福祉の担い手を育成するために、児童・生徒が主体的に地域活動へ参加できるよう、福祉活動へのきっかけづくりや意識向上について、学校と連携して学校教育の中で継続的かつ計画的に行われるよう支援していきます。 ●市民の福祉意識や自分の住む地域への関心を深め、主体的な福祉活動への参加につなげるために、教育委員会や学校、地域や施設団体等と連携し、児童・生徒のみならず、幅広い世代に対して実践や体験を通じた福祉教育の展開に取り組んでいきます。 ●新型コロナウイルス感染症の対策を講じ、地域で支えあう必要性や福祉への関心を深められるような福祉教育の実践に取り組んでいきます。 		

【社会福祉協議会の取り組み】

活動・事業	内容					
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">継続事業</div> 『ふくしの種まきプロジェクト』の開催	子どもがともに生きる力や社会福祉問題を解決できる実践力を育めるよう福祉体験（高齢者擬似体験、アイマスク体験、車椅子体験、福祉講話、防災ボランティア体験、妊婦擬似体験等）と学習を一体的に学ぶ「ふくし」と「教育」の実践に取り組んでいきます。					
【達成目標・年次計画】						
項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
『ふくしの種まきプロジェクト』開催	7回	8回	9回	10回	11回	12回

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">継続事業</div> 学校ボランティア育成事業	学校ボランティア育成事業協力校である市内の義務教育学校及び高校にボランティア活動の事業に係る費用を助成します。					
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">継続事業</div> ボランティアスクールの開催	市内の前期課程4・5・6年生を対象に、夏休み期間中に車いす・高齢者擬似体験・施設訪問等の体験をするスクールを実施していきます。					
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">新規事業</div> ふくし親子参加講座	ふくし体験等を通じてふくしについての理解を図るとともに、親子参加を通じて「子ども」と「親」とが共通した体験をすることで、家庭内でふくしについて知ってもらう機会を作ることを目的として開催を検討していきます。					
【達成目標・年次計画】						
項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
ふくし親子参加講座の開催	—	実施に向け検討			年1回開催	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">新規事業</div> ふくしサポーターキッズ養成講座	年間を通じて福祉教育学習の機会を設け、地域ぐるみで、子どものふくしの学びを提供していくようなプログラムを検討していきます。					
【達成目標・年次計画】						
項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
ふくしサポーターキッズ養成人数	—	実施に向け検討			3名	6名
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">新規事業</div> 福祉教育ハンドブックの作成	各学校などにおける福祉教育を進めるための手引書として作成を検討していきます。					
【達成目標・年次計画】						
項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
福祉教育ハンドブックの作成	—	実施に向け検討		実施、各学校に配布		

重点目標2		地域活動の担い手の育成
取組目標		当事者意識で参加できる募金寄付活動を推進していきます。

現状と課題

- 住民主体の理念に基づき様々な福祉事業・活動を通じて地域福祉を推進しており、市民の社会福祉協議会活動への参画並びに自主財源の確保を図るため、1世帯あたり年額200円の会費納入をお願いしています。
- 日本赤十字社佐賀県支部多久市地区（地区長は多久市長）の事務局を担っており、1世帯あたり年額550円の会費納入をお願いしています。毎年、配分事業として簡易テントや災害時備蓄品の購入に役立たせています。さらに、自然災害や火災などにより被害を受けた方に災害見舞金品を給付しています。
- 佐賀県共同募金会多久市支会として、赤い羽根の共同募金運動や歳末たすけあい運動の推進に努め、1世帯あたり年額350円の会費納入をお願いしています。県内の共同募金は、佐賀県共同募金会で取りまとめられ、県内で活動する社会福祉施設や保育所などの施設環境の改善事業等の支援に使われています。また、多久市社協へ配分金があり、ボランティア事業や要支援世帯への年末支援金（歳末たすけあい募金）等地域福祉事業に役立たせています。
- 募金・寄付額が減少傾向にあり、募金・寄付文化が定着していない現状があります。
- どのような募金・寄付の形があるか、募金・寄付をすることによってどのような効果が生まれるのかが伝わっていない現状があります。
- 募金や寄付の運動の必要性を感じ、身近な存在となり盛んになるために、どのような取り組みが必要なのかを様々な視点から考え、実行できる「場」がより必要になっています。

今後の取り組みの方向性

- 募金・寄付が地域のためにどのように活用され、どのような効果が生まれているのかを住民の方が実感できるような発信を行っていきます。また、募金・寄付活動が身近な存在となり、気軽に活動に取り組むことができるような仕組みづくりを検討していきます。そのために多種多様な団体と連携し、組織的な取り組みとして行っていきます。
- 新型コロナウイルス感染症の対策を講じた取り組みとして、街頭募金に代わるSNSによる募金活動等の新たな募金活動の実践について検討していきます。

【社会福祉協議会の取り組み】

活動・事業	内容
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">継続事業</div> 社会福祉協議会の活動における 周知・啓発事業	社協の認知度及び事業の理解度の向上に努め、また、市民の理解を得るとともに、区長の協力をいただきながら、会費納入をお願いしていきます。さらに、賛助会費協力団体の納入拡大についても引き続き検討していきます。

<p>継続事業</p> <p>日本赤十字社の活動における事業周知・啓発事業</p>	<p>日本赤十字社の活動の認知度及び理解度の向上に努め、また、市民の理解を得るとともに、区長の協力をいただきながら会費納入をお願いしていきます。</p>
<p>新規・継続事業</p> <p>共同募金・歳末たすけあい募金活動における周知・啓発事業</p>	<p>共同募金・歳末たすけあい募金活動の認知度及び事業の理解度の向上に努め、さらに、市民の理解をいただきながら、また、区長・民生委員の協力を得て募金協力をお願いしていきます。さらに、全戸にお願いしています戸別募金をはじめ、企業募金、法人募金、街頭募金活動、赤い羽根共同募金支援自動販売機設置等の強化を図っていきます。</p>

【達成目標・年次計画】

項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
常設型募金箱 設置協力店舗	—	実施に向け 検討	3店	6店	9店	12店
社会貢献型の自動販売機「赤い羽根自販機」の設置	2台	2台	3台	4台	5台	6台


<p>継続事業</p> <p>赤い羽根イベント募金 ふれあい広場</p>	<p>多久まつり会場に、市民の福祉に対する理解を深めることを目的として、ふれあい広場のコーナーを設置しています。そこで、ボランティアの協力を得て、募金活動等を行っています。</p>
<p>継続事業</p> <p>24時間テレビ街頭募金の協力</p>	<p>日本テレビの24時間テレビ街頭募金の活動に賛同し、市内ボランティアや学校ボランティアの協力を得て、8月下旬、市内店舗前での街頭募金を行っています。</p>

福祉教育事業



赤い羽根イベント募金 ふれあい広場



重点目標2		地域活動の担い手の育成
取組目標		地域における出会いとつながりの場をつくります。
現状と課題		
<p>●少子高齢化や人口減少により市内のボランティア団体数は減少しています。ボランティア団体からは、ボランティア活動の担い手不足の課題があがっています。</p> <p>●平成28年9月から多久市の委託を受け、地域住民が自主的に集い、相互扶助のもと、心身共に健康で生きがいのある豊かな生活の実現を目指すことを目的としてサロン活動の支援・助成金の交付を実施しています。令和2年度の助成金交付対象サロンは、46サロンでした。</p> <p>●新型コロナウイルス感染症拡大により、市民活動が制限される等の影響を受け、活動できない状況がありました。また、高齢者等の閉じこもりや社会的孤立、心身状態の悪化が心配されます。</p>		
今後の取り組みの方向性		
<p>●多様なボランティアニーズへの対応のため、多くのボランティア活動者を確保する必要があることから、登録制度の周知を行い、ボランティア活動に対しての興味・関心のきっかけづくりに取り組み、ボランティア活動への参加促進に努めるとともに、多種多様なボランティアに関する相談や支援のため、ボランティアの紹介・調整や各種講座の開催等を実施し、相談・支援体制の強化・充実に努めます。</p> <p>●高齢者が介護状態となることを予防するため、サロン事業もその一翼を担うこととなります。地域に住む人の孤独感の解消や閉じこもりを防止するとともに、生きがいを持ち健康で楽しい生活を永続的に展開するために、地域を拠点に、当事者である住民やボランティアとが協働で企画をし、運営していくサロンの活動が市域全体に広がるように、サロンの立ち上げ支援や活動支援を行います。</p> <p>●新型コロナウイルス感染症拡大による住民の孤立を招かないためにも、今後、さらに住民同士のつながりや支えあいを絶やさない工夫や取り組みの実践を検討していきます。</p>		

【社会福祉協議会の取り組み】


活動・事業	内 容
新規・継続事業 ふれあい・いきいきサロン事業の推進	サロン活動を通じて顔の見える関係づくりの機会となるような場や、地域住民が活躍できる場の充実を図ります。また、コロナ渦中であっても、活動者同士の話し合いや、地域関係者への意見交換、地域住民への情報提供を行う等、サロン活動の継続、推進を図っていきます。

【達成目標・年次計画】

項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
サロン設置箇所数	46箇所	48箇所	50箇所	52箇所	55箇所	57箇所
サロン参加人数	878人	888人	898人	908人	918人	928人
サロン交流会等開催回数	年2回					
いきいきサロン サロン通信	—	年4回				

<p>新規・継続事業 ボランティア活動の推進</p>		<p>地域福祉活動の担い手を育成する講座や研修を充実するとともに、多様な媒体を活用したボランティア情報の発信や、活動に参加することの意義の啓発などを行います。また、世代交代も視野に入れて、地域福祉活動の推進役となるリーダーの育成に取り組みます。</p>				
<p>【達成目標・年次計画】</p>						
項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
ボランティア 団体数	11 団体	12 団体	13 団体	14 団体	15 団体	16 団体
ボランティア 養成研修	—	実施に向け 検討	年1回	年1回	年1回	年1回
<p>障害児交流事業</p>		<p>在宅の障害児とその家族のふれあい、家族同士のつながりを深めることを目的に交流事業を実施します。</p>				



重点目標2		地域活動の担い手の育成
取組目標		社会福祉法人の連携・協働による地域福祉活動を強化していきます。
現状と課題		
<p>●平成28年の社会福祉法改正に基づき、社会福祉法人は地域に公的取り組みを実施することが責務となりました。介護や障害、子育て、貧困、孤立など、地域住民が抱える問題は多岐にわたり、制度の狭間や生活困窮等の新たな福祉課題が顕在化しています。</p> <p>●社会福祉法人やNPO法人が互いに理解と協力を求め協力関係を築き、柔軟に対応し、地域のセーフティネットの役割を担うことが求められています。</p> <p>●平成30年度「佐賀県地域におけるネットワークづくり推進事業費補助金」の助成を受け、多久市内の社会福祉法人等が連携・協働し、本来法人が取り組むべき公益性の実現に向けて、地域住民が抱える福祉課題の解決に向けた社会貢献事業である「多久市地域貢献推進協議会」を設立しました。</p>		
今後の取り組みの方向性		
<p>●各法人、行政等と一層密接な連携を保ち、関係団体・住民との協働を進め、各法人間の専門性を活かし、地域の福祉力を高め、各種団体の特徴を活かした地域づくりを推進していきたいと考えています。</p> <p>●「多久市地域貢献推進協議会」の事務局を担い、定期的に地域公益事業に関する会議を開催することで法人相互の情報交換及び各関係機関・団体と地域福祉課題の解決に向けて情報を共有しながら地域公益事業を展開していきます。</p>		

【社会福祉協議会の取り組み】

活動・事業	内 容
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">継続事業</div> <p>地域の社会福祉法人やNPO法人からなる連携・協働事業</p>	<p>地域福祉に関わる多様な主体の活動と連携し、地域ぐるみの福祉活動を推進しています。</p> <p>多久市地域貢献推進協議会の主な事業</p> <p>① 総合相談窓口事業 市内18法人に『多久ふくし相談窓口』を設置</p> <p>② みんなでみまもり隊事業 各法人の社用車にて地域を巡回し、見守りを実施。</p> <p>③ 福祉講座事業 各関係機関と連携協働を図りながら地域ぐるみで取り組む『ふくしの種まきプロジェクト』にて福祉教育の推進。</p> <p>④ しごと・くらしの応援団 一般就労に不安がある方への社会参加の促進として就労体験の機会の提供。</p>



福祉講座事業

みんなでみまもり隊

市議会との意見交換会

基本目標 2 「支えあい助けあいの仕組みづくり」

重点目標 1		包括的な支援体制の整備
取組目標		生活困窮に陥っても、可能な限り自立した生活を続けられるよう支援します。

現状と課題

- 平成 27 年 4 月に多久市から『多久市生活自立支援センター』を受託し、生活困窮者の支援を展開しています。生活に困っている、家賃が払えない、働きたくても働けないなど、さまざまな事情で悩んでいる住民を対象に支援員が相談者に応じた支援プランを策定し、各関係機関と連携しながら早期の自立、生活課題の解決に向けた支援に取り組んでいます。
- 多久市生活自立支援センターでは、必須事業である「自立相談支援事業」、平成 28 年度から任意事業である「家計改善支援事業」、令和 3 年度から「就労準備支援事業」についても受託しています。
- 年々、相談件数は増加しており、複合的な課題を抱えた相談者が顕在化しています。そのため、各種支援事業に関する情報を地域住民や関係機関などへ周知するとともに、見守りや声かけなど、日常的な支援活動を推進する必要があります。
- 貸付金の回収困難なケースが顕在化しており、貸付原資の維持・確保が求められています。

今後の取り組みの方向性

- 生活困窮者などが自立した生活を送れるように、関係機関などとの連携体制を充実し、住民へ協力の呼びかけを行います。
- ひとり親世帯や経済的に困窮している世帯の子どものため、関係機関が連携して、子ども食堂などの充実に取り組みます。また、地域住民に対しても協力の依頼を行います。
- 一時的に生活が困窮している低所得者世帯などに対して、応急的に生活安定と自立の助長を図るため、必要に応じて資金を貸し付けます。また、相談者の状況を把握し、状況が改善できるように支援します。
- 貸付金の回収困難なケースが顕在化しており、「生活困窮者自立支援事業」と連携した生活再建の仕組みづくりを強化していきます。

【社会福祉協議会の取り組み】

活動・事業	内 容
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">継続事業</div> 生活困窮者自立支援事業	<p>【必須事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自立相談支援事業 生活に困窮している人が生活保護に陥らないように、その前の段階でなるべく早く自立できるように、専門性を有する支援員が相談に応じ、支援へとつなげていきます。 ●住居確保給付金 経済的に困窮し、住宅を失った、または失うおそれのある方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、原則3か月間、家賃相当額（上限あり）を市から住宅の貸主に支給する制度です。 <p>【任意事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家計改善支援事業 家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。 ●就労準備支援事業 「社会に出ることに不安がある」「他人とうまく話せない」「生活リズムが不規則」などの理由により就労することが困難な方に対し、個々の支援プランを作成し一般就労に向けたサポートや就労の機会を提供します。


【達成目標・年次計画】						
項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
相談件数	1,004件	1,010件	1,020件	1,030件	1,040件	1,050件
新規相談受付 件数	150件	155件	160件	165件	170件	175件
支援プラン 作成件数	29件	30件	32件	35件	37件	40件
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">継続事業</div> 多久市生活自立支援センターだより『すてっぷ』の広報誌発行	月1回広報誌『すてっぷ』を発行し、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行っています。					
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">継続事業</div> 生活困窮時食料等提供事業	多久市に居住する生活困窮者が、緊急かつ一時的に生計の維持及び食料の確保が困難となった場合に、数日間過ごせる程度の食料を提供する生活困窮時食料等提供事業を実施しています。「フードバンクさが」や企業及び住民の理解と協力を受けながら事業を推進していきます。					
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">継続事業</div> 住居内整理整頓支援事業	高齢者や障害者、生活困窮者など身体的、経済的、環境的な理由により、住居内の衛生環境の確保が困難である世帯等に対し、住民相互の助け合いにより、不良な状態を解消し、安心かつ安全で快適な生活環境の確保及び良好な住環境の保全に寄与することを目的として実施しています。					
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">継続事業</div> 生活福祉資金貸付事業	民生委員・児童委員と連携し、低所得世帯、高齢者世帯等を対象に経済的自立と生活意欲の助長並びに在宅福祉と社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう貸付けを行い支援していきます。 ①生活福祉資金貸付事業 佐賀県社会福祉協議会の受託事業として、貸付けの相談・受付を行います。 ②一般の金融機関その他から、資金の融資を受けることが困難な世帯に対し、生活上一時的に緊急かつ少額な資金（原則上限5万円）を必要とする場合に貸付けを行います。					

生活困窮時食料等提供事業



住居内整理整頓支援事業



重点目標 1		包括的な支援体制の整備
取組目標		高齢者や障害を持つ人が、地域の中で安心して暮らせるように、一人ひとりの権利と尊厳を守ります。

現状と課題

●障害者、精神障害者、認知症などにより判断能力が不十分な方が、地域で安心して生活が送れるように、身近な権利擁護の相談窓口として令和2年6月に「多久市権利擁護相談支援センター」を発足しました。

●今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障害者の親亡き後の問題などにより、権利擁護相談も増えてくることが予想されます。福祉サービスの利用手続きや、日常生活に必要な金銭管理、重要な書類の管理などが困難になっている住民の不安を解消し、安心して地域で暮らせるように、「成年後見制度」の普及啓発、利用促進を図っていく必要があります。

今後の取り組みの方向性

●「多久市権利擁護相談支援センター」において、権利擁護（成年後見制度、福祉サービス利用援助事業など）に関する普及啓発や相談援助を実施し、権利擁護制度の利用促進に取り組みます。併せて、「多久市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、中核機関の受託、法人後見の運営体制について協議を行っていきます。

【社会福祉協議会の取り組み】

活動・事業	内 容
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">新規・継続事業</div> 権利擁護相談支援センター事業	権利擁護支援の普及・啓発等、権利擁護の総合相談窓口として市民の権利を守ることを目的とし、「多久市権利擁護相談支援センター」を開設しています。 主な事業 ①成年後見制度等の利用に関する相談支援 ②権利擁護サービスの提供 ③権利擁護支援の普及・啓発 ④他機関連携による地域見守りネットワークの推進

【達成目標・年次計画】

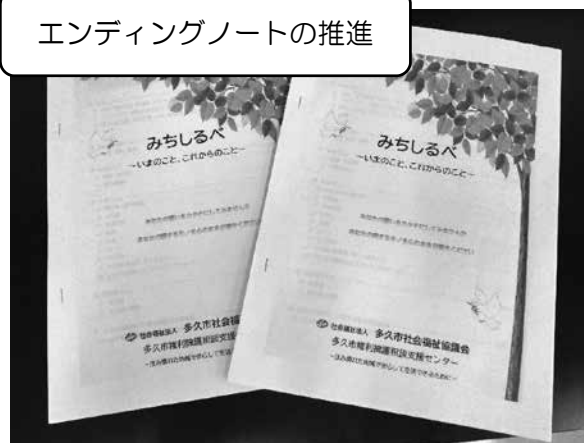
項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
法人後見業務の検討	—	可能な限り早期に実施 できるよう検討			事業実施	
中核機関の設置	—	中核機関 の設置	事業実施			






<p>継続事業</p> <p>福祉サービス利用援助事業 （日常生活自立支援事業）</p>		<p>判断能力が十分でない高齢者の方や障害がある方が、安心して地域で生活できるように福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的金銭管理等を本人に代わり「生活支援員」が援助します。また、関係諸機関とも連携して支援します。</p>				
<p>【達成目標・年次計画】</p>						
項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
契約者数	12人	13人	14人	16人	18人	20人
<p>継続事業</p> <p>在宅生活サポート事業 『あんしんねっと』</p>		<p>高齢や心身に障害があることによって日常生活に困難をきたし、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度等の活用が困難である方を対象に、日常的な金銭管理サービスや書類の預かりサービス等の支援を行い、安心安全に在宅生活を送れることを目的に実施します。</p>				
<p>【達成目標・年次計画】</p>						
項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
契約者数	11人	12人	13人	14人	15人	16人

権利擁護相談支援センター事業



エンディングノートの推進



重点目標2	  	地域福祉活動の活性化
取組目標	 	身近な地域での見守り、助けあいの活性化を図り、見守りのネットワークを強化していきます。

現状と課題

- 地域の見守り・支え合い体制を推進していくためには、近隣住民同士が地域の中で、非常時だけでなく平常時においても、支え合い助け合いが自然にできる関係を築くことが求められています。
- ひとり暮らし高齢者や生活困窮者等に対して、民間企業や各関係機関と連携し、地域のネットワーク化を図り、日常的な見守りや声かけによる安否確認等、誰もが安心して地域で暮らせるような仕組みづくりを推進しています。

今後の取り組みの方向性

- 住民同士のふれあいや福祉活動の広報啓発など、地域における福祉の推進を目的とする各種事業を行うにあたって、より良い事業展開のための提案や継続的に実施できるよう助成するなど、地域福祉活動の支援に努めます。
- 地域福祉活動に取り組む各種団体・関係機関と地域における福祉課題を共有し、課題解決に向けた取り組みを効果的に図っていくために、個々の機能を活かしながら役割分担を明確にしつつ、連携・協働を継続的に図っていきます。

【社会福祉協議会の取り組み】

活動・事業	内 容					
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">継続事業</div> 小地域ふれあいネットワーク運動推進事業	見守りが必要な一人暮らし高齢者や障害者等を対象に、民生委員や地域の住民を連絡員として安否確認を行う組織づくりを進めるため、活動推進費を民生委員が担当する69地域に対し助成します。					
【達成目標・年次計画】						
項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
愛の一声 対象者数	604人	610人	620人	630人	640人	650人
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">継続事業</div> 要援護者等見守り支援ネットワーク事業	生活困窮者や養護を必要とする障害者等の異変やその恐れがある場合、早期に的確な対応に繋げることを目的として、行政や協力事業者と連携し、地域住民の見守り支援ネットワーク体制の充実に向け取り組みます。					

【達成目標・年次計画】

項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
見守り協力 機関数	50 機関	52 機関	55 機関	67 機関	70 機関	72 機関

継続事業

緊急時要援護者見守り支援事業
『まもりん』

高齢者や体の不自由な人たちに対する緊急時の迅速な対応として、医療・服薬・緊急連絡先などの情報を専用容器に入れ、家庭の冷蔵庫または近くに保管しておくことで、緊急時に備え、見守り活動の充実を図るとともに、見守られる側の安心の確保につなげることを目的に実施します。

【達成目標・年次計画】

項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
まもりん設置 件数	422 件	430 件	435 件	440 件	445 件	450 件

継続事業

相談事業

市民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助により市民福祉の推進を図ることを目的として実施します。

① 心配ごと相談事業

毎月1回、民生委員・児童委員連絡協議会の各町正副会長2名で相談を受け、面談による相談及び電話相談を行っていきます。

② 身障相談

毎月1回、身体障害者協会の相談員で相談を受け付け、面談による相談及び電話相談を行っていきます。



相談の別	日時	相談員	場所
心配ごと相談	第3水曜日 9:30~12:00	各町民児協 正副会長	多久市社会 福祉会館
身障相談	毎月1日 10:00~15:00	市長任命の 身障相談員	

『まもりん』による見守り事業



要援護者等見守り支援
ネットワーク事業



重点目標2		地域福祉活動の活性化
取組目標		住民による地域づくりの活動を促進していきます。

現状と課題

- 有償ボランティア「わかちあいの“和”」は、助ける側と助けられる側の、お互い様の関係を保つことを平成28年度から実施しています。
- 「わかちあいの“和”」のような地域住民の互助事業は、未だに、市内全域に活動が浸透しているとはいえないことから、さらに「助け合い活動」を活性化させ、市内全域に浸透させていくことが必要になります。
- 住民が地域福祉活動に積極的に参加できるよう社協は、地域住民の困りごとに対して丁寧にサポートをしていくことが求められています。

今後の取り組みの方向性

- 「わかちあいの“和”」の協力会員のスキルアップや会員数の増加に繋がるような研修会を企画する等、事業拡大に努めていきます。
- 「長寿社会振興助成事業」により、住民の積極的な地域福祉活動を活性化させる仕組みや受け皿作りを強化していきます。

【社会福祉協議会の取り組み】

活動・事業	内 容
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">継続事業</div> 住民参加型有料在宅福祉サービス事業『わかちあいの“和”』の推進	「ちょっとした困りごと」を抱えている方に対して、公的サービスだけではまかないきれない地域の福祉ニーズを、住民の参加と協力により地域課題の解決や在宅福祉の充実と住民の福祉活動の参加意識の向上に資することを目的として実施しています。 【主な活動】 ① 簡易な掃除、② 通院及び外出の付添、③ 粗大ゴミ出し、④ ボタンつけ等の簡易な補修、⑤ 生活必需品等の買い物、⑥ 簡易な身の回りの世話等

【達成目標・年次計画】

項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
利用会員数	55名	60名	65名	70名	75名	80名
協力会員数	27名	30名	32名	35名	37名	40名
活動実件数	48件	50件	65件	70件	75件	80件
研修会の開催	0回	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">開催に向けた検討</div>	1回	1回	2回	2回

<p style="text-align: center;">継続事業</p> <p>長寿社会振興助成事業</p>	<p>① 健康、生きがいづくり事業 多久市老人クラブ連合会、多久市身体障害者福祉協会が実施するグラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会、すこやか長寿祭等の健康、生きがいづくり事業に対し助成しています。</p> <p>② ボランティア事業 ボランティアに対する研修、講習その他ボランティア活動の活発化に資する事業に対し助成しています。</p> <p>③ 在宅介護見舞金支給事業 障害者等寝たきり度判定基準ランク A・B・C に該当された対象者を、在宅で3か月以上介護された方に対して、年1回介護見舞金を支給しています。</p>
--	--



基本目標3 「安心して暮らすための生活支援の環境づくり」

重点目標1		安心して暮らすことのできる福祉サービスの提供				
取組目標		住み慣れたまちで安心して暮らすことのできる福祉サービスを提供していきます。				
現状と課題						
<p>●地域福祉計画・地域福祉活動計画に関するアンケート集計によると、市民が社協に対し今後充実してほしい地域福祉活動として『誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス』を求めることが最も多く全体の約3割を占めており、今後さらなる福祉サービスの提供の充実が求められています。</p> <p>●前回の計画時に、「福祉機器無料貸与事業」の中にチャイルドシート、ジュニアシートはありませんでしたが、平成30年度より子育て支援の拡充として貸与を開始しました。</p> <p>●社協における福祉サービス事業の実績としては以下の通りです。</p>						
項目	居宅介護支援	訪問介護・介護 予防訪問介護	障害福祉 サービス	寝具クリ ーニング	福祉有償 運送	誕生記念 品贈呈
令和2年度実績 (延べ人数)	964人	436人	171人	1人	169人	83人
福祉機器無 料貸与事業	特殊寝台 保有台数 (31台)	車いす 保有台数 (27台)	歩行器 保有台数 (3台)	チャイルドシート 保有台数 (8台)	ジュニアシート 保有台数 (6台)	
令和2年度 実績 (延べ台数)	38台	42台	2台	15台	3台	
今後の取り組みの方向性						
<p>●住み慣れた地域で自分らしく、人生の最期までずっと暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援の高齢者等を支えるサービスを一体的に切れ目なく提供し、相談支援の充実や行政と連携した福祉サービスの向上への取り組みなどを推進していきます。</p>						

【社会福祉協議会の取り組み】

活動・事業	内 容
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">継続事業</div> 居宅介護支援事業	要介護状態等になった場合において、その利用者が、可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、ケアプラン作成などにより介護保険サービスの利用を支援しています。
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">継続事業</div> 訪問介護事業	利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、在宅で自立した日常生活を営むことが出来るよう、介護保険の要支援・要介護認定を受けた方を対象に、入浴・排泄・食事などの介護その他生活全般にわたる支援を行います。

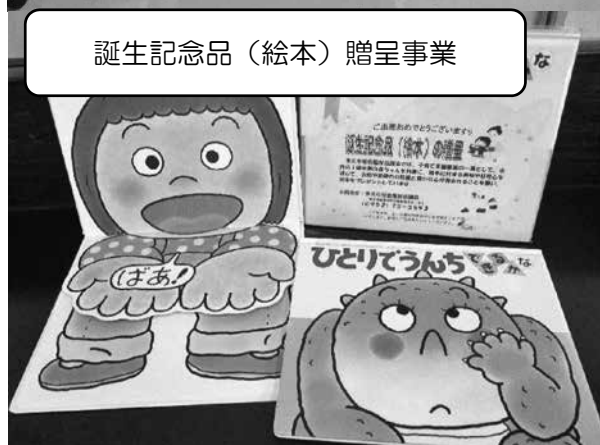
<p>継続事業</p> <p>障害福祉サービス事業</p>	<p>利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、在宅で自立した日常生活を営むことが出来るよう支援していくため、居宅支給決定を受けた利用者・障害者に対し、入浴、排せつ、家事、生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行います。</p>
<p>継続事業</p> <p>福祉機器無料貸与事業</p>	<p>利用者や介助者の身体的・経済的負担を軽減すべく、特殊寝台・車いす・歩行器が必要な方へ6ヶ月間（継続有）無償で貸与しています。里帰りや一時的にチャイルドシート等の利用が必要な乳幼児の保護者に3ヶ月無料で貸出ししています。</p>
<p>継続事業</p> <p>寝たきり老人等寝具クリーニングサービス事業</p>	<p>利用者や介助者の経済的負担を軽減すべく、寝たきりランクB・Cの方を対象に、常時使用している寝具類のクリーニング料金を助成しています。</p>
<p>継続事業</p> <p>福祉有償運送事業</p>	<p>要介護者等であって、公共機関等を利用することが困難な移動制約者に対し、福祉車輛によるサービスを実施しています。</p>
<p>継続事業</p> <p>新生児への誕生記念品（絵本）贈呈事業</p>	<p>市福祉課の窓口で、出生に関する手続きに来庁する新生児（保護者）へ絵本を贈呈しています。</p>




福祉機器無料貸与事業



誕生記念品（絵本）贈呈事業



重点目標2		災害時の支援体制の強化
取組目標		大規模災害の発生時に、災害ボランティアセンターを運営し、被災者支援を行います。

現状と課題

●令和元年8月豪雨において、約200棟の家屋が被災、市道や林道、河川、農地の被害は千箇所を超え、本市に甚大な被害をもたらしました。被災後、多久市ボランティアセンターを設置し、住民の生活再建に向け、住宅内の片付けなどをするボランティアの受け入れを行いました。しかしながら、被災者の要望（ニーズ）と災害ボランティアの調整（マッチング）を行うことに時間を要したことなどで、災害ボランティア運営に関する課題が残りました。

●新型コロナウイルスの影響により、全国からのボランティアを迎え入れることができない状況であるため、日常的な防災の取り組みと災害発生時の災害支援の体制づくりが課題となります。

今後の取り組みの方向性

●「災害ボランティア」をテーマとした研修会や情報交換会等を通じて、それぞれの災害時や平常時の役割を理解し、日頃から連携ができる関係づくりを行います。また、「災害ボランティアセンター設置運営訓練」の実施について検討していきます。

●災害ボランティア事前登録制度の体制整備および「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」の作成や各関係機関との連携した災害支援について検討をしていきます。

【社会福祉協議会の取り組み】

活動・事業	内 容
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">継続事業</div> 災害ボランティアセンター運営体制整備	災害ボランティア活動の情報収集や災害ボランティアの確保に努め、各関係機関と連携し、災害時に「災害ボランティアセンター」の円滑な運営ができるよう体制の整備を図ります。

【達成目標・年次計画】

項目	実績 【令和2年】	【達成目標・年次計画】				
		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成	未作成	作成に向けた検討	マニュアル整備	マニュアル整備完了・実施		
災害ボランティア事前登録制度の整備	佐賀県内ボランティア登録者数 29名	30名 制度整備	32名	35名	37名	40名 整備完了・実施

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">継続事業</div> 災害ボランティア研修会	毎年、日赤佐賀県支部の協力を得て、区長、民生委員、ボランティア団体メンバーに参加していただき、災害時における非常食の作り方等を研修しています。「災害ボランティアセンター設置運営訓練」など研修内容の強化を検討していきます。
---	--



災害ボランティアセンター運営

重点目標3		高齢者等の生きがい支援の強化
取組目標		シルバー人材センターの活動の充実を図り、心身の健康づくりを推進していきます。
現状と課題		
●再任用・再雇用制度を採用する企業等が増えています。そのため、60歳以上の新規会員の登録が少なく、シルバー会員の高齢化とともに会員数の減少が課題となっています。		
今後の取り組みの方向性		
●高齢者の生きがい事業として事業展開をしていますが、会員増強と事業開拓を重点項目に据えながら更なる事業発展に努めます。		


【社会福祉協議会の取り組み】

活動・事業	内 容
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">継続事業</div> 多久市シルバー人材センター事業	高齢者が自己の経験や知識を生かして働くことによって生きがいづくりと、社会参加を促すために、高齢者に対する就業機会の確保・拡大に努めていきます。

【達成目標・年次計画】

項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
シルバー人材センター会員数の確保	62名	65名	67名	70名	72名	75名
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 継続しながら改善に努め実施 </div>						

基本目標4 「住民との協働による社協づくり」

重点目標1		福祉サービスの適切な情報提供
取組目標		わかりやすい情報提供や SNS 等を活用した広報活動の充実を行います。

現状と課題

- 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に関するアンケート集計によると、広報誌「社協だより」の閲覧割合が約5割に留まり、ホームページの存在を知らない割合が全体の約7割を占めていました。このことから、社協事業の認知度が低く、地域住民に十分に理解がなされていないことがわかりました。
- 地域福祉活動が活性化されるよう、社協のさらなる認知度向上の取り組みについて検討することが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止は地域全体の課題であり、各種事業について、新型コロナウイルスの感染予防に配慮しながら実施していくことが必要です。

今後の取り組みの方向性


- 社協がどのような地域福祉活動に取り組んでいるか広く理解いただくために、広報誌「社協だより」の発行やホームページの充実、地域福祉活動の情報の提供などを通じて情報の発信に取り組み、地域福祉への理解、住民参画の促進に努めていきます。
- コロナ禍にあっても地域福祉活動を維持するため、感染症拡大防止対策を行い各種事業に取り組んでいきます。

【社会福祉協議会の取り組み】

活動・事業	内 容
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">継続事業</div> 広報活動の強化	広報誌「社協だより」の発行（年3回）やホームページの更新等により、社協の存在や地域福祉の現状を広く市民にPRするなど幅広く情報を発信しています。また、平成31年3月からフェイスブック、令和2年8月からツイッターを開設しており、SNSによる情報発信の強化に努めていきます。サロン通信、事務局通信など、社協活動の広報のあり方を検討していきます。

【達成目標・年次計画】



項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
広報活動の強化	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 事業継続しながら改善に努め実施 </div>				

<p>継続事業</p> <p>多久市社会福祉大会</p>	<p>福祉のまちづくりに尽力された個人・団体の方々への表彰式と講演等を開催し、地域福祉活動の更なる推進を図っています。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から参加者の身体的距離の確保、マスクの着用や手指消毒など、感染防止対策を行い開催実施に取り組んでいきます。</p>	
<p>重点目標2</p>		<p>住民・地域づくり座談会による地域づくりの推進</p>
<p>取組目標</p>		<p>地域生活課題や将来のことについて、住民と話し合い、自助、互助、共助、公助のもと解決に向けて行動できる地域づくりを推進していきます。</p>
<p>現状と課題</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民と懇談する機会が少なく、住民が抱える地域生活課題が把握しづらい状況にあります。 ●地域生活課題や福祉ニーズの多様化により、行政の一律的なサービスでは課題解決が困難な事例が増加しています。 		
<p>今後の取り組みの方向性</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ●社協職員が積極的に地域に出向き、地域課題や将来のことについて、住民と話し合い、自助、互助、共助、公助のもと解決に向けて行動できる地域づくりを推進していきます。 		

日本赤十字社の活動の認知度及び理解度の向上に努め、また、市民の理解を得るとともに、区長の協力をいただきながら会費納入をお願いしていきます。

【社会福祉協議会の取り組み】

活動・事業		内 容				
<p>新規事業</p> <p>住民・地域づくり座談会による地域づくりの推進</p>	<p>社協職員が地域に出向き、住民との対話の中で、住民や地域の現状や課題、地域の魅力を掘り起こします。また、座談会で得た住民の声を、今後の社協事業に反映し、社会生活課題の解決に向けて取り組んでいきます。</p>					
<p>【達成目標・年次計画】</p>						
項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
座談会の開設	—	<p>事業開始に向けた検討</p>	<p>座談会スケジュールにより、計画的に実施</p>			



重点目標 3	 	健全な社協運営の充実
取組目標		安定的な自主財源確保のための取り組みにより財政基盤を強化します。
現状と課題		
<ul style="list-style-type: none"> ●本会の事業に要する経費は、佐賀県や多久市からの補助金や委託金のほか、自主財源としての市民の皆様からの会費等によって運営しています。 ●広報誌「社協だより」の広告掲載事業に取り組んでいます。前回の計画策定時は2社でありましたが、令和3年度は4社と広告掲載事業者は増加しました。 		
今後の取り組みの方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ●事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行います。 ●自主財源の拡充を図り、財務基盤を強固なものとするため、会費の納付促進、寄付付き啓発物品の販売、寄付・募金の促進、収益事業の強化を図ります。 ●社協に対する寄付金の所得控除や損金算入といった税制上の優遇措置制度の周知を図り、個人及び法人の寄附金の促進を図ります。 		

【社会福祉協議会の取り組み】

活動・事業	内 容					
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">継続事業</div> 有料広告の掲載促進	社協だよりやホームページ、社協の封筒等、広告掲載を希望する民間企業等を募集し、広告収入の増額を図ります。					
【達成目標・年次計画】						
項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
有料広告の掲載促進	4社	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">事業改善に向けた検討</div>		5社	6社	7社
助成金の活用	佐賀県や佐賀県社協等の事業補助金を積極的に活用し、自主財源の確保に努めていきます。					

社協だよりの発行



重点目標4	 	地域から信頼される社協職員の育成
取組目標		目指すべき職員像を実現するために、職員力を高める研修の充実に努めます。
現状と課題		
<p>●少子高齢化・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けては、倫理観や責任感と共に高い専門知識と、対人援助技術を有する社協職員が必要となっています。</p>		
今後の取り組みの方向性		
<p>●地域福祉を推進する責任ある団体として、社協職員一人ひとりが求められる役割を自覚し、担当する業務によらず、積極的に地域に出向き、地域住民のさまざまな声に応えられるよう、人材育成に取り組めます。</p>		

【社会福祉協議会の取り組み】

活動・事業	内 容					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">新規事業</div> 研修参加の機会を確保	社協職員に対しての自己研鑽を促し「職員自らによる成長」を促す仕組みづくりとして年1回、社協全職員を対象とした研修の機会を設け、自己研鑽を促していきます。また、継続して各種事業における外部研修会の積極的な参加に取り組んでいきます。					
【達成目標・年次計画】						
項目	実績 【令和2年】	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
全職員研修	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">実施に向けた検討</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">全職員研修の実施</div>			



8. 地域福祉活動計画（平成29年度～令和3年度）の目標・実績

（1）数値目標・実績

施策項目	具体的な取り組み項目	単位	実績	目標	実績
			平成28年度	令和2年度	令和2年度
福祉教育の推進	ボランティア体験スクールの開催【参加者数】	人	12	15	中止
地域福祉活動の活性化	小地域ふれあいネットワーク運動推進事業【愛の一声協力会員数】	人	419	450	380
	緊急時要援護者見守り支援事業【設置件数】	件	426	450	422
	ふれあい・いきいきサロン事業【サロン参加者数】	人	190	150	878
ボランティア活動の推進	ボランティアの集いの開催【ボランティア団体数】	団体	12	21	11
	災害ボランティア研修の開催【参加人数】	人	63	100	中止
生活安定のための支援	生活福祉資金貸付事業【貸付残件数】	件	36	30	19
	福祉資金貸付事業【貸付残件数】	件	16	10	13
	日常生活自立支援事業【契約者数】	人	10	20	12
	あんしんねっと【契約者数】	人	5	5	11
	生活困窮者自立支援事業【新規相談者数】	人	39	100	150
	生活困窮者自立支援事業【就職者数】	人	14	20	13
子育て支援	演劇鑑賞【参加人数】	人	200	300	中止
	障害児交流事業【参加人数】	人	38	25	中止
福祉サービスの充実・支援	福祉有償運送事業【利用件数】	件	204	120	169

施策項目	具体的な取り組み項目	単位	実績	目標	実績
			平成28年度	令和2年度	令和2年度
福祉サービスの充実・支援	住民参加型有料在宅福祉サービス事業【利用件数】	件	5	200	48
在宅福祉・介護サービス	在宅サポート事業「さわやか」【契約件数】	件	7	200	6
相談体制の整備	身障相談【相談件数】	件	249	110	375
高齢者等の生きがい支援	シルバー人材センター【会員数】	人	84	100	62
広報活動の充実	社会福祉大会の実施【参加者数】	人	150	250	中止
社協体制の充実・強化	有料広告の掲載促進【掲載件数】	件	3	5	4
	有料広告の掲載促進【広告料収入】	円	36,000	60,000	48,000

（2）計画の概要・評価

●福祉教育の推進については、平成30年度から佐賀県社会福祉協議会の助成金を活用し、福祉体験に必要な備品購入や学校に出向いての福祉授業に取り組んできました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度はボランティア体験スクールの開催中止となりましたが、今後、新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、地域で支えあう必要性や福祉への関心を深められるような福祉教育の実践に取り組んでいきます。

●地域福祉活動の活性化については、前回の計画時、サロン参加者数を150人に引き上げるという目標を掲げ、地道にサロン活動の啓発活動を推進してきたことから令和2年度は878人となり目標を大きく上回ることができました。今後も、地域活動の担い手の育成を図りながら地域福祉活動の活性化に取り組んでいきます。

●ボランティア活動の推進については、ボランティア登録団体所属の方々が高齢化し、多数の団体が存続できなくなっており、ボランティア登録団体数は前回の計画時に比べ、減少しています。今後は、地域福祉活動の担い手を育成する講座や研修を充実する等、世代交代も視野に入れて、地域福祉活動の推進役となるリーダーの育成に取り組んでいきます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は災害ボランティア研修の開催中止となりました。令和元年の佐賀豪雨を踏まえ、今後、大規模災害の発生に備え、災害支援体制の強化が求められており、災害ボランティア研修の内容の刷新を図り、事業の推進に取り組んでいきます。

●生活安定のための支援については、前回の計画目標と比較し、令和2年度の生活困窮者自立相談支援事業の新規相談受付数は150人となり、前計画時の目標を達成しています。就労者数に関しては、13件と前回の計画実績と比較し微増となっています。

複雑化する課題の早期発見及び包括的なサポート体制の強化を図るため、高齢者、子ども、障害者及び生活困窮者等の支援に係る相談機関等との連携強化や新たな権利擁護の相談窓口の機能強化が課題であったことから、令和2年6月に権利擁護の相談支援の推進として「多久市権利擁護相談支援センター」を開設しました。今後も市民の権利擁護の総合相談窓口として相談体制の強化を目指していきます。

●子育て支援については、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止や延期するなど活動を自粛せざるを得ない状況の中、事業を展開してきました。今後は、新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、各関連機関と連携した子どもの居場所づくりが求められてきます。

●福祉サービスの充実・支援については、前回の計画目標と比較し、令和2年度の福祉有償運送事業利用件数は、169件となり前回の計画目標を上回ることができました。また、住民相互の助け合いに基づいた住民参加型有料在宅福祉サービス事業の利用件数が増加している結果となり「地域の困りごとは、地域で解決する」という有償ボランティア事業を地域に定着化を目指し取り組むことができました。

●在宅福祉・介護サービスについては、在宅サポート事業「さわやか」の利用件数を200件の利用に引き上げることを前回の目標に計画していましたが、平成29年、平成31年に事業を改訂したことから大幅に利用契約者が減少しました。その代わりに、住民参加型有料在宅福祉サービス事業の利用件数において計画を上回る結果を得ることができました。

●相談体制の整備については、新型コロナウイルスの影響を考慮し、自宅訪問ではなく電話相談など感染拡大を防止するような形で取り組みを実施してきました。

●高齢者等の生きがい支援については、前回の計画時、シルバー人材センター会員数を100人に引き上げるという目標を掲げていましたが、令和2年度62人となり計画を下回る結果となりました。

再任用・再雇用制度を採用する企業等が増えていることもあり、60歳以上の新規会員の登録が少なく、シルバー会員の高齢化とともに会員数の減少が課題となっています。

引き続き、高齢者の生きがい事業として会員増強と事業開拓を重点項目に据えながら更なる事業発展に努めていきます。

●広報活動の充実については、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会福祉大会を中止しました。今後は、適切な感染症対策を講じて、事業の実施に取り組んでいきます。また、社協がどのような地域福祉活動に取り組んでいるか広くご理解いただくために、社協だよりの発行やホームページの充実、地域福祉活動の情報の提供などを通じて情報の発信に取り組み、地域福祉への理解、住民参画の促進に努めていきます。

●社協体制の充実・強化については、前回の計画時より社協だよりの有料広告事業所が2件増加し、令和2年度は48,000円の広告料収入となりました。引き続き、自主財源の確保及び組織体制の充実と職員の資質向上に向け、事業の推進に取り組んでいきます。

（3）地域福祉活動計画の振り返りのまとめ

「コロナ禍」という特殊な社会事情の中、多久市社会福祉協議会が開催する事業を一部中断、自粛を講じながら、「一人一人が互いに尊重しあい、支えあって地域で安心して暮らせる心豊かなまちづくり」を目指し、地域づくりを進めてきました。

主に、新規事業として地域福祉の担い手を育む福祉教育の実践を推進し、学校に出向いて福祉授業に取り組むことができました。また、「多久市権利擁護相談支援センター」を開設し、生活困窮者支援と相まって、複合的な課題を抱えた市民の生活課題の解決に向け相談窓口体制の強化を図ることができました。

その一方で、令和元年8月の佐賀豪雨災害により災害ボランティアセンターを初めて開設した経験を踏まえ、平時から、日常的な防災の取り組みや災害発生時の災害支援の体制づくりについて新たな課題も顕在化しました。

今後ますます少子高齢化の進展に伴い、人口が減少していくことが予想され、コロナ禍においても地域住民の繋がりを切らさないために住民参加と協働による地域福祉のまちづくりを推進していくことが強く求められています。

本計画では、前回の計画の振り返りを実施し、新たな施策の展開を踏まえ、4つの基本目標として①福祉コミュニティを支える人づくり、②支えあい助けあいの仕組みづくり、③安心して暮らすための生活支援の環境づくり、④住民との協働による社協づくりを策定目標とし、令和4年度から8年度までの5か年計画で、地域福祉活動を推進していきます。

第8章 協働による推進

第8章 協働による推進

1. さまざまな主体の連携

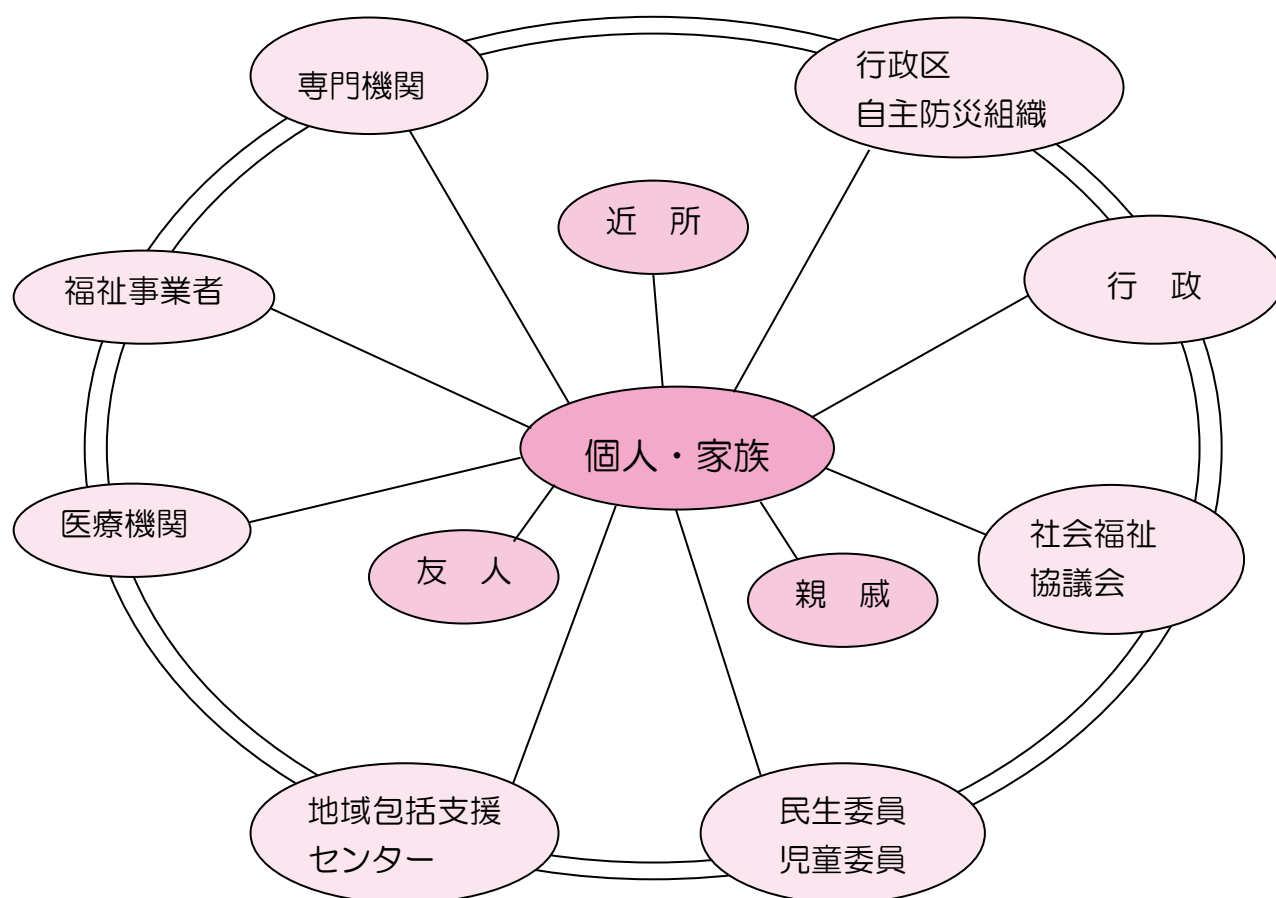
地域福祉計画・地域福祉活動計画・成年後見制度利用促進基本計画は、一人ひとり尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本として、「困ったときに助けあう関係づくり」、「お互いを認めあい、支え合いながらともに生きる社会づくり」を目指すための計画です。

そのためには、市民が進めるもの、行政や医療機関などの専門機関が進めるもの、社会福祉事業者などが進めるもの、これらのさまざまな主体が連携を組み合わせながら協力して進めるものなどに分けられます。

第5次多久市総合計画では、時代の潮流や地域特性に的確に対応し、本市が将来にわたって持続可能な発展を実現していくためには、市民と行政が手と手を取り合い、協働のまちづくりを進めることが重要であり、市民一人ひとりが未来に希望を持って輝き続け、次世代に誇りを持ってつないでいく自立した本市を築いていくという考えを示しています。

本計画でも、従来の福祉サービスを充実させたり、見直したりすることももちろんですが、それぞれの団体・個人が参画し連携することにより、計画の目的達成を目指します。

〔協働のイメージ〕



2. 市民一人ひとりができること

個人の生活を優先する社会生活の形態の変化、密閉性の高い住環境や住人の出入りの多さなどにより、隣に誰が住んでいるか判らない、関心がないなど、近所との付き合いが希薄になり、高齢者の孤独死などが問題になっています。

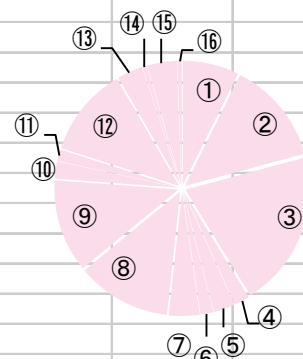
本市においても多様な生活様式や価値観を持った者同士が、同じ地域で暮らす状況であり、個人優先の傾向がますます強くなり、地域とのつながりが薄くなり、ともに支えあう力が弱くなってきています。

近所づきあいは、一朝一夕につくりあげることが難しく、安易に結果や効果を求めるのではなく、粘り強く取組みを継続していくことが大事です。

☞ 『地域福祉計画・地域福祉活動計画』 アンケート調査より

・ 隣近所の人困っている場合、あなたができる手助けは、次の中でどれですか。

7. 隣近所の人困っている場合、あなたができると思う手助け（複数回答）		回答数	回答率
① 食事・家事(ごみ出しなど)の手伝い		92	7.4%
② 買い物の手伝い		168	13.4%
③ 話し相手、相談相手		255	20.4%
④ 短時間の子どもの預かり、子育ての支援		25	2.0%
⑤ 犬の散歩、ペットのえさやり		35	2.8%
⑥ 子どもの非行注意、見守り		21	1.7%
⑦ 地域の防犯パトロール		50	4.0%
⑧ 高齢者などの安否確認、緊急時の通報		154	12.3%
⑨ 道路等の清掃、美化		152	12.2%
⑩ 投棄ゴミ等の撤去、通報		28	2.2%
⑪ 空き地、空き家の監視、通報		19	1.5%
⑫ 災害時の手助け		146	11.7%
⑬ スマートフォンなどの情報機器の操作方法		42	3.4%
⑭ その他		7	0.6%
⑮ できそうなことはない		48	3.8%
⑯ 無回答		9	0.6%
合計		1251	100.0%



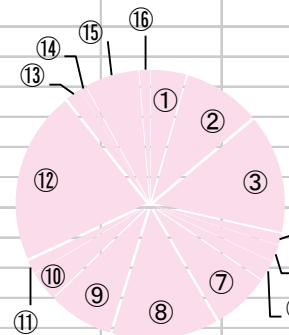
隣近所の人困っているときにできる手助けについては、「話し相手、相談相手」が20.4パーセントと最も多く、次いで「買い物の手伝い」「高齢者などの安否確認、緊急時の通報」「道路等の清掃、美化」「災害時の手助け」と幅広い援助を思われています。



㊦ 『地域福祉計画・地域福祉活動計画』 アンケート調査より

- ・あなたが、隣近所の人の手助けを受けるとしたら、次の中でどのような手助けを受けたいと思いますか。

8. 隣近所の人の手助けを受けるとしたら、どのような手助けを受けたいか（複数回答）		回答数	回答率
① 食事・家事の手伝い		48	4.4%
② 買い物の手伝い		104	9.5%
③ 話し相手、相談相手		160	14.6%
④ 短時間の子どもの預かり、子育ての支援		15	1.4%
⑤ 犬の散歩、ペットのえさやり		23	2.1%
⑥ 子どもの非行注意、見守り		27	2.5%
⑦ 地域の防犯パトロール		78	7.1%
⑧ 高齢者などの安否確認、緊急時の通報		144	13.2%
⑨ 道路等の清掃、美化		88	8.0%
⑩ 投棄ゴミ等の撤去、通報		40	3.7%
⑪ 空き地、空き家の監視、通報		18	1.6%
⑫ 災害時の手助け		233	21.3%
⑬ スマートフォンなどの情報機器の操作方法		21	1.9%
⑭ その他		8	0.7%
⑮ 必要ない		73	6.7%
⑯ 無回答		15	1.3%
合計		1095	100.0%



隣近所からどのような手助けを受けたいかを尋ねたところ、「災害時の手助け」が21.3パーセントと最も多く、次いで「話し相手、相談相手」「高齢者などの安否確認、緊急時の通報」となっている。手助けする側と手助けされる側のそれぞれが「話し相手、相談相手」と「災害時の手助け」を必要としている人が多くおられた。

3. 市民団体が取り組むこと

(1) 行政区

行政区は、住民自治組織として地域住民が助け合い・支え合い、市や他の団体と協働しながら、地域福祉の課題に取り組み、人材発掘や育成の担い手となる役割が期待されています。

また、地域の民生委員・児童委員と協力して、地区住民の実態を把握し、そこから生まれる行政需要を市政にフィードバックするなど、住民と市役所をつなぐ重要な役割も担っています。

(2) 市民活動団体

市民活動は、市民が自らの価値観、信念、関心にもとづき、自分たちの生活を豊かにするとともにコミュニティの構築を目的として、自発的に行われるものです。

市民活動団体は、高齢者や障害者への支援、子育て家庭への支援、防災、消防、子どもの健全育成、まちづくりなど、住民生活の様々な分野にわたり、主体的に活動をされています。

地域福祉においても、それぞれの団体の特色を生かし、行政区活動とは別の視点から、市民一人ひとりが取り組むべきことを推進し、他の団体、行政区や市などと連携・協働することが期待されます。

4. 福祉事業者・関係団体がすすめること

(1) 福祉事業者

福祉サービスを提供している福祉事業者は、利用者の立場に立った適切なサービス提供を行うとともに、地域の福祉ニーズに基づく新たなサービスの取り組みが求められています。また福祉事業者は、地域の住民からの相談に対し、専門的な立場からの相談や、情報の提供を積極的に行うことが求められています。

(2) 多久市社会福祉協議会

本市の地域福祉に対し、組織的に活動を展開している多久市社会福祉協議会は、地域福祉計画・地域福祉活動計画・成年後見制度利用促進基本計画の推進にあたり、特に重要な役割を担っています。

社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、住民主体の理念にもとづいて、地域福祉の課題の解決に取組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざしています。

主な活動として、

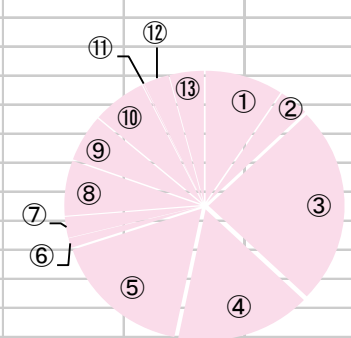
- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②ボランティア活動などの社会福祉に関する活動への援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整、及び助成

さらに、社会福祉協議会では、市民や様々な機関・団体と、連携・協働しながら地域福祉活動を進めます。

☞『地域福祉計画・地域福祉活動計画』アンケート調査より

・社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後充実してほしいものは何か

28. 社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後充実してほしいものは何か（複数回答）		
	回答数	回答率
①住民による身近な支え合い運動、地域福祉活動への支援	108	9.3%
②学校区や地域での福祉活動への推進	41	3.5%
③誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス	283	24.3%
④身近なところで相談ができる窓口体制	187	16.1%
⑤高齢者や障害者など援助を必要とする人やそれら団体への支援	194	16.7%
⑥ボランティアリーダーの養成	14	1.2%
⑦ボランティア活動への参加促進と支援	30	2.6%
⑧子育てに関する支援	79	6.8%
⑨児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育の推進	67	5.8%
⑩福祉に関する情報発信（インターネットを含む）	75	6.4%
⑪その他	2	0.2%
⑫特になし	35	3.0%
⑬無回答	49	4.1%
合計	1164	100.0%



社会協議会が行う活動・支援として今後充実してほしいものとして、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」を求める声が多かった。次いで「高齢者や障害者など援助を必要とする人やそれら団体への支援」「身近なところで相談ができる窓口体制」「住民による身近な支え合い運動、地域福祉活動への支援」の充実が求められています。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、「社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」と法に規定されており、地域福祉の推進役を担うことが期待されています。

本市の民生委員・児童委員は77名で、市内約7,900世帯を地区割りで担当しています。このうち7名は、児童問題を専門に担当する主任児童委員として、各町に配置されています。

また、多久市民生委員・児童委員連絡協議会が組織され、情報交換や研修会などを行っています。

今日、新たな社会問題として、高齢者・児童への虐待、DV（家庭内暴力）、いじめ、引きこもり、孤独死、心身の障害・不安、社会的孤立や孤独といった新たな課題が注目されています。このことは、都市化の進行や、競争社会、個人優先主義、核家族化、少子高齢化などにより、地域社会の連帯感の希薄化によって、複合的に絡み合っています。

民生委員・児童委員は、これらの問題も含め、地域住民の生活状態を必要に応じて的確に把握することにより、高齢者、児童、生活困窮者などの援助を必要とする人に、適切に助言や情報提供を行うなどの支援を行っています。

今後も、社会福祉活動団体や社会福祉事業者との連携、行政に対する協力などを通して、支援を必要とする人の援助や、地域福祉の担い手として重要な役割を果たすことを期待されています。

☞『地域福祉計画・地域福祉活動計画』アンケート調査より

・あなたは、民生委員・児童委員に対し、どのような役割を期待しますか。



民生委員・児童委員の役割は、「地域の困っている人を支援する」「地域住民の相談、話し相手になる」「地域住民へ福祉情報を提供する」「地域住民の要望を把握する」等が期待されています。

5. 行政などがすすめること

(1) 行 政

行政は、福祉を担うさまざまな組織が、連携しながら地域福祉の推進ができるように、福祉制度の充実、福祉サービスの情報提供や、相談窓口の充実と連携、人材の育成などを進めます。

また、公共施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、情報やこころのバリアフリーが図れるように努めます。

① 多久市社会福祉協議会・地域包括支援センターとの連携

社会福祉協議会が、これまで築き上げてきた福祉活動の経験や実績、安心や信頼を基に、地域福祉の担い手として幅広い活動ができるよう、社会福祉協議会の育成支援を行います。

地域包括支援センターは、地域に密着した身近な相談窓口として地域福祉の一翼を担っており、情報交換などを行い連携を図っていきます。

② 個人情報の共有と取り扱い

地域において、支援を必要とする人の援助など、生活上の問題を解決に導くためには、関係者の情報の共有が必要になります。また、専門的な問題を解決し、公共の福祉サービスにつなげるためには、他の機関に情報を伝達し、共有することが大事になります。

突発的な災害時の対応でも、地域の避難行動要支援者情報が援助を行う関係者に伝わり、共有できているかどうかで大きな違いが出てきます。

もし、避難行動要支援者情報の把握や情報の共有が進んでいない場合、災害時の安否確認や避難支援など、援助を迅速に行うことができないことにもつながります。

地域の避難行動要支援者を支えるためには、災害時だけでなく、平常時から隣人・友人、避難支援者、民生委員・児童委員、行政区関係者、自主防災組織、消防団などの支援を行う人たちと、情報を共有し、支援のネットワークを形成しておく必要があります。

しかし、一方で平成17年4月に施行された個人情報保護法をめぐり、個人情報であればなんでも保護だとする誤った考えにもとづく過剰反応による情報提供の拒否などにより、支援に必要な情報の共有ができないなどの弊害が一部に見られます。

個人情報保護法は、個人の権利利益の保護をしつつ、有用な個人情報を本人の同意を得て、関係機関や行政機関が情報収集する場合や、第三者に提供できる範囲を明確化して収集する場合は、関係機関と行政機関で個人情報を共有することに問題はありません。

個人情報保護法を遵守し、情報の扱いに十分注意をしながら、地域福祉の推進に必要な情報を関係機関と共有し、支援の必要な人に適切な支援が届くようにします。

(2) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護保険法に基づいて在宅高齢者を中心に、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上、地域福祉の増進に向け介護・福祉・健康・医療を包括的（一体的）に支援する役割をもつ中核的機関として設置されています。

本市では、市役所庁舎内に多久市地域包括支援センター（愛称：おたっしゃ本舗 多久）を設置し、専門スタッフを配置して活動を行っています。

さらに、市内2ヶ所（天寿荘、いこいの里）に設置している在宅介護支援センターと連携して、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に対しての相談業務、訪問による見守りや実態把握を行っています。

また、高齢者等が住み慣れた我が家で、安心して暮らしていけるように、民生委員・児童委員、医療機関、薬局、介護サービス事業者などと「つながりネットワーク」を組織して、幅広い支援を行っています。

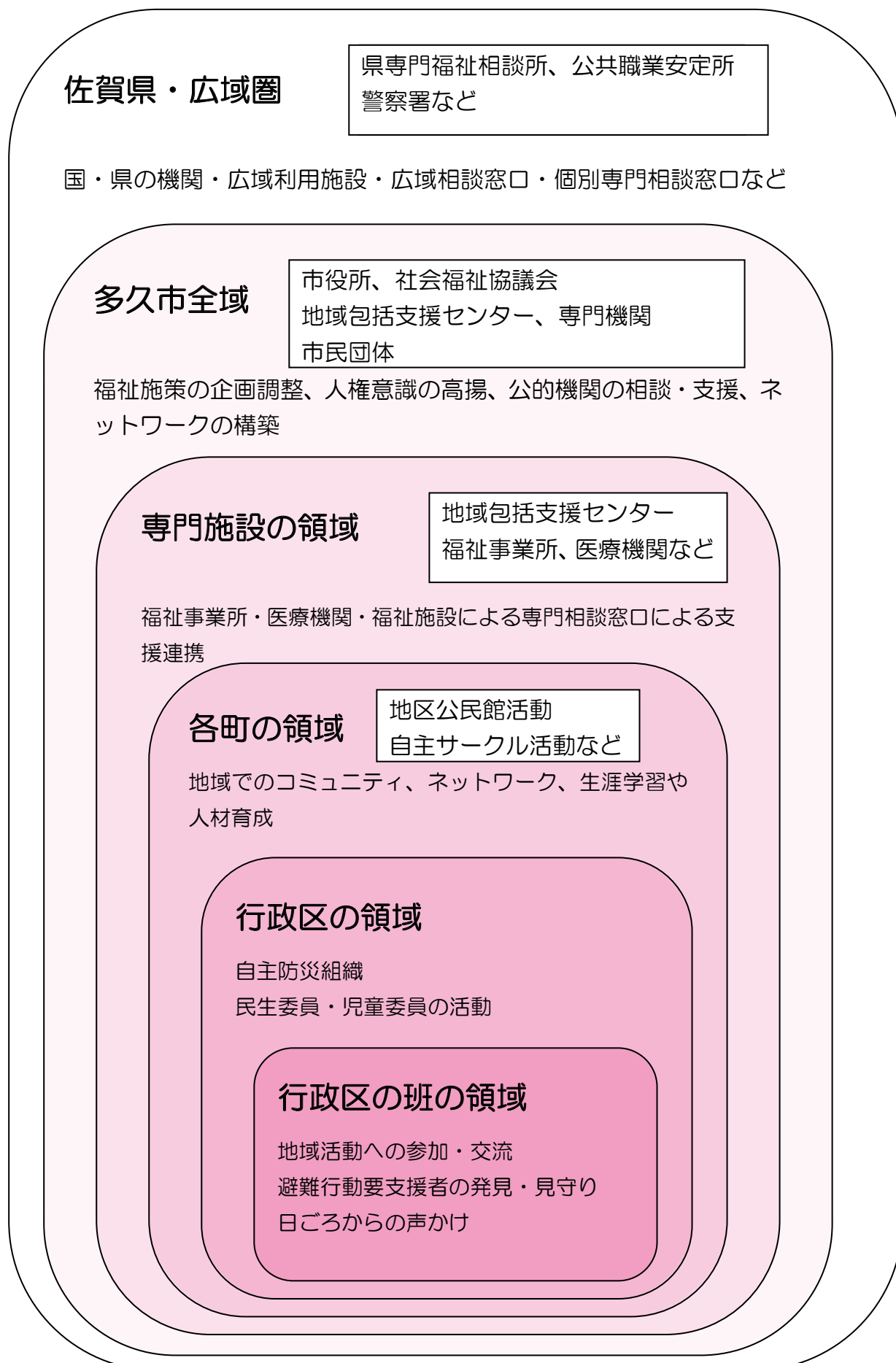


(3) その他専門機関

市民からの多様な相談に応えるため、市役所では市民相談や法律相談など各種の相談業務を行っています。福祉関係では、家庭相談に家庭児童相談員や母子父子自立相談員を配置し、育児相談には地域子育て支援センターで、専門的な相談に応えられるようにしています。

しかし、今日の社会背景を受け、より複雑で専門的な相談があることから、佐賀県が設置している消費生活センター、DV総合対策センター、男女共同参画センター（いずれもアバンセ内）などの各種専門機関とネットワークを構築し連携することで、より深刻な相談への対処についても充実を図っています。

〔地域福祉を担う主体の連携と、協働して計画を推進する体制のイメージ〕

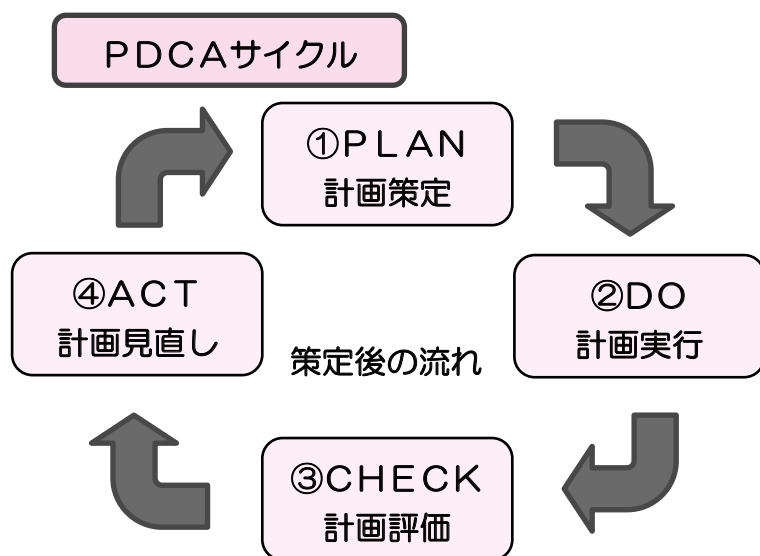


第9章 計画の進行管理

第9章 計画の進行管理

1. 計画の進行管理方法

本計画に基づき地域福祉を着実に推進していくために、計画策定後は評価・点検が必要になります。このため、多久市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会や、福祉関係団体などによる会議等を開催し、PDCAサイクルに基づいて、本計画の適切な進行管理を行います。



- ①P：策定（これをやってみよう）
- ②D：実行（これをやった）
- ③C：評価（そしてどうなった）
- ④A：見直し（こう変えてみよう）

PDCAサイクルとは、取組の課題を把握し、継続的な改善をしていくことです。このサイクルに則り計画を実行し、策定から5年目に評価・見直しを行います。ただし、社会情勢、国の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すこともあります。

スケジュール

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9
本計画	➔					
進行管理	実行 評価	実行 評価	実行 評価	実行 評価	評価 見直し	次計画

2. 計画（平成29年度～令和3年度）の目標・実績

(1) 数値目標・実績

第4次多久市総合計画後期基本計画の「みんなで目指そう値^ね一覧」より抜粋

施策項目	成果指標の名称	単位	実績	目標	実績
			平成28年度	令和2年度	令和2年度
子育て支援の充実	子育ての相談ができる方がいる割合	%	97.3	96.0	97.0
	待機児童数	人	0	0	0
	子育て支援センター利用者数	人	3,510	2,160	5,490
	児童館の来館者数	人	9,834	7,800	14,373
	ファミリー・サポート・センター事業登録者数	人	—	120	67
健康づくりの推進と医療体制の充実	がん検診受診者延べ数	人	7,678	8,000	7,288
	特定健診受診率	%	60.0	60.0	52.1
	高血糖値（HbA1c6.5以上）該当者の改善率	%	31.2	40.1	15.3
地域福祉の充実	ボランティア登録団体数	団体	12	21	11
高齢者支援の充実	介護予防事業により重度化を防止できた高齢者数	人	453	350	623
	高齢者人口に対する要介護認定者の割合	%	20.3	21.0	17.6
	シルバー人材センター会員数	人	84	100	62
障害者支援の充実	グループホームの利用者数	人	43	54	50
	障害者相談件数	件	907	1,000	1,298
社会保障等の充実	生活保護世帯からの自立件数	世帯	4	5	7

(2) 計画の概要・評価

- 子育て支援の充実については、前回の計画目標と比較し、子育ての相談ができる方がいる割合が実績で1%、子育て支援センター利用者数が3,330人、児童館の来館者数6,573人上回っており、ファミリー・サポート・センター事業登録者数は、53人下回っています。子育て支援センター利用者数、児童館の来館者数については目標の2倍程度となり、計画目標を大きく上回ることができたが、ファミリー・サポート・センター事業登録者数については、目標の半数程度にとどまっています。今後の広報・啓発が必要となってきます。
- 健康づくりの推進と医療体制の充実については、前回の計画目標と比較し、がん検診受診者延べ数で712人、特定健診受診率7.9%、高血糖値（HbA1c6.5以上）該当者の改善率24.8%下回っています。令和2年度がコロナ禍であったことを踏まえれば、がん検診受診者、特定健診受診率については、コロナ禍でない平成26年度実績と比較しても、最小限の減にとどめることができました。しかし、高血糖値（HbA1c6.5以上）該当者の改善率については、計画目標を大きく下回っており、今後さらなる改善を目指していかねばなりません。
- 地域福祉の充実については、前回の計画目標と比較し、ボランティア登録団体数が10団体減少し、目標の半数程度下回っています。ボランティア登録団体所属の方々が高齢化し、多数の団体が存続できなくなっており、新規の登録団体数を大きく上回っています。今後は、ボランティア団体の存在価値などについて、若年層も含めたさらなる広報・啓発が必要になってきます。
- 高齢者支援の充実については、前回の計画目標と比較し、介護予防事業により重度化を防止できた高齢者数で273人上回り、高齢者人口に対する要介護認定者の割合は、3.4%目標を大きく上回る実績となっています。しかし、シルバー人材センター会員数については、目標と比較し、38人下回っています。高齢者の方の人材確保が必要となってきており、会員募集についての広報・啓発が必要になってきます。
- 障害者支援の充実については、前回の計画目標と比較し、グループホームの利用者数で4人下回り、障害者相談件数で298件上回っています。障害者相談件数は順調に伸びており、グループホームの利用者数についても、計画目標より、若干下回っていますが、平成26年度実績からは、12人の増加となっており順調に増加しています。
- 社会保障等の充実については、前回の計画目標と比較し、生活保護世帯からの自立件数で2件上回っています。高齢化する生活保護世帯の中で目標を上回る自立につなげることができました。

3. 市民の評価

多久市では、市民の地域福祉に関する意見や地域の課題やニーズなどを把握して、地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価に役立たせるために、アンケートを実施しました。調査は、多久市内に居住する18歳以上の男女1,000人を対象にし、524人から回答がありました。

(1) 地域福祉の進行に関する市民評価

☞ 『地域福祉計画・地域福祉活動計画』アンケート調査より

◇今後の地域福祉のあり方について							
3.3. 多久市の地域福祉が、5年前と比べてどの程度向上したと感じるか							
	回答数			回答率			
	①向上	②変わらず	③低下	①向上	②変わらず	③低下	
1. 支え合い助け合いの人づくり	74	333	25	17.1%	77.1%	5.8%	
2. 地域活動の拠点づくり	92	312	28	21.3%	72.2%	6.5%	
3. 協働の仕組みづくり	93	308	21	22.0%	73.0%	5.0%	
4. 福祉意識の啓発	120	295	13	28.1%	68.9%	3.0%	
5. 安心して暮らせるまちづくり	121	280	27	28.3%	65.4%	6.3%	
6. 安心して子育てのできるまちづくり	182	233	18	42.0%	53.8%	4.2%	
7. 人にやさしいまちづくり	104	310	17	24.1%	71.9%	4.0%	
8. 福祉サービスの適切な提供	109	303	17	25.4%	70.6%	4.0%	
9. 生涯健康生活の推進	160	258	10	37.4%	60.3%	2.3%	
10. 生涯学習の推進	75	326	21	17.8%	77.2%	5.0%	
11. 就労、雇用の促進	49	347	24	11.7%	82.6%	5.7%	
12. 交流の促進	44	335	46	10.4%	78.8%	10.8%	
合計	1223	3640	267				

多久市の地域福祉が5年前と比べてどの程度向上したと感じるかについては、全体的に「変わらない」が大部分を占めていますが、安心して子育てができるが42.0%、生涯健康生活の推進が37.4%、安心して暮らせる28.3%、福祉意識の啓発28.1%等が向上していると回答し、逆に、交流の促進10.8%、地域活動の拠点づくり6.5%等が低下していると回答されています。



4. 計画（令和4年度～令和8年度）の現状値・目標値

第5次多久市総合計画の成果指標より抜粋

施策項目	指標名	単位	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年)
子育て支援の充実	児童センター「あじさい」利用者数	人	14,373	32,138
	保育待機児童数	人	0	0
	利用者支援事業対応件数	件	201	192
	子育て支援センター利用者数	人	5,490	7,343
健康づくりの推進	特定健診受診率	%	52.1	65.0
	メタボ該当率	%	23.9	19.0
	がん検診受診者延べ数	人	7,208	7,500
	乳児健診受診率（4～6か月児）	%	99.0	100.0
地域福祉の充実	シルバー人材センター会員数	人	62	72
高齢者支援の充実	通いの場等の参加率	%	9.1	10.3
	後期高齢者の要介護認定者での認知症治療者の割合	%	49.4	38.0
障害者支援の充実	グループホームの利用者数	人	50	60
	障害者相談件数	件	1,298	1,300
困窮者支援等の確立	生活保護世帯からの自立件数	世帯	15	17
消防・防災体制の充実	避難行動要支援者名簿・個別計画・同意者率	%	51.0	70.0

資料編

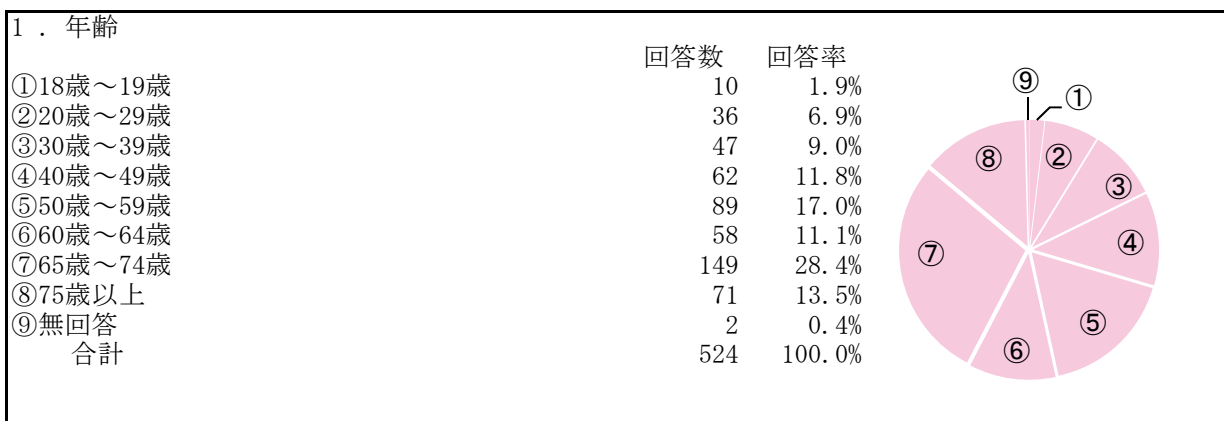
地域福祉計画・地域福祉活動計画に関するアンケート集計表（全体）

市民の地域福祉に関する意見や地域の課題やニーズなどを把握して、地域福祉計画・地域福祉活動計画に反映させるためにアンケートを実施した。

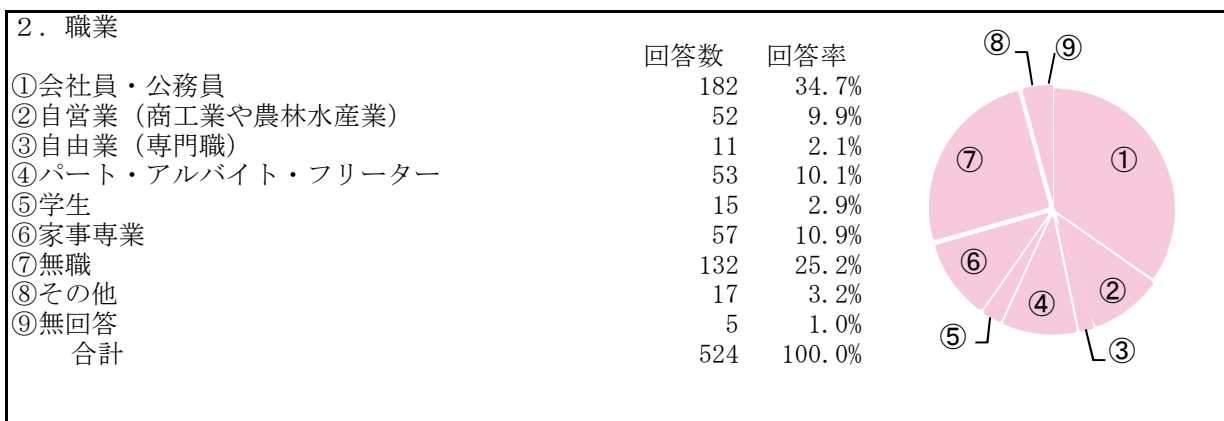
調査は、多久市内に居住する18歳以上の男女1,000人を対象にし、524人から回答があった。

発送件数	1000
回収枚数	524
回収率	52.4%

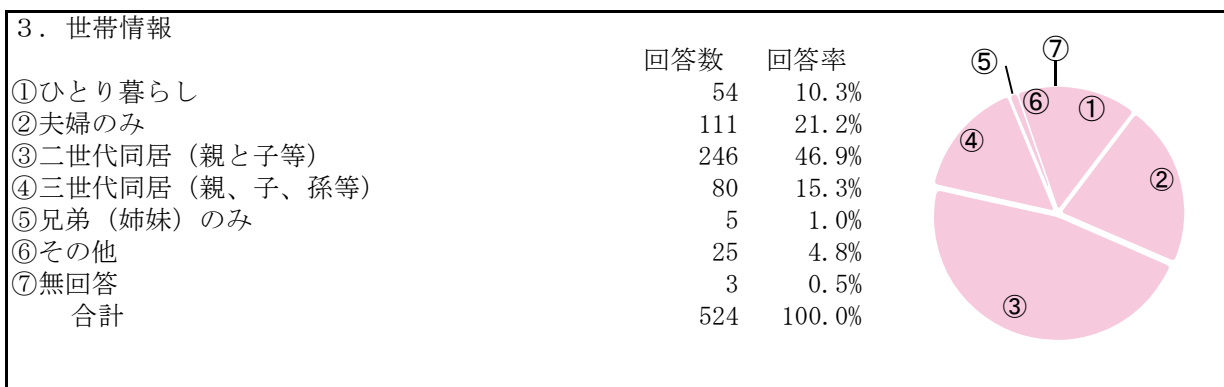
◇あなたご自身のことについて



回答者の年齢構成は「65歳から74歳まで」が28.4パーセントと最も多く、次いで「50歳から59歳」「75歳以上」となっている。



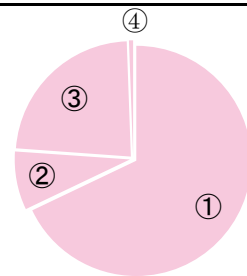
回答者を職業別でみると「会社員・公務員」が34.7パーセント。また「無職」も25.2パーセントあった。



回答者の世帯は「二世帯同居」が46.9パーセントと最も多く、次いで「夫婦のみ」が21.2パーセント、「三世帯同居」が15.3パーセントとなっている。

4. これからの福祉施策の推進にはデジタル化が不可欠になってくる。
 情報入手の方法として情報機器スマホ・パソコン等を利用しているか

	回答数	回答率
①利用している	356	67.9%
②興味があるが、利用していない	43	8.2%
③利用していない	122	23.3%
④無回答	3	0.6%
合計	524	100.0%

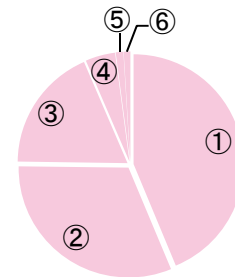


情報機器を利用しているが、67.9パーセントだが、利用していない人も31.5パーセントいる。

◇ご近所とのつながりについて

5. 近所の人と、どのようなお付き合いをされているか

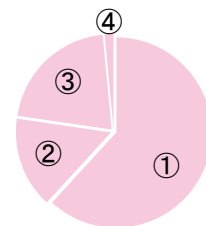
	回答数	回答率
①日頃から親しくしている	229	43.7%
②自治会や隣近所の行事や集会の時のみ	165	31.5%
③道で会えば挨拶程度で地域の行事等にはあまり参加しない	96	18.3%
④近所づきあいはほとんどない	23	4.4%
⑤その他	6	1.1%
⑥無回答	5	1.0%
合計	524	100.0%



近所の人との付き合いを尋ねたところ「日頃から親しくしている」が43.7パーセントと最も多かったが、反面「近所付き合いはほとんどない」が4.4パーセントあった。

6. あなたや家族が困った時に、手助けをお願いできる近所の人がありますか。

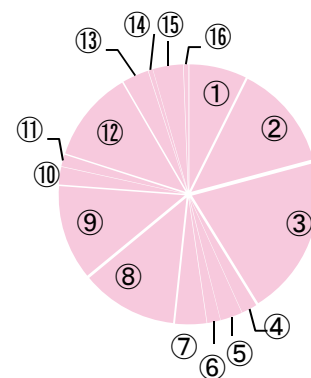
	回答数	回答率
①お願いできる近所の人がある	324	61.8%
②お願いできる近所の人はいない	81	15.5%
③わからない	111	21.2%
④無回答	8	1.5%
合計	524	100.0%



困った時に手助けできる近所の方は、61.8パーセントが「いる」と回答されている。

7. 隣近所の人困っている場合、あなたができると思う手助け（複数回答）

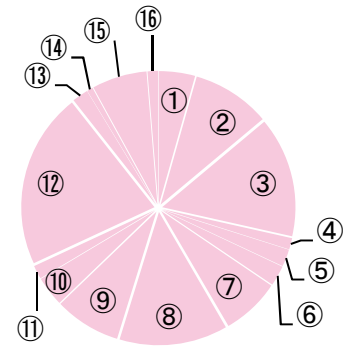
	回答数	回答率
①食事・家事(ごみ出しなど)の手伝い	92	7.4%
②買い物の手伝い	168	13.4%
③話し相手、相談相手	255	20.4%
④短時間の子どもの預かり、子育ての支援	25	2.0%
⑤犬の散歩、ペットのえさやり	35	2.8%
⑥子どもの非行注意、見守り	21	1.7%
⑦地域の防犯パトロール	50	4.0%
⑧高齢者などの安否確認、緊急時の通報	154	12.3%
⑨道路等の清掃、美化	152	12.2%
⑩投棄ゴミ等の撤去、通報	28	2.2%
⑪空き地、空き家の監視、通報	19	1.5%
⑫災害時の手助け	146	11.7%
⑬スマートフォンなどの情報機器の操作方法	42	3.4%
⑭その他	7	0.6%
⑮できそうなことはない	48	3.8%
⑯無回答	9	0.6%
合計	1251	100.0%



隣近所の人困っている時にできる手助けについては「話し相手、相談相手」が20.4パーセントと最も多く、次いで「買い物の手伝い」「高齢者などの安否確認、緊急時の通報」「道路等の清掃、美化」と幅広い援助を思われている。

8. 隣近所の人の手助けを受けるとしたら、どのような手助けを受けたいか（複数回答）

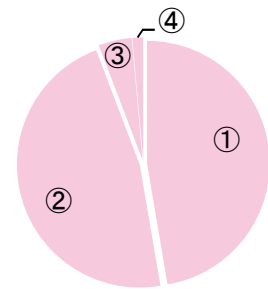
	回答数	回答率
①食事・家事の手伝い	48	4.4%
②買い物の手伝い	104	9.5%
③話し相手、相談相手	160	14.6%
④短時間の子どもの預かり、子育ての支援	15	1.4%
⑤犬の散歩、ペットのえさやり	23	2.1%
⑥子どもの非行注意、見守り	27	2.5%
⑦地域の防犯パトロール	78	7.1%
⑧高齢者などの安否確認、緊急時の通報	144	13.2%
⑨道路等の清掃、美化	88	8.0%
⑩投棄ゴミ等の撤去、通報	40	3.7%
⑪空き地、空き家の監視、通報	18	1.6%
⑫災害時の手助け	233	21.3%
⑬スマートフォンなどの情報機器の操作方法	21	1.9%
⑭その他	8	0.7%
⑮必要ない	73	6.7%
⑯無回答	15	1.3%
合計	1095	100.0%



隣近所からどのような手助けを受けたいかを尋ねたところ「災害時の手助け」が21.3パーセントと最も多く、次いで「話し相手、相談相手」「高齢者などの安否確認、緊急時の通報」となっている。手助けする側と手助けされる側のそれぞれが「話し相手、相談相手」を必要としている人が多かった。

9. 日々の暮らしの中で、地域のつながり（住民同士の助け合い、支え合いなど）必要だと思うか。

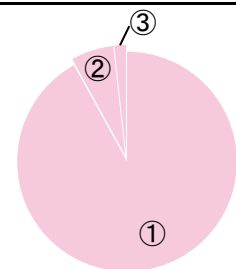
	回答数	回答率
①とても必要	248	47.3%
②どちらかといえば必要	246	46.9%
③必要ない	23	4.4%
④無回答	7	1.4%
合計	524	100.0%



日々の暮らしの中で地域のつながりは必要かを尋ねたところ「とても必要」「どちらかといえば必要」が合わせて94.2パーセントと、ほとんどの人が地域のつながりを必要だと思っていた。

10. 災害時における地区の避難場所を知っているか

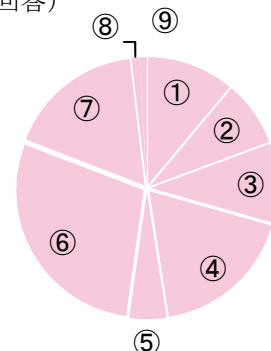
	回答数	回答率
①知っている	482	92.0%
②知らない	33	6.3%
③無回答	9	1.7%
合計	524	100.0%



災害時における地区の避難場所について「知らない」と答えた人が6.3パーセントで、前回調査の19.9パーセントからかなり改善されたが、今後も広報等により周知を継続していく必要がある。

11. 災害時に住民が支え合う地域づくりには何が必要だと思うか（複数回答）

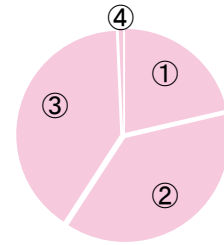
	回答数	回答率
①地域での勉強会や話し合い	130	11.1%
②地域での定期的な避難訓練	97	8.3%
③自主防災組織の整備	118	10.1%
④日常からの見守り	213	18.1%
⑤災害ボランティアの育成	55	4.7%
⑥地域での危険個所の把握	336	28.6%
⑦災害時に手助けが必要な人の台帳整備	203	17.3%
⑧その他	11	0.9%
⑨無回答	11	0.9%
合計	1174	100.0%



災害時に住民が支え合う地域づくりに必要なものについては「地域での危険個所の把握」が28.6パーセント、次いで「日常からの見守り」が18.1パーセントとなっている。

1 2. 「避難行動要支援者支援制度」について知っているか

	回答数	回答率
①知っていた	112	21.4%
②聞いたことはあるが詳しくは知らない	198	37.8%
③知らなかった	210	40.1%
④無回答	4	0.7%
合計	524	100.0%

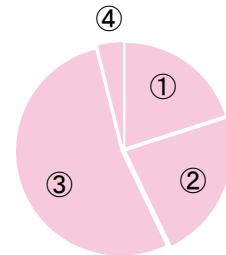


「避難行動要支援者支援制度」について「聞いたことはあるが詳しくは知らない」「知らなかった」が合わせて77.9パーセントで、広報等により周知していく必要がある。

◇地域福祉活動の参加について

1 3. 地域でのさまざまな活動やボランティア活動をしたことがあるか

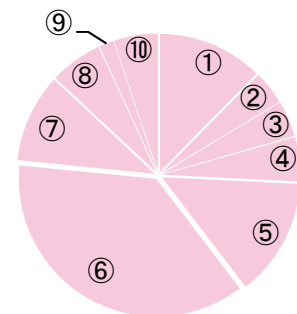
	回答数	回答率
①現在、活動している	105	20.0%
②以前活動していた、現在はしていない	120	22.9%
③活動したことがない	279	53.2%
④無回答	20	3.9%
合計	524	100.0%



地域でのボランティア活動については、「活動したことがない」が53.2%と半数以上あった。

1 4. 【1 3で①、②に回答された方のみ】どのような活動をされていたか（複数回答）

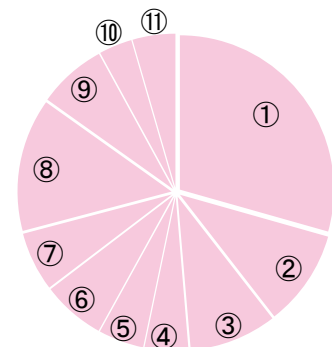
	回答数	回答率
①高齢者支援等に関する活動	50	12.4%
②障害者支援等に関する活動	16	4.0%
③子育て支援等に関する活動	17	4.2%
④健康づくり、医療に関する活動	21	5.2%
⑤教育、文化、スポーツに関する活動	56	13.9%
⑥地域での清掃活動	149	36.9%
⑦防犯、防災等に関する活動	42	10.4%
⑧交通安全に関する活動	25	6.2%
⑨その他	7	1.7%
⑩無回答	21	5.1%
合計	404	100.0%



地域やボランティアでどのような活動したかを尋ねたところ「地域での清掃活動」が36.9パーセントと最も多かった。

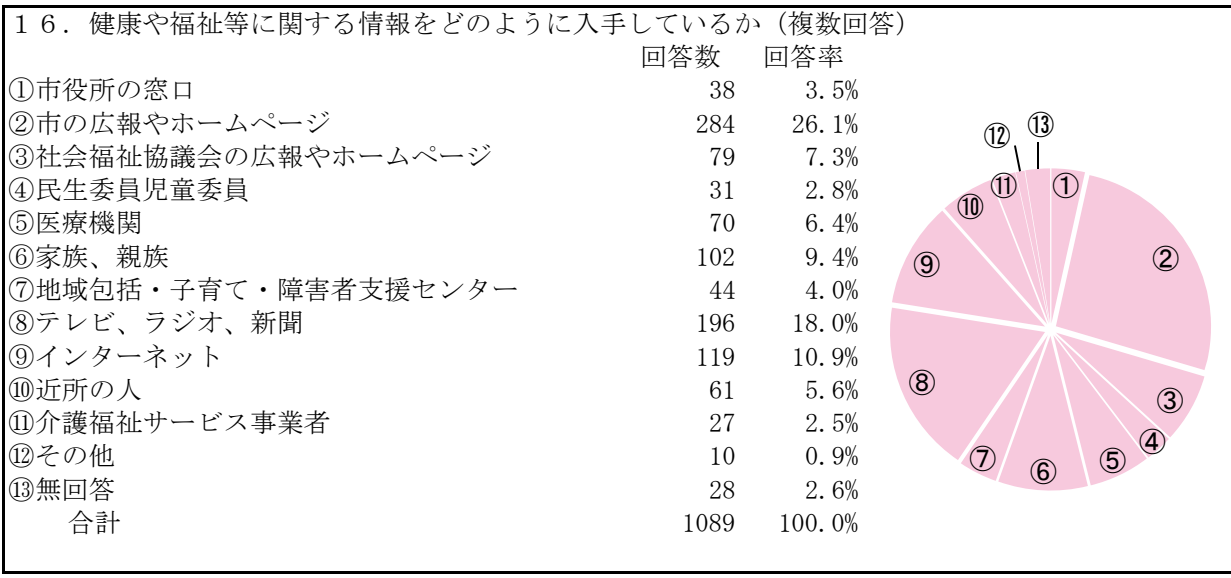
1 5. 【1 3で③に回答された方のみ】どうなれば地域活動、ボランティア活動に参加しても良いと思うか（複数回答）

	回答数	回答率
①自分自身の時間的余裕ができる	160	29.4%
②自分自身の金銭的余裕ができる	55	10.1%
③地域での活動の拠点がある	50	9.2%
④家庭で活動に対する理解がある	25	4.6%
⑤職場で活動に対する理解がある	26	4.8%
⑥ボランティア休暇等活動などへの支援制度の整備	36	6.6%
⑦ボランティア活動などの紹介をもらえる	34	6.2%
⑧一緒に参加する人がいる	76	13.9%
⑨参加したくない	39	7.2%
⑩その他	19	3.5%
⑪無回答	25	4.5%
合計	545	100.0%

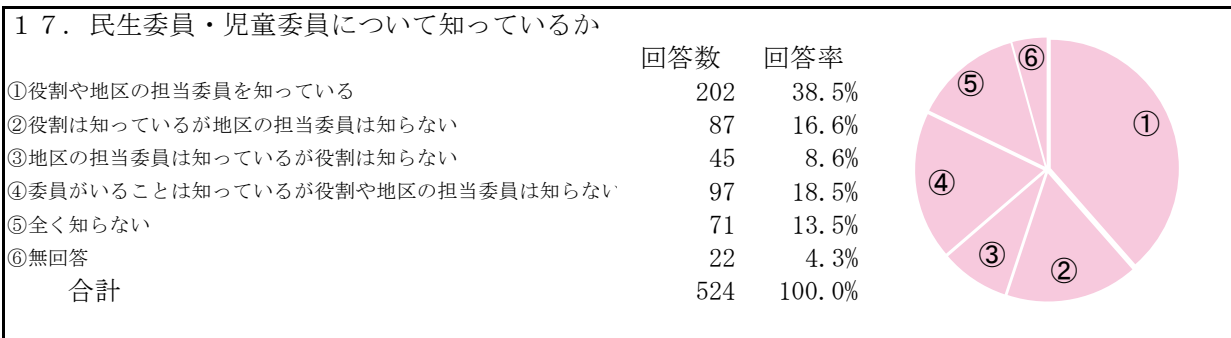


どうなれば地域やボランティア活動に参加するかを尋ねたところ「自分自身の時間的余裕ができる」が29.4パーセント、「自分自身の金銭的余裕ができる」10.1パーセントと、自分自身に余裕ができたら参加すると答えた人が多かった。また、13.9パーセントの人が一緒に参加する人がいれば参加すると回答があった。

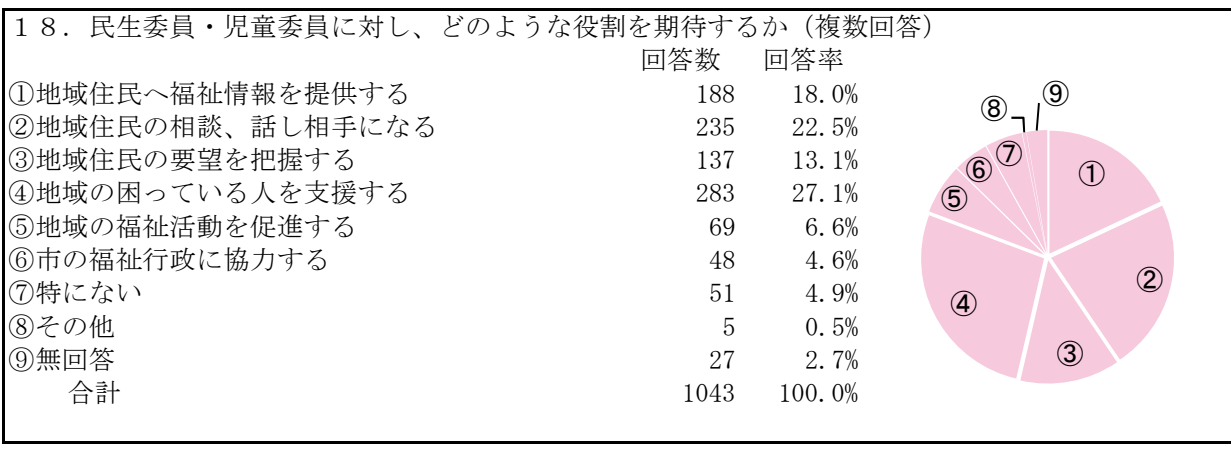
◇福祉に対する考えについて



健康や福祉等に関する情報入手について尋ねたところ「市の広報やホームページ」からが26.1パーセント、次いで「テレビ、ラジオ、新聞」「インターネット」の順となっている。一方「社協の広報やホームページ」が7.3パーセントとなっており、広報紙面やホームページの充実を図る必要がある。



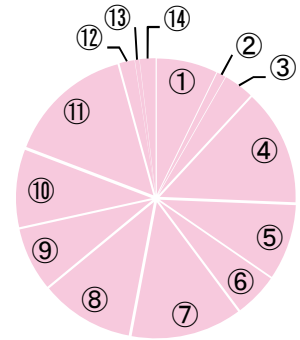
民生委員・児童委員については「役割や地区の担当委員を知っている」が38.5パーセントであったが、「委員がいることは知っているが、役割や担当委員は知らない」が18.5パーセント、「全く知らない」が13.5パーセントであり、民生委員・児童委員の認知度をあげる必要がある。



民生委員・児童委員の役割は、「地域の困っている人を支援する」「地域住民の相談、話し相手になる」「地域住民へ福祉情報を提供する」「地域住民の要望を把握する」等が期待されている。

19. 高齢者が住みやすいまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要か（複数回答）

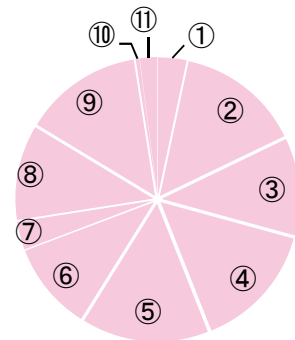
	回答数	回答率
①健康づくり事業の推進	96	7.2%
②学習機会の提供	14	1.1%
③知識や経験を活かした就活や企業の支援	48	3.6%
④介護、福祉、医療の情報提供	183	13.8%
⑤家事援助や配食などの生活支援	119	8.9%
⑥安全な住まいづくりの相談、支援	69	5.2%
⑦気軽に相談できる窓口の設置	175	13.2%
⑧定期的な見守り	147	11.1%
⑨趣味や社会活動などの生きがい対策	100	7.5%
⑩24時間対応の介護、医療サービスの提供	123	9.2%
⑪病院や買い物等の移動手段	199	15.0%
⑫スマートフォンなどの情報機器の学習機会	24	1.8%
⑬その他	7	0.5%
⑭無回答	26	1.9%
合計	1330	100.0%



高齢者が住みやすいまちづくりを進めるためには「病院や買い物等の移動手段」「介護、福祉、医療の情報提供」「気軽に相談できる窓口の設置」等が必要と答えた人が多かった。

20. 障害者が住みやすいまちづくりを進めるためには、どのようなことが必要か（複数回答）

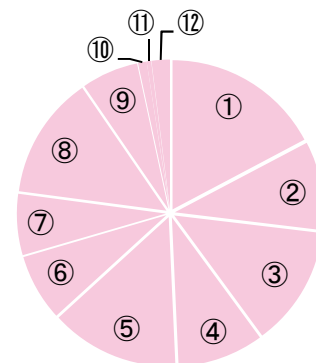
	回答数	回答率
①健康づくり事業の推進	42	3.3%
②福祉教育の充実と障害への理解の促進	182	14.5%
③障害の早期発見、早期療育体制の整備など保険、医療の充実	143	11.4%
④雇用、就労の充実	185	14.7%
⑤在宅生活支援等福祉サービスの充実	187	14.9%
⑥公共施設、道路のバリアフリー等生活環境の整備	130	10.4%
⑦スポーツ、レクリエーション等の余暇活動、社会参加の促進	41	3.3%
⑧相談体制、情報提供体制の充実	140	11.1%
⑨病院や買い物などの移動手段	174	13.9%
⑩その他	6	0.5%
⑪無回答	26	2.0%
合計	1256	100.0%



障害者が住みやすいまちづくりを進めるためには、「在宅生活支援等福祉サービスの充実」「雇用、就労の充実」「福祉教育の充実と障害への理解の促進」が必要と答えた人が多かった。

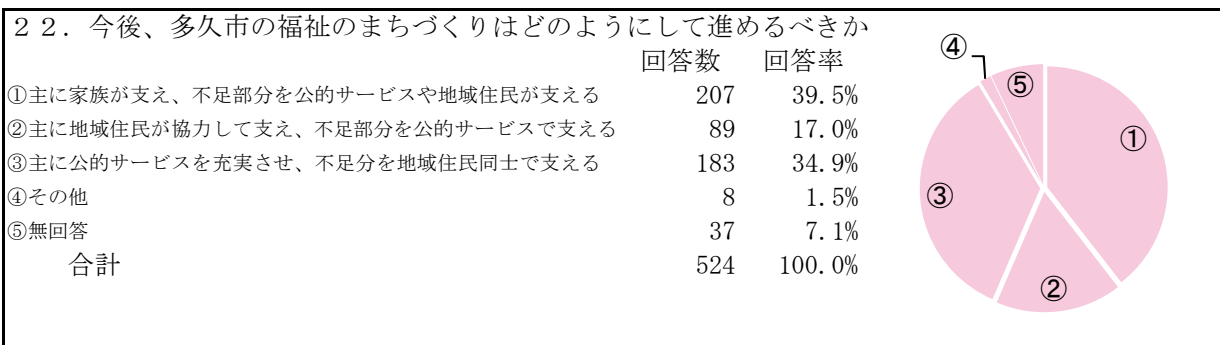
21. 子どもを健やかに育てるためには、どのようなことが必要か（複数回答）

	回答数	回答率
①子ども同士のふれあいや親同士の子育て活動の場づくり	224	17.3%
②自然とのふれあいなど体験学習の推進	125	9.6%
③保育所、幼稚園、学校、公園、図書館などの施設の充実	169	13.0%
④児童館、子育て支援センターなどの子育てサービスの充実	121	9.3%
⑤声掛け、見守りなど地域全体での子育て活動の推進	181	14.0%
⑥虐待防止対策、相談窓口体制の充実	94	7.3%
⑦一時保育、延長保育など保育サービスの充実	86	6.6%
⑧保護者がともに協力する子育ての仕組みづくり	173	13.3%
⑨夜間や休日の救急医療体制の充実	80	6.2%
⑩保護者のための趣味や社会活動などの生きがい対策	12	0.9%
⑪その他	6	0.5%
⑫無回答	25	2.0%
合計	1296	100.0%

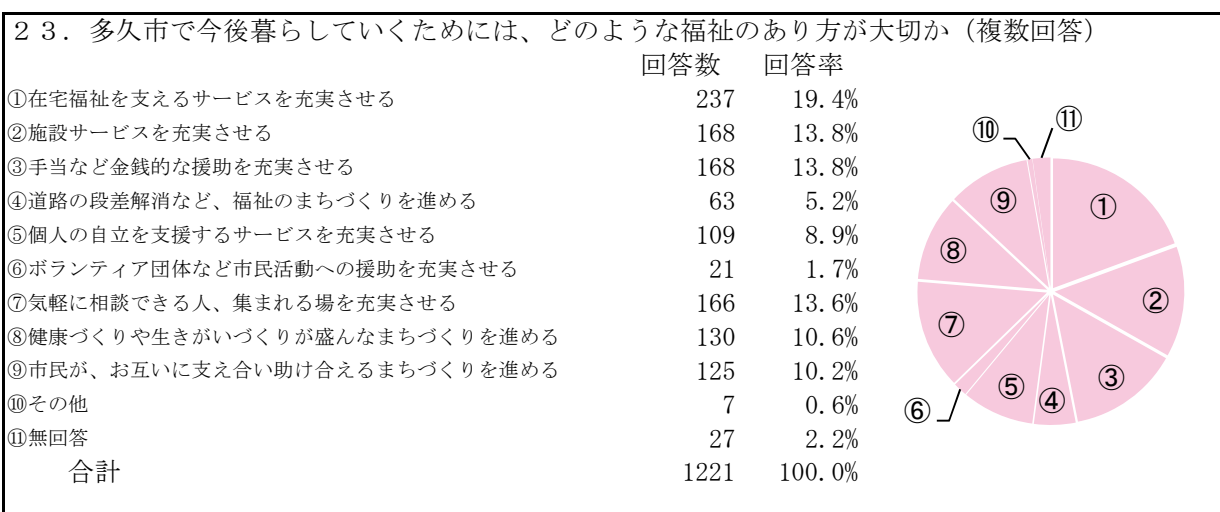


子どもを健やかに育てるためには「子ども同士のふれあいや親同士の子育て活動の場づくり」が最も多く、子育て関連施設の整備・充実が求められている。また、「声掛け、見守りなど地域全体で子育て活動の推進」も必要だと思われる。

◇地域の福祉に対する考えについて

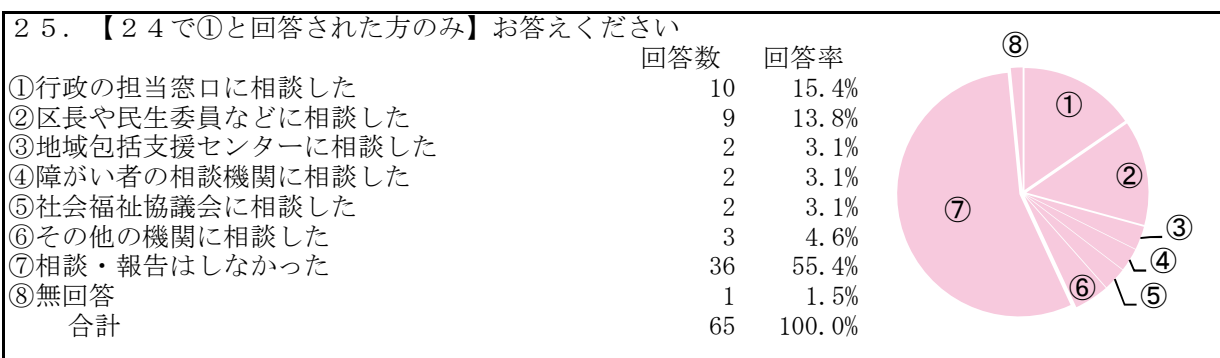
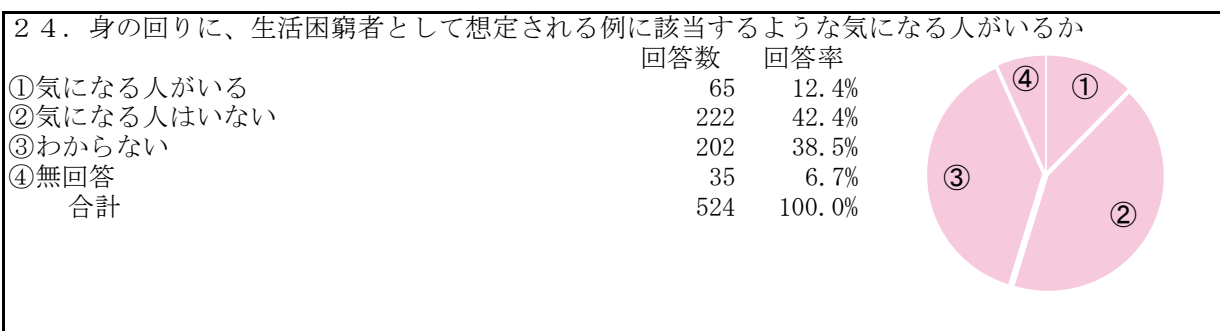


多久市の福祉のまちづくりを進めるには、「主に家族が支え、不足部分を公的サービスや地域住民が支える」が39.5パーセント、「主に公的サービスを充実させ、不足部分を地域住民同士で支える」が34.9パーセントであった。主に家族や公的サービスで支え、不足する部分を地域住民が支えながら進めていくべき、と思っている人が多い。



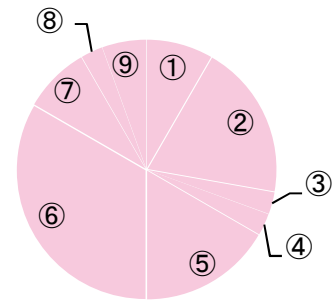
多久市で、今後暮らしていくための福祉のあり方については「在宅福祉を支えるサービスを充実させる」が19.4パーセントあり、続いて「施設サービスを充実させる」「手当など金銭的な援助を充実させる」「気軽に相談できる人、集まれる場を充実させる」ことが大切である等と答える人が多かった。

◇生活困窮者自立支援について



26. 【25で⑦に回答された方のみ】お答えください

	回答数	回答率
①本人が自分で相談する、していると思った	3	8.3%
②区長や民生員などが把握して対応していると思った	7	19.4%
③行政の担当者が把握して対応していると思った	1	2.8%
④社会福祉協議会が把握して対応していると思った	1	2.8%
⑤自分が相談、報告することではないと思った	6	16.7%
⑥本人のプライバシーに関わることだから	12	33.3%
⑦どこに相談したらよいかわからなかった	3	8.3%
⑧関わり合いになりたくなかった	1	2.8%
⑨その他	2	5.6%
⑩無回答	0	0.0%
合計	36	100.0%

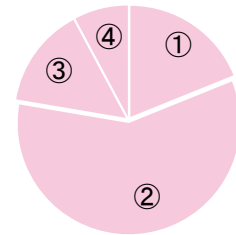


身のまわりに生活困窮者として想定されるような気になる人がいるかを尋ねたところ、12.4パーセントが「気になる人がいる」と答えられたが、そのうち55.4パーセントは相談窓口等に相談・報告されていなかったが、これは、前回調査の70.0パーセントよりは改善されている。しかし、生活困窮者がいるか「わからない」と答えた人も多く、関心を持っていただくよう制度の周知を図ることが求められている。その他の理由として「本人のプライバシーに関わることだから」「区長や民生委員などが把握していると思った」「自分が相談、報告することではないと思った」との回答があった。

◇社会福祉協議会について

27. 社会福祉協議会について知っているか

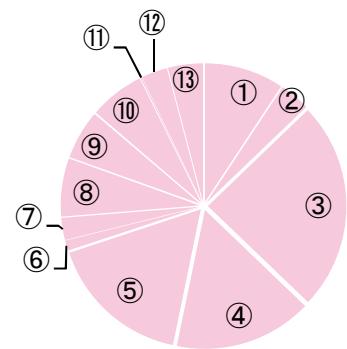
	回答数	回答率
①名前も活動内容もよく知っている	99	18.9%
②名前は聞いたことがあるが活動内容はよく知らない	308	58.8%
③名前も活動内容も知らない	76	14.5%
④無回答	41	7.8%
合計	524	100.0%



社会福祉協議会について尋ねたところ、「名前は聞いたことがあるが活動内容はよく知らない」「名前も活動内容も知らない」が合わせて73.3パーセントあった。社協活動の周知を図るため、広報の拡充、地域での活動に努めていく必要がある。

28. 社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後充実してほしいものは何か（複数回答）

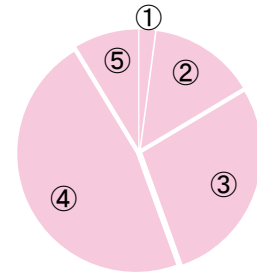
	回答数	回答率
①住民による身近な支え合い運動、地域福祉活動への支援	108	9.3%
②学校区や地域での福祉活動への推進	41	3.5%
③誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス	283	24.3%
④身近なところで相談ができる窓口体制	187	16.1%
⑤高齢者や障害者など援助を必要とする人やそれら団体への支援	194	16.7%
⑥ボランティアリーダーの養成	14	1.2%
⑦ボランティア活動への参加促進と支援	30	2.6%
⑧子育てに関する支援	79	6.8%
⑨児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育の推進	67	5.8%
⑩福祉に関する情報発信（インターネットを含む）	75	6.4%
⑪その他	2	0.2%
⑫特になし	35	3.0%
⑬無回答	49	4.1%
合計	1164	100.0%



社会福祉協議会が行う活動・支援として今後充実してほしいものとして、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」を求める声が多かった。次いで「高齢者や障害者など援助を必要とする人やそれら団体への支援」「身近なところで相談ができる窓口体制」「住民による身近な支え合い運動、地域福祉活動への支援」の充実が求められている。また、「子育てに関する支援」の充実を求める声もあった。

29. 多久市社会福祉協議会のフェイスブック、ホームページをご覧になったことがあるか

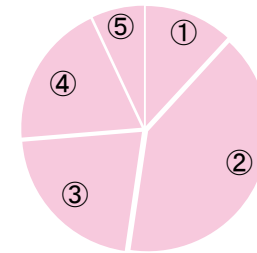
	回答数	回答率
①よく閲覧している	11	2.1%
②何回か閲覧したことがある	75	14.3%
③あることを知っているが閲覧したことはない	147	28.1%
④あることを知らない	245	46.8%
⑤無回答	46	8.7%
合計	524	100.0%



社会福祉協議会のホームページについて尋ねたところ「ホームページがあることを知っているが、閲覧したことはない」「ホームページがあることを知らない」との回答が両者合わせて74.9パーセントあった。ホームページの周知とともに魅力あるホームページを作成する必要がある。

30. 多久市社会福祉協議会の広報誌「社協だより」をご覧になったことがあるか

	回答数	回答率
①いつも読んでいる	62	11.8%
②時々読んでいる	212	40.5%
③広報誌があることは知っているが、読んだことはない	112	21.4%
④広報誌があることを知らなかった	101	19.3%
⑤無回答	37	7.0%
合計	524	100.0%

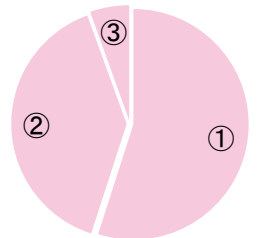


社協だよりについては「時々読んでいる」「いつも読んでいる」を合わせて52.3パーセントと「知っているが読んだことはない」「あることを知らなかった」合わせて40.7パーセントを上回っているが、社協だよりについても周知を図るとともに紙面の充実を図る必要がある。

◇成年後見制度について

31. この支援の仕組みを知っていたか

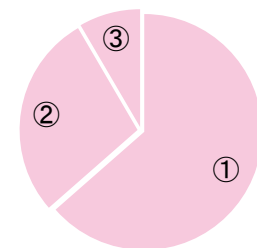
	回答数	回答率
①知っていた	288	55.0%
②知らなかった	207	39.5%
③無回答	29	5.5%
合計	524	100.0%



成年後見制度の支援の仕組みについて「知らない」と答えた人が39.5パーセントあり、広報等により周知を図る必要がある。

32. 支援が必要になった場合、成年後見制度を利用したいと思うか

	回答数	回答率
①利用したい	333	63.5%
②利用したくない	147	28.1%
③無回答	44	8.4%
合計	524	100.0%

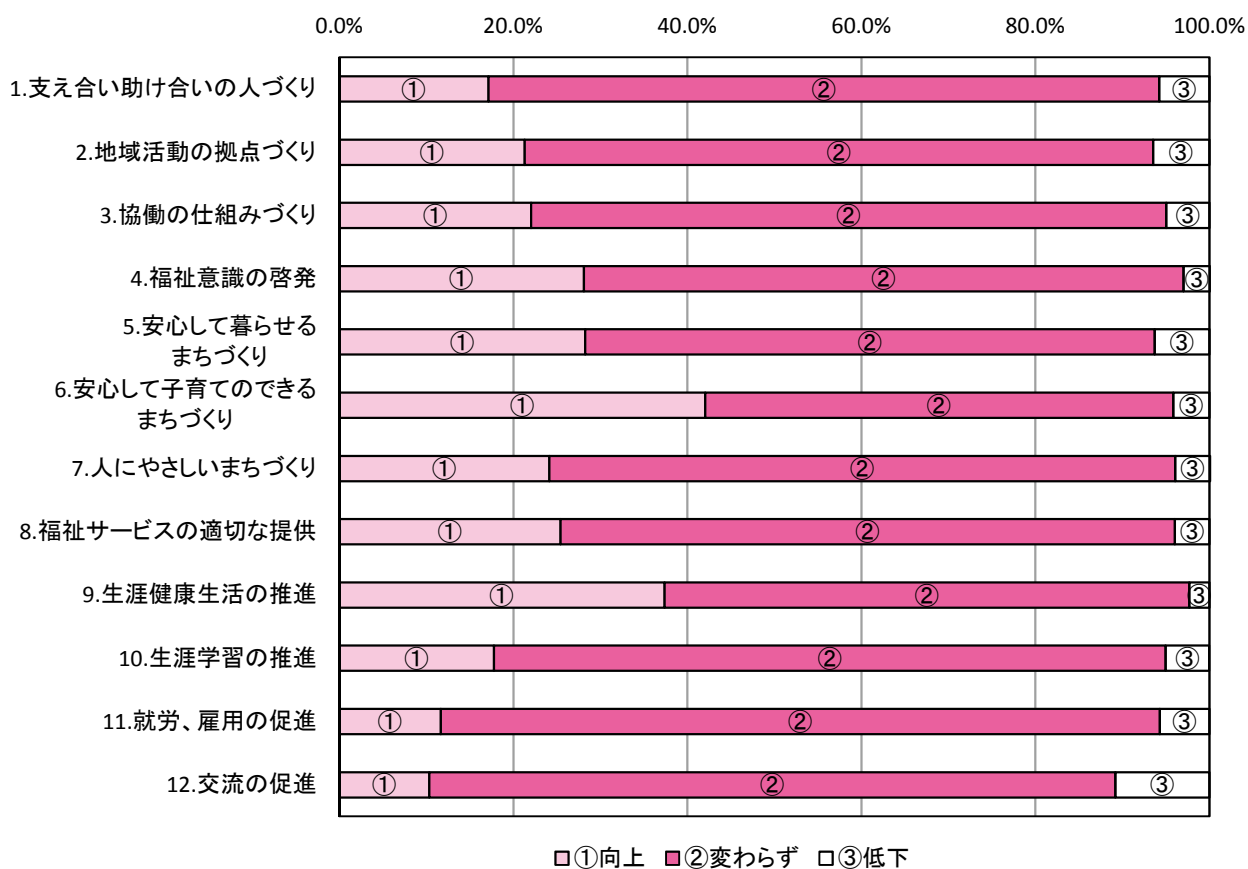


成年後見制度についての利用については、利用したい人が63.5パーセントを占めており、早急に制度の整備を進めていく必要がある。

◇今後の地域福祉のあり方について

	回答数			回答率		
	①向上	②変わらず	③低下	①向上	②変わらず	③低下
1. 支え合い助け合いの人づくり	74	333	25	17.1%	77.1%	5.8%
2. 地域活動の拠点づくり	92	312	28	21.3%	72.2%	6.5%
3. 協働の仕組みづくり	93	308	21	22.0%	73.0%	5.0%
4. 福祉意識の啓発	120	295	13	28.1%	68.9%	3.0%
5. 安心して暮らせるまちづくり	121	280	27	28.3%	65.4%	6.3%
6. 安心して子育てのできるまちづくり	182	233	18	42.0%	53.8%	4.2%
7. 人にやさしいまちづくり	104	310	17	24.1%	71.9%	4.0%
8. 福祉サービスの適切な提供	109	303	17	25.4%	70.6%	4.0%
9. 生涯健康生活の推進	160	258	10	37.4%	60.3%	2.3%
10. 生涯学習の推進	75	326	21	17.8%	77.2%	5.0%
11. 就労、雇用の促進	49	347	24	11.7%	82.6%	5.7%
12. 交流の促進	44	335	46	10.4%	78.8%	10.8%
合計	1223	3640	267			

多久市の地域福祉が、5年前と比べてどの程度向上したとを感じるか



多久市の地域福祉が5年前と比べてどの程度向上したと感じるかについては、全体的に「変わらない」が大部分を占めているが、安心して子育てができるが42.0%、生涯健康生活の推進が37.4%、安心して暮らせる28.3%、福祉意識の啓発28.0%等が向上していると回答し、逆に、交流の促進10.8%、地域活動の拠点づくり6.5%等が低下していると回答しています。

○多久市地域福祉計画策定委員会条例

平成 26 年 9 月 19 日

条例第 10 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく多久市地域福祉計画の策定に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、多久市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 多久市地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 住民団体関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 行政機関関係者
- (6) 関係団体・関係機関
- (7) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により新たに就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多久市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 多久市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定及び事業の実施に関する重要な事項を推進するため、多久市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 活動計画に関する基本的な方針に関すること。
- (2) 活動計画に盛り込むべき事項
- (3) その他活動計画等の策定に当たり必要な事項

(組織)

第3条 委員会は15名以内の委員をもって組織し、委員には関係団体、関係機関の代表者の中から社会福祉協議会会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社会福祉協議会において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が決議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

多久市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

会長:田代 勝良 副会長:大島 克己

	選出区分等	所属団体・役職等	氏 名
1	学識経験者	佐賀県社会福祉士会 相談役	田代 勝良
2	囑託員会	多久市囑託員会会長	大島 克己
3	福祉施設	天寿会常務理事	諸隈 博子
4	医師会	多久市医師会会長	池田 英雄
5	民生委員・児童委員連絡協議会	多久市民生委員・児童委員連絡協議会会長	江口 光幸
6	老人クラブ団体連合会	多久市老人クラブ団体連合会会長	江打 正敏
7	男女共同参画ネットワーク	多久市男女共同参画ネットワーク会長	中島 慶子
8	P T A 連合会	多久市P T A 連合会副会長	野中 加恵子
9	障害福祉団体	多久市身体障害者福祉協会会長	宮原 鉄文
10	保育協議会	多久市保育協議会会長	金ヶ江 和文
11	消防団	多久市消防団女性部部长	諏訪 智代美
12	食生活改善推進協議会	多久市食生活改善推進協議会会長	曲淵 啓子
13	ボランティア連絡協議会	多久市ボランティア連絡協議会会長	南里 カチ子
14	地域貢献推進協議会	多久市地域貢献推進協議会会長	川原田 知章
15	社会福祉協議会	多久市社会福祉協議会事務局長	川浪 正則

多久市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュール

年 月	取 組 事 業
令和3年 5月19日	第1回地域福祉計画・地域福祉活動計画事務局会議 (策定スケジュール、策定方針、アンケート調査等について)
6月22日	第2回地域福祉計画・地域福祉活動計画事務局会議 (アンケート調査内容修正、地域福祉計画の基本的考え方等について)
7月 6日	第1回地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会 (策定スケジュール、策定方針、アンケート調査等について)
8月 5日	第1回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 (委嘱、策定スケジュール、策定方針、アンケート調査等について)
8月12日～8月31日	アンケート調査の実施
8月26日	アンケート調査お礼と再度のお願いハガキ送付
8月17日～9月17日	アンケート集計
9月28日	第3回地域福祉計画・地域福祉活動計画事務局会議 (アンケート調査結果、計画素案の作成について)
10月19日	第2回地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会 (アンケート調査結果、計画素案の作成について)
10月29日	第2回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 (アンケート調査結果、計画素案の作成について)
11月 9日	第3回地域福祉計画・地域福祉活動計画検討委員会 (計画書修正素案について)
11月16日	第3回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 (計画書修正素案について)
12月15日	議会情報交換会 (計画書素案パブリックコメント実施について)
12月27日～ 令和4年1月26日	パブリックコメント
令和4年 2月16日	第4回地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 (パブリックコメント結果について・計画書素案)
3月	計画決定・公表

用語解説

【あ行】

● NPO（法人）

Non Profit Organization の略語で「非営利組織」つまり、営利を目的としない組織のことをいいます。社会貢献活動や慈善活動を行う団体で、特定非営利活動促進法に基づいて設立された法人。

【か行】

●介護保険制度

介護保険は介護が必要な方（要支援者・要介護者）に、その費用を給付する制度。制度の運営主体（保険者）は、全国の市町村と東京 23 区（以下市区町村）で、介護保険料と税金で運営されている。サービスを受けるには原則 1 割の自己負担が必要。ただし、前年度の所得に応じて、自己負担率が 2 割あるいは 3 割になる場合がある。

●介護予防

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものである。

●居宅介護

「居宅介護」とは、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのひとつで、障害の有無に関わりなく基本的人権を享有する個人として日常生活や社会生活を営めるよう、障害者の在宅生活を支援する介護サービス。

●権利擁護

認知症や知的障害、精神障害などを持つ高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。成年後見制度はそのひとつ。

●高齢者

国連の世界保健機関(WHO)の定義では、65 歳以上の人のことを高齢者としている。65-74 歳までを前期高齢者、75 歳以上を後期高齢者と呼ぶ。日本での高齢者の割合は、世界でも最も高い水準。高齢者のうち 65 歳以上 74 歳以下を「前期高齢者」、75 歳以上を「後期高齢者」という

【さ行】

●自主防災組織

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

●社会福祉法

福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

●社会福祉法人

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業とは、社会福祉法第 2 条に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

●身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法（昭和 24 年 12 月 26 日法律第 263 号）に掲げる身体上の障害程度に該当すると認定された方に対して身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため交付されるもの。

●生活自立支援センター

多久市生活自立支援センターは、多久市社会福祉協議会が多久市からの委託を受け、生活困窮者自立支援事業を行っている。「生活に困っている」、「家賃が払えない」、「働きたくても働けない」など、さまざまな事情で悩んでいる人からの相談にも応じている。

●生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」という。

●生活習慣病

生活習慣が原因で起こる疾患の総称。重篤な疾患の要因となる。食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。

●生活保護

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度

●セーフティネット

あらかじめ予想される危険や損害の発生に備えて、被害の回避や最小限化を図る目的で準備される制度やしきみ。

【な行】

●認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を全国で養成している講座。

●訪問介護

介護保険の居宅サービスのひとつ。介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）が介護を必要とする高齢者の家を訪ねて身の回りの世話をする。ホームヘルプサービス。

【は行】

●避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

●避難行動要支援者支援制度

災害が発生した際、ひとりで避難することが難しい人を民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織などや隣近所で避難の手伝いを行う人など、地域の関係者で避難支援などを行うこと。

●フレイル高齢者

フレイルとは、もともと「か弱さ」や「こわれやすさ」を意味する言葉です。こわれやすいものは大切に扱う必要があり、通常の対応とは区別しなければなりません。フレイル高齢者とは「こわれやすい高齢者」、すなわち健康寿命*を失いやすい高齢者であり、健康を保つための配慮が今まで以上に必要な人々です。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

●要介護者

身体または精神の障害のために、入浴・排せつ・食事などの日常生活での基本的な動作について、6ヶ月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態にあると認定された65歳以上の第1号被保険者、または40歳以上65歳未満の特定疾病のある第2号被保険者。

●要支援者

身体または精神の障害のために、入浴・排せつ・食事など日常生活での基本的な動作について、6か月にわたり継続して常時介護を要する状態の、軽減・悪化防止のために特に役立つ支援が必要と見込まれる状態、または、身体または精神の障害のために、6か月にわたり継続して日常生活を営むうえで支障があると見込まれる状態にあると認定された65歳以上の第1号被保険者、または40歳以上65歳未満の特定疾病のある第2号被保険者。

●よかところマップ（社会資源マップ）

多久市における社会福祉施設や医療機関などの福祉関係施設のサービス、制度、情報、人材などをまとめたガイドブック

【ら行】

●療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された方に交付される手帳。

【わ行】

●ワークライフバランス

ワークライフバランスは、「仕事と生活の調和」と訳される言葉。内閣府のサイトによると「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されている。

多久市地域福祉計画・地域福祉活動計画

成年後見制度の利用促進基本計画

令和4年3月発行 発行 多久市・多久市社会福祉協議会

多久市 福祉課

〒846-8501 多久市北多久町大字小侍 7 番地 1

電話 0952-75-2113 FAX 0952-74-3398

URL <https://www.city.taku.lg.jp/>

多久市社会福祉協議会

〒846-0002 多久市北多久町大字小侍 45 番地 3 1

電話 0952-75-3593 FAX 0952-75-6590

URL <http://care-net.biz/41/takushishakyo/>